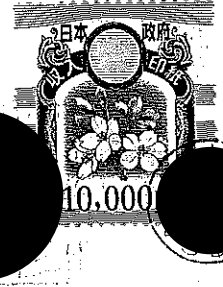


業務等委託契約書



1 委託業務名	令和4年度留守家庭児童育成室(Aブロック)の安全対策に係る警備
2 場所	吹田市立山一留守家庭児童育成室他8育成室
行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月 24日 まで
業務委託料	(1) 午前8時30分から午後5時まで 単価 1,163 円 (税抜) (2) 午後5時から午後6時30分又は午後7時まで 単価 1,453 円 (税抜)
5 契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 第3条第1項第2号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の5に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	吹田市財務規則第115条第1項第6号による

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 8日

発注者 吹田市  
代表者

吹田市長 後藤 圭

受注者 所在地  
商号又は名称  
代表者

大阪府吹田市長野東13番32号  
株式会社SAKAE  
代表取締役 奥谷 康人

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注

者に通知し  
4 受注者は  
50号) 第  
れぞれから  
において、契  
5 受注者  
る者、吹田  
制定) に基  
請負人とし  
6 受注者  
人として  
7 前項の契  
(特許権等  
第6条 受注  
法を使用す  
(現場代理  
第7条 受注  
2 受注者  
ない。  
3 発注者  
ときは、受  
(委託業務  
第8条 発注  
告を求め  
(業務内容  
第9条 発注  
できる。こ  
が協議して  
(履行期間  
第10条 受  
ことができ  
行期間の延

者に通知しなければならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(報告及び業務委託料の請求)

第13条 受注者は、当該月の業務が完了したときは、あらかじめ発注者が指定した様式に基づく報告書を作成し、遅滞なく発注者に報告するとともに、発注者に対して頭書の単価に対し当該月分の業務時間を乗じた業務委託料の支払を請求するものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 発注者は、前条の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正  
る法律  
った場

(4) 受注  
45号

第16条の  
とができ

(1) 役員  
はその  
う。)

(2) 役員  
は第三  
(平成

用する

(3) 役員  
力団員

(4) 役員  
有して

(5) 第5  
契約の

締結し

第16条の  
よるほか

2 前項又  
分がある

(受注者

第17条  
ができる

(1) 第9  
き。

(2) 発注  
き。



(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

受注者  
写させ、  
(従業員  
第22条  
等の緊急  
(補則)  
第23条  
めのない

受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、待遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田

本  
の安  
本仕  
務に

1 目

2 外  
応

3 令

4 (

5 (

(

## 吹田市立留守家庭児童育成室（Aブロック）の安全対策に係る警備業務委託仕様書

本仕様書は、委託者（吹田市）が受託者に吹田市留守家庭児童育成室（Aブロック）の安全対策に係る警備業務を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随する業務として認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 業務名

吹田市立留守家庭児童育成室（Aブロック）の安全対策に係る警備業務【単価契約】

### 2 業務目的

留守家庭児童育成室（以下、育成室とする。）の安全確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、育成室入室児童の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受託者は警備員を指揮監督して業務を行うものとする。

### 3 業務期間

令和4年4月8日（金）から令和5年3月24日（金）

### 4 業務体制

- (1) 各小学校に1人以上の警備員を配置するものとする。
- (2) 前項の警備員は、本仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。

### 5 業務内容

#### (1) 警備業務

警備員は、放課後子ども育成室長が指示する校門及び育成室周辺の立哨による安全監視を行うとともに、校門の開閉を行う。

#### (2) 来校者対応業務

警備員は、育成室に来室する者が、放課後子ども育成室指定の「吹田市留守家庭児童育成室延長利用者証」を掲示しているかどうかを確認し、その掲示のない場合は別紙1「留守家庭児童育成室来室者名簿」にその者の氏名・連絡先等必要事項を記入させるものとする。また、受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は育成室安全対応基本マニュアル等に基づき、速やかに育成室指導員及び学校警備員に連絡する等、適切に処理する。また、校門外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

### (3) 報告書作成業務

業務終了後、別紙2「留守家庭児童育成室安全対策警備報告書」を作成し、当該育成室に提出すること。

## 6 業務日及び業務時間

### (1) 業務日

夏休み及び冬休み期間を除く、平日及び第4土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。詳細な日程は別紙3の勤務カレンダーによる。

### (2) 業務時間

・平日においては、17時から18時30分（山三・西山田・北山田育成室については17時から19時）までとする。

・第4土曜日については、8時30分から17時までとする。

・小学校の行事等による平日の代休日においては、8時30分から18時30分（山三・西山田・北山田育成室については8時30分から19時）までとする。

(3) その他、業務日及び業務時間に変更があった場合は、受託者は委託者の指示に従うものとする。

## 6 遵守事項

受託者が業務を行うに当たっては、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 業務に当たっては、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。

(2) 礼儀正しく、何人に対しても謙虚な態度で接すること。

(3) 業務を行う場合は、育成室の運営を妨げないこと。

(4) 警備員の氏名等必要な事項は、必要に応じて放課後子ども育成室及び小学校長に届け出ること。

(5) 業務時間中に担当学校を離れてはならない。ただし、止むを得ず学校を離れる場合は事前に育成室指導員に報告すること。

(6) 従事者は、業務の履行に際し知りえた個人情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(7) 受託者は、業務従事者に対し各育成室（小学校内）に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。

ア 育成室安全対応基本マニュアルの周知

イ 緊急時の育成室指導員及び学校警備員への連絡について

ウ 児童との接し方

エ 来室者への接し方

- (8) 受託者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上定める。

7 業務対象外

Aブロック内の千里丘北育成室については、小学校外に育成室があるため、業務対象外とする。

月/日

入室時間

入室者氏名

入室者連絡先

児童氏名

続柄

送迎サービスを行っている事業所等名

備考



月/日	入室時間	入室者氏名	入室者連絡先	児童氏名	続柄	送迎サービスを行っている事業所等名	備考

(注)「延長保育利用者証」を忘れた場合は必ず記入してください。



留守家庭児童育成室 安全対策警備員告示 ( 令和 )

年 月 日

育成室

別紙

日 曜日	警備員氏名	印	記事	指導員印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

日 曜日	警備員氏名	印	記事	指導員印
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

業 章 名



令和4年度(2022年度)安全対策に係る警備業務 勤務日

213日

4月

月	火	水	木	金	土	日
				8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

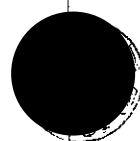
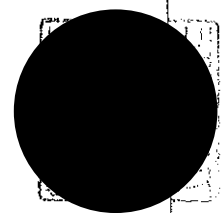
2月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24		

※春分の日を3/21, 秋分の日を9/23と仮定



業務等委託契約書



1 委託業務名	令和4年度留守家庭児童育成室(Bブロック)の安全対策に係る警
2 場所	吹田市立吹一留守家庭児童育成室他8育成室
3 履行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月 24日 まで
4 業務委託料	(1) 午前8時30分から午後5時まで 単価 1,160 円 (税抜) (2) 午後5時から午後6時30分又は午後7時まで 単価 1,450 円 (税抜)
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第2号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の5に相当する額以上とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	吹田市財務規則第115条第1項第6号による

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 8日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 所在地 大阪府豊中市服部豊町1-2-6  
商号又は名称 [redacted] エント・サービス  
代表者 [redacted] 酒井 満

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注

者に通

4 受注

50号

れぞれ

において

5 受注

る者、

制定)

請負人

6 受注

人とし

7 前項

(特許

第6条

法を使

(現場

第7条

2 受注

ない。

3 発注

ときは、

(委託

第8条

告を求

(業務

第9条

できる。

が協議

(履行期

第10条

ことが

行期間の



者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(報告及び業務委託料の請求)

第13条 受注者は、当該月の業務が完了したときは、あらかじめ発注者が指定した様式に基づく報告書を作成し、遅滞なく発注者に報告するとともに、発注者に対して頭書の単価に対し当該月分の業務時間を乗じた業務委託料の支払を請求するものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 発注者は、前条の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公  
る法  
った

(4) 受  
45

第16条  
とがで

(1) 役  
はそ  
う。)

(2) 役  
は第

(平  
用す

(3) 役  
力団

(4) 役  
有し

(5) 第  
契約

締結

第16条  
よるほ

2 前項  
分があ

(受注

第17条  
ができ

(1) 第  
き。

(2) 発  
き。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、待遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

き  
1  
号  
  
ハ  
  
相  
  
に  
  
)  
  
5  
  
2  
  
さ  
社  
  
場  
な  
  
者



## 吹田市立留守家庭児童育成室（Bブロック）の安全対策に係る警備業務委託仕様書

本仕様書は、委託者（吹田市）が受託者に吹田市留守家庭児童育成室（Bブロック）の安全対策に係る警備業務を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随する業務として認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 業務名

吹田市立留守家庭児童育成室（Bブロック）の安全対策に係る警備業務【単価契約】

### 2 業務目的

留守家庭児童育成室（以下、育成室とする。）の安全確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、育成室入室児童の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受託者は警備員を指揮監督して業務を行うものとする。

### 3 業務期間

令和4年4月8日（金）から令和5年3月24日（金）

### 4 業務体制

- (1) 各小学校に1人以上の警備員を配置するものとする。
- (2) 前項の警備員は、本仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。

### 5 業務内容

#### (1) 警備業務

警備員は、放課後子ども育成室長が指示する校門及び育成室周辺の立哨による安全監視を行うとともに、校門の開閉を行う。

#### (2) 来校者対応業務

警備員は、育成室に来室する者が、放課後子ども育成室指定の「吹田市留守家庭児童育成室延長利用者証」を掲示しているかどうかを確認し、その掲示のない場合は別紙1「留守家庭児童育成室来室者名簿」にその者の氏名・連絡先等必要事項を記入させるものとする。また、受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は育成室安全対応基本マニュアル等に基づき、速やかに育成室指導員及び学校警備員に連絡する等、適切に処理する。また、校門外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

### (3) 報告書作成業務

業務終了後、別紙2「留守家庭児童育成室安全対策警備報告書」を作成し、当該育成室に提出すること。

## 6 業務日及び業務時間

### (1) 業務日

夏休み及び冬休み期間を除く、平日及び第4土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。詳細な日程は別紙3の勤務カレンダーによる。

### (2) 業務時間

- ・平日においては、17時から18時30分(吹六・佐井寺・東佐井寺育成室については17時から19時)までとする。
- ・第4土曜日については、8時30分から17時までとする。
- ・小学校の行事等による平日の代休日においては、8時30分から18時30分(吹六・佐井寺・東佐井寺育成室については8時30分から19時)までとする。

(3) その他、業務日及び業務時間に変更があった場合は、受託者は委託者の指示に従うものとする。

## 6 遵守事項

受託者が業務を行うに当たっては、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務当たっては、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (2) 礼儀正しく、何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (3) 業務を行う場合は、育成室の運営を妨げないこと。
- (4) 警備員の氏名等必要な事項は、必要に応じて放課後子ども育成室及び小学校長に届け出ること。
- (5) 業務時間中に担当学校を離れてはならない。ただし、止むを得ず学校を離れる場合は事前に育成室指導員に報告すること。
- (6) 従事者は、業務の履行に際し知りえた個人情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 受託者は、業務従事者に対し各育成室(小学校内)に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。
  - ア 育成室安全対応基本マニュアルの周知
  - イ 緊急時の育成室指導員及び学校警備員への連絡について
  - ウ 児童との接し方



エ 来室者への接し方

- (8) 受託者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ定める。

当

祝  
日

に

分  
。に

る

長

る

と、

下  
行







日	曜日	警備員氏名	印	記事	指導員印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

日	曜日	警備員氏名	印	記事	指導員印
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					



令和 4 年度 (2022年度) 安全対策に係る警備業務 勤務日

213日

4月

月	火	水	木	金	土	日
				8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

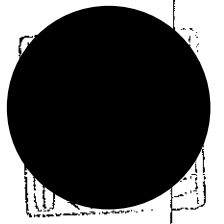
2月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24		

※春分の日を3/21, 秋分の日を9/23と仮定





業務等委託契約書

1 委託業務名	令和4年度留守家庭児童育成室(Cブロック)の安全対策に係
2 場所	吹田市立吹二留守家庭児童育成室他8育成室
執行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月 24日 まで
委託料	(1) 午前8時30分から午後5時まで 単価 1,160 円 (税抜) (2) 午後5時から午後6時30分又は午後7時まで 単価 1,450 円 (税抜)
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第2号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の5に相当する額以上とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	吹田市財務規則第115条第1項第6号による

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 8日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 所在地 大塚 豊町1-2-6  
商号又は名称 株式会社・サービス  
代表者 代 酒井 満

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注

者に通

4 受注

50号

れぞれ

において

5 受注

る者、

制定)

請負人

6 受注

人とし

7 前項

(特許

第6条

法を使

(現場

第7条

2 受注

ない。

3 発注

ときは

(委託

第8条

告を求

(業務)

第9条

できる。

が協議

(履行)

第10条

ことが

行期間

者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(報告及び業務委託料の請求)

第13条 受注者は、当該月の業務が完了したときは、あらかじめ発注者が指定した様式に基づく報告書を作成し、遅滞なく発注者に報告するとともに、発注者に対して頭書の単価に対し当該月分の業務時間を乗じた業務委託料の支払を請求するものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 発注者は、前条の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) ……  
る  
つ  
(4) ……  
4  
第16条…  
とが  
(1) ……  
は  
う。  
(2) ……  
は  
(3) ……  
用  
(3) ……  
力  
(4) ……  
有  
(5) ……  
契  
締  
第16条…  
よる  
2 前項…  
分が  
(受注…  
第17条…  
ができ  
(1) ……  
き。  
(2) ……  
き。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者  
写させ、  
(従業員  
第22条  
等の緊急  
(補員  
第23条  
めのない

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

目

こ

5

2

さ

社

場

な

者

の本孩

1

2

3

4

5



## 吹田市立留守家庭児童育成室（Cブロック）の安全対策に係る警備業務委託仕様書

本仕様書は、委託者（吹田市）が受託者に吹田市留守家庭児童育成室（Cブロック）の安全対策に係る警備業務を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随する業務として認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 業務名

吹田市立留守家庭児童育成室（Cブロック）の安全対策に係る警備業務【単価契約】

### 2 業務目的

留守家庭児童育成室（以下、育成室とする。）の安全確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、育成室入室児童の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受託者は警備員を指揮監督して業務を行うものとする。

### 3 業務期間

令和4年4月8日（金）から令和5年3月24日（金）

### 4 業務体制

- (1) 各小学校に1人以上の警備員を配置するものとする。
- (2) 前項の警備員は、本仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。

### 5 業務内容

#### (1) 警備業務

警備員は、放課後子ども育成室長が指示する校門及び育成室周辺の立哨による安全監視を行うとともに、校門の開閉を行う。

#### (2) 来校者対応業務

警備員は、育成室に来室する者が、放課後子ども育成室指定の「吹田市留守家庭児童育成室延長利用者証」を掲示しているかどうかを確認し、その掲示のない場合は別紙1「留守家庭児童育成室来室者名簿」にその者の氏名・連絡先等必要事項を記入させるものとする。また、受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は育成室安全対応基本マニュアル等に基づき、速やかに育成室指導員及び学校警備員に連絡する等、適切に処理する。また、校門外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

(3) 報告書作成業務

業務終了後、別紙2「留守家庭児童育成室安全対策警備報告書」を作成し、当該育成室に提出すること。

6 業務日及び業務時間

(1) 業務日

夏休み及び冬休み期間を除く、平日及び第4土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。詳細な日程は別紙3の勤務カレンダーによる。

(2) 業務時間

- ・平日においては、17時から18時30分（山手育成室については17時から19時）までとする。
- ・第4土曜日については、8時30分から17時までとする。
- ・小学校の行事等による平日の代休日においては、8時30分から18時30分（山手育成室については8時30分から19時）までとする。

(3) その他、業務日及び業務時間に変更があった場合は、受託者は委託者の指示に従うものとする。

6 遵守事項

受託者が業務を行うに当たっては、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務に当たっては、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (2) 礼儀正しく、何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (3) 業務を行う場合は、育成室の運営を妨げないこと。
- (4) 警備員の氏名等必要な事項は、必要に応じて放課後子ども育成室及び小学校長に届け出ること。
- (5) 業務時間中に担当学校を離れてはならない。ただし、止むを得ず学校を離れる場合は事前に育成室指導員に報告すること。
- (6) 従事者は、業務の履行に際し知りえた個人情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 受託者は、業務従事者に対し各育成室（小学校内）に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。
  - ア 育成室安全対応基本マニュアルの周知
  - イ 緊急時の育成室指導員及び学校警備員への連絡について
  - ウ 児童との接し方

エ 来室者への接し方

- (8) 受託者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ定める。







日	曜日	警備員氏名	印	記事	指導員印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

日	曜日	警備員氏名	印	記事	指導員印
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					





令和4年度(2022年度)安全対策に係る警備業務 勤務日

213日

4月

月	火	水	木	金	土	日
				8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

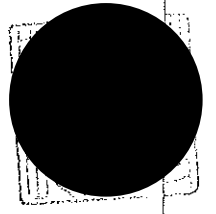
2月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24		

※春分の日を3/21, 秋分の日を9/23と仮定



業務等委託契約書

1 委託業務名	令和4年度留守家庭児童育成室(Dブロック)の安全対策に係る警
2 場所	吹田市立千里新田留守家庭児童育成室他8育成室
執行期間	令和 4年 4月 8日 から 令和 5年 3月 24日 まで
委託料	(1) 午前8時30分から午後5時まで 単価 1,160 円 (税抜) (2) 午後5時から午後6時30分又は午後7時まで 単価 1,450 円 (税抜)
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第2号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の5に相当する額以上とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	吹田市財務規則第115条第1項第6号による

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 8日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 所在地 大阪府豊中市豊町1-2-6  
商号又は名称 株式会社・サービス  
代表者 代表者 井 満

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注

者に通

4 受注

50号

れぞれ

において

5 受注

る者、

制定)

請負人

6 受注

人とし

7 前項

(特許

第6条

法を使

(現場

第7条

2 受注

ない。

3 発注

ときは、

(委託

第8条

告を求め

(業務

第9条

できる。

が協議し

(履行期

第10条

ことがで

行期間の

者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(報告及び業務委託料の請求)

第13条 受注者は、当該月の業務が完了したときは、あらかじめ発注者が指定した様式に基づく報告書を作成し、遅滞なく発注者に報告するとともに、発注者に対して頭書の単価に対し当該月分の業務時間を乗じた業務委託料の支払を請求するものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 発注者は、前条の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。



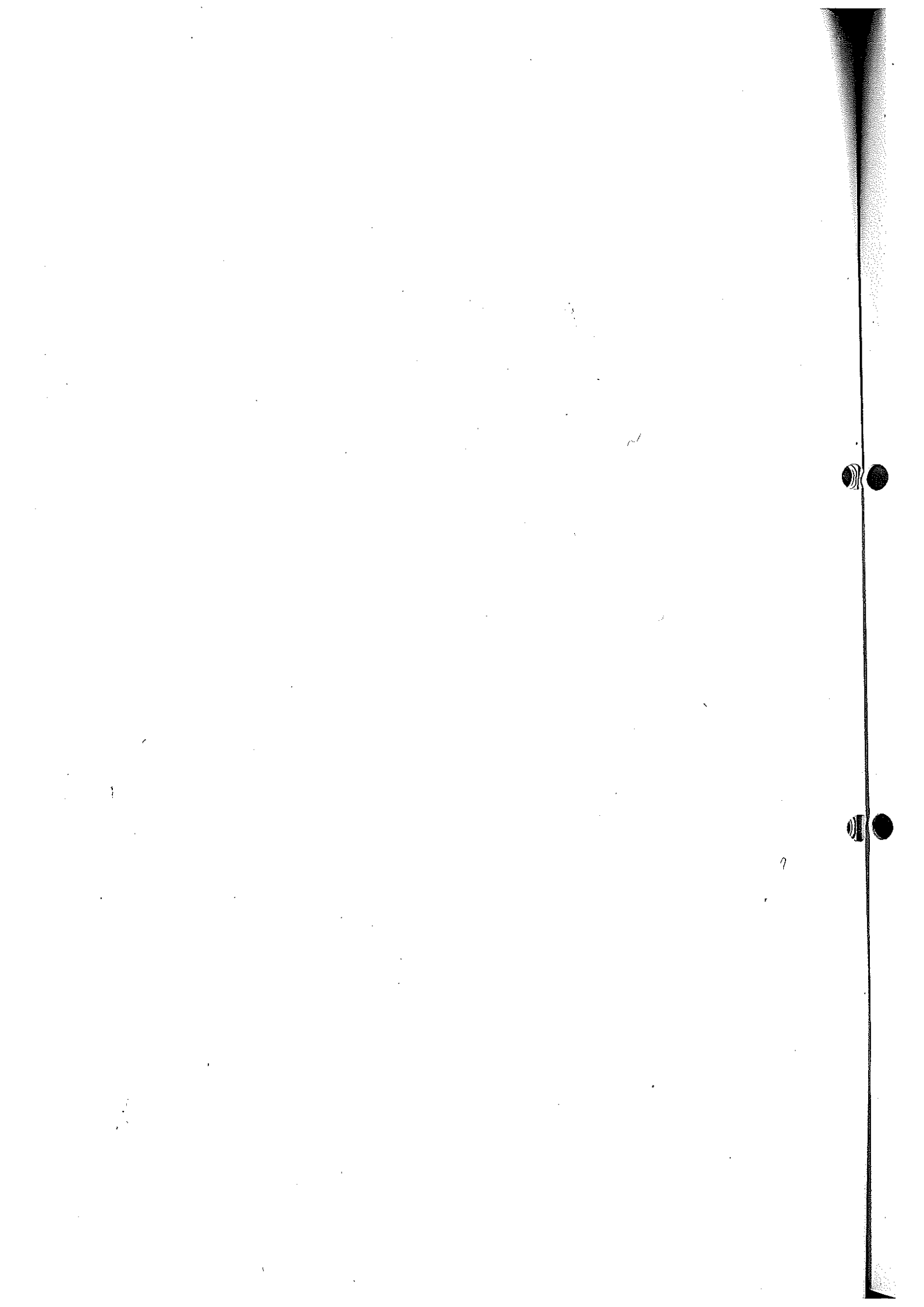
2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。



## 吹田市立留守家庭児童育成室（Dブロック）の安全対策に係る警備業務委託仕様書

本仕様書は、委託者（吹田市）が受託者に吹田市留守家庭児童育成室（Dブロック）の安全対策に係る警備業務を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随する業務として認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 業務名

吹田市立留守家庭児童育成室（Dブロック）の安全対策に係る警備業務【単価契約】

### 2 業務目的

留守家庭児童育成室（以下、育成室とする。）の安全確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、育成室入室児童の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受託者は警備員を指揮監督して業務を行うものとする。

### 3 業務期間

令和4年4月8日（金）から令和5年3月24日（金）

### 4 業務体制

- (1) 各小学校に1人以上の警備員を配置するものとする。
- (2) 前項の警備員は、本仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。

### 5 業務内容

#### (1) 警備業務

警備員は、放課後子ども育成室長が指示する校門及び育成室周辺の立哨による安全監視を行うとともに、校門の開閉を行う。

#### (2) 来校者対応業務

警備員は、育成室に来室する者が、放課後子ども育成室指定の「吹田市留守家庭児童育成室延長利用者証」を掲示しているかどうかを確認し、その掲示のない場合は別紙1「留守家庭児童育成室来室者名簿」にその者の氏名・連絡先等必要事項を記入させるものとする。また、受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は育成室安全対応基本マニュアル等に基づき、速やかに育成室指導員及び学校警備員に連絡する等、適切に処理する。また、校門外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

### (3) 報告書作成業務

業務終了後、別紙2「留守家庭児童育成室安全対策警備報告書」を作成し、当該育成室に提出すること。

## 6 業務日及び業務時間

### (1) 業務日

夏休み及び冬休み期間を除く、平日及び第4土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。詳細な日程は別紙3の勤務カレンダーによる。

### (2) 業務時間

- ・平日においては、17時から18時30分（藤白台、青山台、桃山台、千里たけみ育成室については17時から19時）までとする。
- ・第4土曜日については、8時30分から17時までとする。
- ・小学校の行事等による平日の代休日においては、8時30分から18時30分（藤白台、青山台、桃山台、千里たけみ育成室については8時30分から19時）までとする。

(3) その他、業務日及び業務時間に変更があった場合は、受託者は委託者の指示に従うものとする。

## 6 遵守事項

受託者が業務を行うに当たっては、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務に当たっては、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (2) 礼儀正しく、何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (3) 業務を行う場合は、育成室の運営を妨げないこと。
- (4) 警備員の氏名等必要な事項は、必要に応じて放課後子ども育成室及び小学校長に届け出ること。
- (5) 業務時間中に担当学校を離れてはならない。ただし、止むを得ず学校を離れる場合は事前に育成室指導員に報告すること。
- (6) 従事者は、業務の履行に際し知りえた個人情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (7) 受託者は、業務従事者に対し各育成室（小学校内）に配置するまでの間に、下記の内容について適切な研修等を行うとともに、業務に関し必要な指揮監督を行わなければならない。

ア 育成室安全対応基本マニュアルの周知

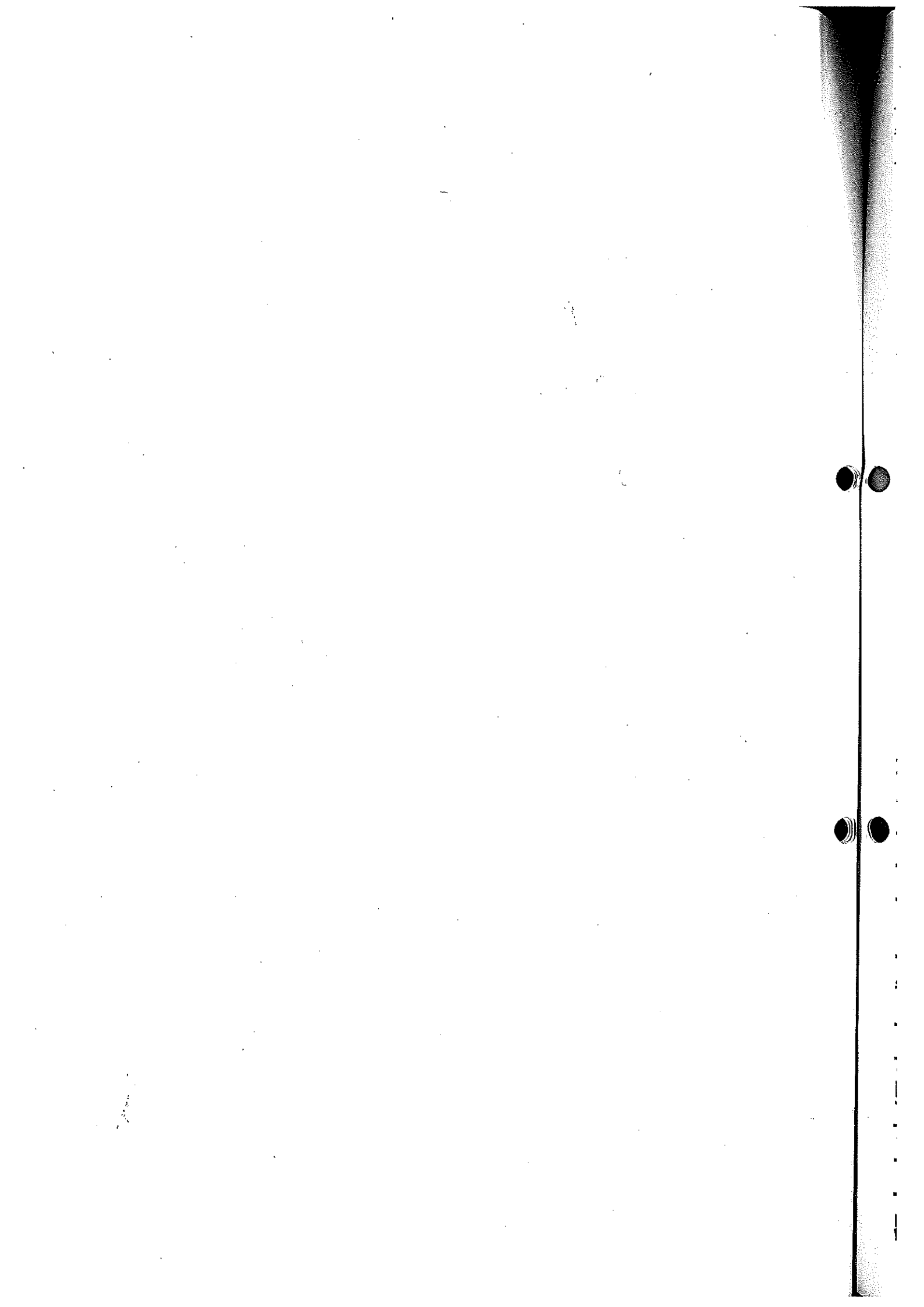
イ 緊急時の育成室指導員及び学校警備員への連絡について

ウ 児童との接し方

エ 来室者への接し方

(8) 受託者は、あらかじめ平常時及び緊急時の連絡体制を定め、連絡業務を円滑に行うものとする。

(9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ定める。

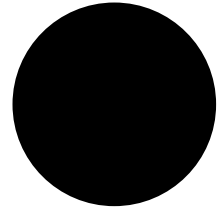


# 留守家庭児童育成室 来室者名簿

育成室

月/日	入室時間	来室者氏名	来室者連絡先	児童氏名	続柄	送迎サービスを行っている事業所等名	備考

(注)「延長保育利用者証」を忘れた場合は必ず記入してください。





日 曜 日	警 備 員 氏 名	印	記 事	指 導 員 印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

日 曜 日	警 備 員 氏 名	印	記 事	指 導 員 印
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				



令和4年度（2022年度）安全対策に係る警備業務 勤務日

213日

4月

月	火	水	木	金	土	日
				8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

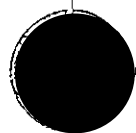
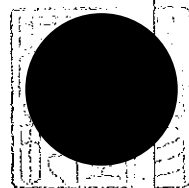
2月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

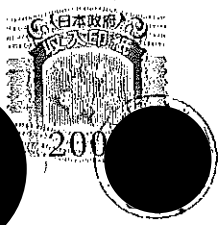
3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24		

※春分の日を3/21、秋分の日を9/23と仮定



業務等委託契約書



1 委託業務名	吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務				
所	吹田市千里丘北1番31号				
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から				
	令和 5年 3月 31日 まで				
4 業務委託料	(1) 午前8時30分から午後5時まで 単価 1,163 円 (税抜)				
	(2) 午前8時から午前8時30分及び午後5時から午後7時まで 単価 1,453 円 (税抜)				
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第2号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の5に相当する額以上とする。)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)				
6 適用除外条項	吹田市財務規則第115条第1項第7号による				

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 所在地 大阪府吹田市長野東13番32号  
商号又は名称 株式会社SAKAE  
代表者 代表取締役 奥谷 康人

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注

者に通  
4 受注  
50号  
れぞれ  
おいて  
5 受注  
る者、  
制定)  
請負人  
6 受注  
人とし  
7 前項  
(特許  
第6条  
法を使  
(現場  
第7条  
2 受注  
ない。  
3 発注  
ときは、  
(委託  
第8条  
告を求  
(業務  
第9条  
できる。  
が協議し  
(履行期  
第10条  
ことがて  
行期間の

者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(報告及び業務委託料の請求)

第13条 受注者は、当該月の業務が完了したときは、あらかじめ発注者が指定した様式に基づく報告書を作成し、遅滞なく発注者に報告するとともに、発注者に対して頭書の単価に対し当該月分の業務時間を乗じた金額に消費税等相当額を加算した業務委託料の支払を請求するものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 発注者は、前条の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公  
る法  
った  
(4) 受  
45  
第16条  
とがで  
(1) 役  
はそ  
う。  
(2) 役  
は第  
(平  
用す  
(3) 役  
力団  
(4) 役  
有し  
(5) 第  
契約  
締結  
第16条  
よるほ  
2 前項  
分があ  
(受注  
第17条  
ができ  
(1) 第  
き。  
(2) 発注  
き。



(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

本  
育成  
るも  
務と

1

2

室  
員

3

令

4

吵

5

6

## 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務等委託仕様書

本仕様書は、発注者（吹田市）が受託者に吹田市千里丘北留守家庭児童育成室（以下、育成室とする。）の安全対策に係る警備業務等を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随する業務として認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 業務名

吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室の安全対策に係る警備業務【単価契約】

### 2 業務目的

育成室の安全確保と円滑な運営を目的とし、外部からの不審者に対する警備、育成室入室児童の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とし、受託者は警備員を指揮監督して業務を行うものとする。

### 3 業務期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

### 4 業務場所

吹田市千里丘北1番31号 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室

### 5 業務体制

- (1) 育成室に1人以上の警備員を配置するものとする。
- (2) 前項の警備員は、本仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、身分証明書を必携の上、制服・制帽、名札、腕章を着用し、緊急連絡用として携帯電話等と警笛を常時携帯させるものとする。

### 6 業務内容

#### (1) 警備業務

警備員は、放課後子ども育成室長が指示する門及び吹田市立千里丘北小学校から育成室までの下校・登室ルート等の育成室周辺の立哨による安全監視を行うとともに、校門の開閉を行う。

#### (2) 来室者対応業務

警備員は、育成室に来室する者が、放課後子ども育成室指定の「吹田市留守家庭児童育成室延長利用者証」を掲示しているかどうかを確認し、その掲示のない場合は別紙1「留守家庭児童育成室来室者名簿」にその者の氏名・連絡先等必要

事項を記入させるものとする。また、受付・用件の確認において、不審者と判断した場合は育成室安全対応基本マニュアル等に基づき、速やかに育成室指導員及び隣接する千里丘北小学校の学校警備員に連絡する等、適切に処理する。また、門外周辺にあっても、明らかに不審者と見られる場合は同様とする。

(3) 植栽散水業務

警備員は立哨をしない時間帯等に、育成室敷地内の植栽に散水を行うこと。なお、散水を行う日は、4月から9月までは毎日、10月から3月までは毎週月曜日、水曜日、金曜日とする。ただし、散水日は固定するものではないので、気候や天気の状態によって、臨機応変に対応すること。

(4) 国旗掲揚業務

警備員は、業務開始時に国旗掲揚を行う。また、業務終了時には国旗の降納を行う。なお、雨天時等には国旗掲揚を行わないこと。

(5) 報告書作成業務

業務終了後、別紙2「留守家庭児童育成室安全対策警備報告書」を作成し、当該育成室に提出すること。

7 業務日及び業務時間

(1) 業務日

平日及び第4土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間は除く。詳細な日程は別紙3の勤務カレンダーによる。

(2) 業務時間

- ・平日においては、13時00分から19時00分までとする。
- ・第4土曜日については、8時30分から17時までとする。
- ・小学校の行事等による平日の代休日及び長期休業期間中（終業式、始業式を含む）においては、8時00分から19時00分までとする。

(3) その他、業務日及び業務時間に変更があった場合は、受託者は発注者の指示に従うものとする。

8 遵守事項

受託者が業務を行うに当たっては、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務に当たっては、その責務として常に業務従事者の安全と健康の確保に努めること。
- (2) 礼儀正しく、何人に対しても謙虚な態度で接すること。
- (3) 業務を行う場合は、育成室の運営を妨げないこと。
- (4) 警備員の氏名等必要な事項は、必要に応じて放課後子ども育成室に届け出るこ











日	曜日	警備員氏名	印	記事	指導員印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

日	曜日	警備員氏名	印	記事	指導員印
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					



令和4年度(2022年度)安全対策に係る警備業務 勤務日

254日

4月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

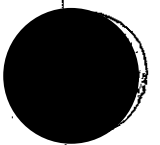
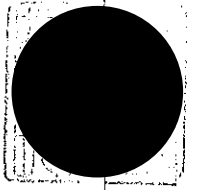
2月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※春分の日を3/21, 秋分の日を9/23と仮定



業務等委託契約書  
(長期継続契約)

1 委託業務名	吹田市立学校等警備業務 (Aブロック)
2 場所	吹田市立小学校 (併設幼稚園を含む) 及び中学校
3 履行期間	令和 2年 6月 1日 から 令和 5年 5月 31日 まで
4 契約金額 総額	206,712,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,792,000円) 【内訳】 小学校 137,808,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 12,528,000円) 中学校 68,904,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,264,000円) 1か月あたり 5,742,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 522,000円) 【内訳】 小学校 3,828,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 348,000円) 中学校 1,914,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 174,000円)
5 契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 第3条第1項第5号 (契約保証金等の額は、契約金額の1年当たりの額の100分の5に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	なし

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 6月 1日

発注者	吹田市		
代表者	吹田市長 後藤 圭二		印
受注者	所在地	大阪市中央区日本橋2丁目9番16号	
	商号又は名称	日東カストディアル・サービス株式会社	
		大阪営業部	
代表者	部長 西野 衛		印

(総則)

- 第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の契約金額（総額）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。
- 3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(契約金額の内訳等)

第1条の2 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和2年度（令和2年6月1日から令和3年3月31日まで）

年度額 金57,420,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

年度額 金68,904,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

年度額 金68,904,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年5月31日まで）

年度額 金11,484,000円（消費税及び地方消費税を含む。）



2 契約保証金及び違約金を算定する場合の契約金額の1年当たりの額（以下「年額相当額」という。）は、金68,904,000円とする。

（法令上の責任）

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（契約の保証）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、年額相当額の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止及び誓約書の提出）

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を

発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了

することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、年額相当額に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して契約金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第16条の4 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第16条の5 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2、第16条の3及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する契約金額を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立学校等警備業務（Aブロック）仕様書

吹田市立学校等の警備に関する実施要項について、次のとおり定める。

- 1 業務名  
吹田市立学校等警備業務（Aブロック）
- 2 業務期間  
令和2年6月1日から令和5年5月31日までの3年間
- 3 長期継続契約  
この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。
- 4 予算の減額又は削除に伴う解除等  
この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約の予算が減額又は削除された場合には、契約を変更又は解除することとなる。
- 5 基本的事項
  - (1) 警備業務の実施にあたっては、常に細心の注意をもって学校園の施設・設備等教育財産の管理・保全に努め、誠実に履行しなければならない。
  - (2) 警備方法については、人的警備とし、職員室その他特に必要と認められる箇所については受注者の負担において警報装置を設置し、その管理を行う。
  - (3) 業務に使用する機械装置及び車両その他全てのものについては、受注者の負担とする。
  - (4) 警備業務に必要な電気、水道及び警備員控室等は無償にて使用させる。
  - (5) 業務中、過失により施設・設備を滅失しあるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受注者はその責を負わねばならない。
  - (6) 警備員の住所・氏名等必要な事項は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。また、学校園に対しては警備員の氏名等必要な事項を届け出なければならない。
  - (7) 警備員には所定の制服等を着用させるとともに、常に身分証明書を携帯させなければならない。また、勤務時間内は携帯電話を所持させるとともに、学校との連絡に使用することを承認すること。さらに、私物等の持込みについては、当該勤務日に必要な物のみとする。
  - (8) 受注者又は警備員は、業務の履行に際し知り得た秘密を部外者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ定める。



## 6 警備体制等

(1) 警備対象学校園及び警備員配置人員 … 別表1のとおり

(2) 刻印箇所及びセンサー一覧 …… 別表2のとおり

※現在設置している刻印箇所数とセンサー箇所数及び設置場所を示す。

現有数を確保すること。

(3) 警備員

受注者は、責任感旺盛かつ誠実で心身ともに健康な警備員を充てること。

(4) 勤務時間

ア 夜間勤務 午後5時～午前8時30分(年中無休)

イ 昼間勤務 午前8時30分～午後5時

- ・ 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、夏季休業期間の8月13日～8月15日及び、冬季休業期間中の12月28日～1月3日とする。

- ・ 吹田市教育研究大会開催日(時期未定)の午後1時～午後5時(4時間)

## 7 業務内容

(1) 防犯業務

警備員は、夜間勤務を開始する際、校園舎内外の施錠を行い、残留者がいるときは、その退出を確認して施錠を行う。また、解錠については、各学校園で指定された時期及び場所について行う。

侵入者を発見した際には、関係機関への連絡等を行い、臨機かつ必要な対応を行う。また、(後日)速やかに発注者に顛末等を報告すること。

(2) 巡回業務

ア 打刻巡回

警備員は、勤務時間中、おおむね次の時刻から開始するとともに巡回時計を携行してあらかじめ定められた箇所を巡回し、校園内の巡視を行う。

- ・ 昼間巡回時刻 午前10時、午後2時

- ・ 夜間巡回時刻 午後5時、午後7時、午後9時、午前6時

さらに、学校園においてプール授業を実施している期間に限り、午前6時の巡回時に、プール内の異常の有無についての確認を行う。

イ 火元取締

警備員は、巡回の際、職員室・校園長室・警備員控室のゴミ入れ、湯沸器の種火の点検等を行う。

ウ 消灯及び空調機の運転停止確認

警備員は、巡回の際、各階不要場所の消灯確認、空調機の運転停止の確認作業を行う。

(3) 緊急時対応業務

警備員は、火災、風水害、その他非常事態の発生を認めたときは、速やかに関係機関への通報、学校園長あるいは受注者に連絡する等、臨機かつ必要な処置をとる。また、(後日)速やかに発注者に顛末等を報告すること。

(4) 学校開放時対応業務

警備員は、学校開放で使用する施設の鍵の受渡し及び小・中学校体育館の開放に伴う施解錠等の業務を行う。また、利用者への対応は親切丁寧に行うとともに、言動には十分注意すること。

(5) 来校者及び電話等対応業務

警備員は、来客の取次ぎ、電話の対応、文書物品の受領等その他必要な作業を行う。また、親切丁寧な対応を行うとともに、言動には十分注意すること。

(6) 立哨業務

警備員は、午前8時から午前8時30分の間、腕章・制服等を着用し、各小学校及び中学校の通用門等において、立哨業務を行う。ただし、西山田小学校及び北山田小学校の春季・夏季・冬季休業期間（第4土曜日は除く）以外の学校休業日は除く。

また、来校園者に対し、親切丁寧な対応を行うとともに、言動には十分注意すること。

(7) 警備日誌の作成

警備員は勤務日の業務報告書（日誌）を作成し、勤務を終了する際、学校園長に報告する。

(8) 国旗等の掲揚及び降納

警備員は、平日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び教育委員会の指定する日（土曜日又は日曜日開催の運動会、体育祭、参観日等）の概ね午前8時においては国旗を揚げ、概ね午後5時には国旗を降ろす（但し、雨天時は国旗掲揚しない）。また、立哨業務等に支障のないよう対応すること。さらに、受注者は、千里丘北小学校においては、他校と同様に、国旗等の掲揚及び降納についてのみ対応すること。

(9) その他

警備員は学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むとともに、感染症の拡大防止対策（マスク、消毒、検温等）に努めること

また、受注者は警備員に対し、喫煙禁止について、指導・教育等必要な措置を講じるとともに、感染症の拡大防止に十分留意すること。

【Aブロック】警備対象学校園及び警備員配置人員

別表1

警備対象校園名	警備員人員	警備対象校園名	警備員人員
山田第一小学校 山田第一幼稚園含む	1	山田第二小学校	1
山田第三小学校 山田第三幼稚園含む	1	山田第五小学校	1
東山田小学校 東山田幼稚園含む	1	南山田小学校 南山田幼稚園含む	1
西山田小学校	1	北山田小学校	1
千里丘北小学校 ※箇所数及び人員には含まない	国旗等の掲揚及び降納対応必要	山田中学校	1
山田東中学校	1	西山田中学校	1
千里丘中学校	1		

合計 12か所 12人

【Aブロック】刻印箇所及びセンサー一覧表

別表2

令和2年3月現在

	学校名	刻印箇所数	防犯センサー設置箇所	ブザー数	防犯センサーの主だった設置箇所
1	山田第一小学校	6	2	2	職員室・コンピュータ室
2	山田第二小学校	6	2	2	職員室・コンピュータ室
3	山田第三小学校	6	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
4	山田第五小学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
5	東山田小学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
6	南山田小学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
7	西山田小学校	4	2	2	職員室・コンピュータ室
8	北山田小学校	6	2	2	職員室・コンピュータ室
9	山田中学校	5	4	3	職員室・校長室・事務室・コンピュータ室
10	西山田中学校	6	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
11	山田東中学校	6	7	4	職員室・校長室・コンピュータ室・音楽室
12	千里丘中学校	5	7	3	職員室・校長室・コンピュータ室

※防犯センサー 職員室には約2個の熱線センサー

コンピュータ室には1個の熱線センサーと準備室のある所には更に1個

【防犯センサーの設置を追加している学校及び設置箇所】

※山田東中学校 技術室・1F西階段・1F南階段

※千里丘中学校 1F北校舎東階段・1F南校舎東階段・職員室前廊下両側(赤外線センサー)

業務等委託契約書  
(長期継続契約)

1 委託業務名	吹田市立学校等警備業務 (Bブロック)
2 場 所	吹田市立小学校 (併設幼稚園を含む) 及び中学校
3 履行期間	令和 2年 6月 1日 から 令和 5年 5月31日 まで
4 契約金額 総額	243,936,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 22,176,000円) 【内訳】 小学校 156,816,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,256,000円) 中学校 87,120,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,920,000円) 1か月あたり 6,776,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 616,000円) 【内訳】 小学校 4,356,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 396,000円) 中学校 2,420,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 220,000円)
5 契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 第3条第1項第5号 (契約保証金等の額は、契約金額の1年当たりの額の100分の5に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免 除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	なし

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 6月 1日

発注者	吹 田 市		
	代 表 者	吹田市長 後藤 圭二	印
受注者	所 在 地	大阪市中央区日本橋2丁目9番16号	
	商号又は名称	日東カスタディアル・サービス株式会社	
		大阪営業部	
	代 表 者	部長 西野 衛	印

(総 則)

- 第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の契約金額（総額）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。
- 3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(契約金額の内訳等)

第1条の2 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和2年度（令和2年6月1日から令和3年3月31日まで）

年度額 金67,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

年度額 金81,312,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

年度額 金81,312,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年5月31日まで）

年度額 金13,552,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約保証金及び違約金を算定する場合の契約金額の1年当たりの額（以下「年額相当額」という。）は、金81,312,000円とする。

（法令上の責任）

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（契約の保証）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、年額相当額の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止及び誓約書の提出）

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を

発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了

することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、年額相当額に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して契約金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。



(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第16条の4 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第16条の5 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2、第16条の3及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する契約金額を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立学校等警備業務（Bブロック）仕様書

吹田市立学校等の警備に関する実施要項について、次のとおり定める。

- 1 業務名  
吹田市立学校等警備業務（Bブロック）
- 2 業務期間  
令和2年6月1日から令和5年5月31日まで
- 3 長期継続契約  
この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。
- 4 予算の減額又は削除に伴う解除等  
この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約の予算が減額又は削除された場合には、契約を変更又は解除することとなる。
- 5 基本的事項
  - (1) 警備業務の実施にあたっては、常に細心の注意をもって学校園の施設・設備等教育財産の管理・保全に努め、誠実に履行しなければならない。
  - (2) 警備方法については、人的警備とし、職員室その他特に必要と認められる箇所については受注者の負担において警報装置を設置し、その管理を行う。
  - (3) 業務に使用する機械装置及び車両その他全てのものについては、受注者の負担とする。
  - (4) 警備業務に必要な電気、水道及び警備員控室等は無償にて使用させる。
  - (5) 業務中、過失により施設・設備を滅失しあるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受注者はその責を負わねばならない。
  - (6) 警備員の住所・氏名等必要な事項は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。また、学校園に対しては警備員の氏名等必要な事項を届け出なければならない。
  - (7) 警備員には所定の制服等を着用させるとともに、常に身分証明書を携帯させなければならない。また、勤務時間内は携帯電話を所持させるとともに、学校との連絡に使用することを承認すること。さらに、私物等の持込みについては、当該勤務日に必要な物のみとする。
  - (8) 受注者又は警備員は、業務の履行に際し知り得た秘密を部外者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ定める。

## 6 警備体制等

(1) 警備対象学校園及び警備員配置人員 … 別表1のとおり

(2) 刻印箇所及びセンサー一覧 …… 別表2のとおり

※現在設置している刻印箇所数とセンサー箇所数及び設置場所を示す。

現有数を確保すること。

(3) 警備員

受注者は、責任感旺盛かつ誠実で心身ともに健康な警備員を充てること。

(4) 勤務時間

ア 夜間勤務 午後5時～午前8時30分(年中無休)

イ 昼間勤務 午前8時30分～午後5時

- ・ 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、夏季休業期間の8月13日～8月15日及び、冬季休業期間中の12月28日～1月3日とする。

- ・ 吹田市教育研究大会開催日(時期未定)の午後1時～午後5時(4時間)

## 7 業務内容

(1) 防犯業務

警備員は、夜間勤務を開始する際、校園舎内外の施錠を行い、残留者がいるときは、その退出を確認して施錠を行う。また、解錠については、各学校園で指定された時期及び場所について行う。

侵入者を発見した際には、関係機関への連絡等を行い、臨機かつ必要な対応を行う。また、(後日)速やかに発注者に顛末等を報告すること。

(2) 巡回業務

ア 打刻巡回

警備員は、勤務時間中、おおむね次の時刻から開始するとともに巡回時計を携行してあらかじめ定められた箇所を巡回し、校園内の巡視を行う。

- ・ 昼間巡回時刻 午前10時、午後2時

- ・ 夜間巡回時刻 午後5時、午後7時、午後9時、午前6時

さらに、学校園においてプール授業を実施している期間に限り、午前6時の巡回時に、プール内の異常の有無についての確認を行う。

イ 火元取締

警備員は、巡回の際、職員室・校園長室・警備員控室のゴミ入れ、湯沸器の種火の点検等を行う。

ウ 消灯及び空調機の運転停止確認

警備員は、巡回の際、各階不要場所の消灯確認、空調機の運転停止の確認作業を行う。

(3) 緊急時対応業務

警備員は、火災、風水害、その他非常事態の発生を認めたときは、速やかに関係機関への通報、学校園長あるいは受注者に連絡する等、臨機かつ必要な処置をとる。また、(後日)速やかに発注者に顛末等を報告すること。

(4) 学校開放時対応業務

警備員は、学校開放で使用する施設の鍵の受渡し及び小・中学校体育館の開放に伴う施解錠等の業務を行う。また、利用者への対応は親切丁寧に行うとともに、言動には十分注意すること。

(5) 来校者及び電話等対応業務

警備員は、来客の取次ぎ、電話の対応、文書物品の受領等その他必要な作業を行う。また、親切丁寧な対応を行うとともに、言動には十分注意すること。

(6) 立哨業務

警備員は、午前8時から午前8時30分の間、腕章・制服等を着用し、各小学校及び中学校の通用門等において、立哨業務を行う。ただし、吹田第六小学校の春季・夏季・冬季休業期間（第4土曜日は除く）以外の学校休業日は除く。

また、来校園者に対し、親切丁寧な対応を行うとともに、言動には十分注意すること。

(7) 警備日誌の作成

警備員は勤務日の業務報告書（日誌）を作成し、勤務を終了する際、学校園長に報告する。

(8) 国旗等の掲揚及び降納

警備員は、平日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び教育委員会の指定する日（土曜日又は日曜日開催の運動会、体育祭、参観日等）の概ね午前8時においては国旗を揚げ、概ね午後5時には国旗を降ろす（但し、雨天時は国旗掲揚しない）。また、立哨業務等に支障のないよう対応すること。

(9) その他

警備員は学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むとともに、感染症の拡大防止対策（マスク、消毒、検温等）に努めること

また、受注者は警備員に対し、喫煙禁止について、指導・教育等必要な措置を講じるとともに、感染症の拡大防止に十分留意すること。

【Bブロック】警備対象学校園及び警備員配置人員

別表1

警備対象校園名	警備員人員	警備対象校園名	警備員人員
吹田第一小学校 吹田第一幼稚園含む	1	吹田第三小学校 吹田第三幼稚園含む	1
吹田東小学校	1	吹田第六小学校	1
千里第一小学校	1	佐井寺小学校	1
東佐井寺小学校 東佐井寺幼稚園含む	1	岸部第一小学校 岸部第一幼稚園含む	1
岸部第二小学校	1	第二中学校	1
第三中学校	1	第五中学校	1
片山中学校	1	佐井寺中学校	1

合計 14か所 14人

【Bブロック】刻印箇所及びセンサー一覧表

別表2

令和2年3月現在

	学校名	刻印箇所数	防犯センサー設置箇所	ブザー数	防犯センサーの主だった設置箇所
1	吹田第一小学校	5	3	3	職員室・コンピュータ室
2	吹田第三小学校	6	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
3	吹田東小学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
4	吹田第六小学校	5	3	3	職員室・コンピュータ室・第1音楽室
5	千里第一小学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
6	佐井寺小学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
7	東佐井寺小学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
8	岸部第一小学校	6	4	4	職員室・校長室・コンピュータ室・幼稚園
9	岸部第二小学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
10	第二中学校	6	4	4	職員室・コンピュータ室・1F給食事務前・教材費
11	第三中学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
12	第五中学校	6	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
13	片山中学校	5	5	4	職員室・校長室・コンピュータ室
14	佐井寺中学校	5	5	3	職員室・職員室前・コンピュータ室

※防犯センサー 職員室には約2個の熱線センサー

コンピュータ室には1個の熱線センサーと準備室のある所には更に1個

【防犯センサーの設置を追加している学校及び設置箇所】

※片山中学校 音楽準備室・音楽室前

※佐井寺中学校 音楽準備室・音楽室前



業務等委託契約書  
(長期継続契約)

1 委託業務名	吹田市立学校等警備業務 (Cブロック)
2 場 所	吹田市立小学校 (併設幼稚園を含む) 及び中学校
3 履行期間	令和 2年 6月 1日 から 令和 5年 5月31日 まで
4 契約金額 総額	226,512,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 20,592,000円) 【内訳】 小学校 156,816,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,256,000円) 中学校 69,696,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,336,000円) 1か月あたり 6,292,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 572,000円) 【内訳】 小学校 4,356,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 396,000円) 中学校 1,936,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 176,000円)
5 契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 第3条第1項第5号 (契約保証金等の額は、契約金額の1年当たりの額の100分の5に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免 除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	なし

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 6月 1日

発注者	吹田市	
代表者	吹田市長 後藤 圭二	印
受注者	所在地	大阪市中央区日本橋2丁目9番16号
	商号又は名称	日東カスタディアル・サービス株式会社 大阪営業部
	代表者	部長 西野 衛 印

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の契約金額（総額）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(契約金額の内訳等)

第1条の2 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和2年度（令和2年6月1日から令和3年3月31日まで）

年度額 金62,920,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

年度額 金75,504,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

年度額 金75,504,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年5月31日まで）

年度額 金12,584,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約保証金及び違約金を算定する場合の契約金額の1年当たりの額（以下「年額相当額」という。）は、金75,504,000円とする。

（法令上の責任）

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（契約の保証）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、年額相当額の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止及び誓約書の提出）

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を

発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了

することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、年額相当額に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して契約金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第16条の4 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第16条の5 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2、第16条の3及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する契約金額を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)



第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立学校等警備業務（Cブロック）仕様書

吹田市立学校等の警備に関する実施要項について、次のとおり定める。

- 1 業務名  
吹田市立学校等警備業務（Cブロック）
- 2 業務期間  
令和2年6月1日から令和5年5月31日まで
- 3 長期継続契約  
この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。
- 4 予算の減額又は削除に伴う解除等  
この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約の予算が減額又は削除された場合には、契約を変更又は解除することとなる。
- 5 基本的事項
  - (1) 警備業務の実施にあたっては、常に細心の注意をもって学校園の施設・設備等教育財産の管理・保全に努め、誠実に履行しなければならない。
  - (2) 警備方法については、人的警備とし、職員室その他特に必要と認められる箇所については受注者の負担において警報装置を設置し、その管理を行う。
  - (3) 業務に使用する機械装置及び車両その他全てのものについては、受注者の負担とする。
  - (4) 警備業務に必要な電気、水道及び警備員控室等は無償にて使用させる。
  - (5) 業務中、過失により施設・設備を滅失しあるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受注者はその責を負わねばならない。
  - (6) 警備員の住所・氏名等必要な事項は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。また、学校園に対しては警備員の氏名等必要な事項を届け出なければならない。
  - (7) 警備員には所定の制服等を着用させるとともに、常に身分証明書を携帯させなければならない。また、勤務時間内は携帯電話を所持させるとともに、学校との連絡に使用することを承認すること。さらに、私物等の持込みについては、当該勤務日に必要な物のみとする。
  - (8) 受注者又は警備員は、業務の履行に際し知り得た秘密を部外者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ定める。

## 6 警備体制等

(1) 警備対象学校園及び警備員配置人員 … 別表1のとおり

(2) 刻印箇所及びセンサー一覧 …… 別表2のとおり

※現在設置している刻印箇所数とセンサー箇所数及び設置場所を示す。

現有数を確保すること。

(3) 警備員

受注者は、責任感旺盛かつ誠実で心身ともに健康な警備員を充てること。

(4) 勤務時間

ア 夜間勤務 午後5時～午前8時30分(年中無休)

イ 昼間勤務 午前8時30分～午後5時

- ・ 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、夏季休業期間の8月13日～8月15日及び、冬季休業期間中の12月28日～1月3日とする。

- ・ 吹田市教育研究大会開催日(時期未定)の午後1時～午後5時(4時間)

## 7 業務内容

(1) 防犯業務

警備員は、夜間勤務を開始する際、校園舎内外の施錠を行い、残留者がいるときは、その退出を確認して施錠を行う。また、解錠については、各学校園で指定された時期及び場所について行う。

侵入者を発見した際には、関係機関への連絡等を行い、臨機かつ必要な対応を行う。また、(後日)速やかに発注者に顛末等を報告すること。

(2) 巡回業務

ア 打刻巡回

警備員は、勤務時間中、おおむね次の時刻から開始するとともに巡回時計を携行してあらかじめ定められた箇所を巡回し、校園内の巡視を行う。

- ・ 昼間巡回時刻 午前10時、午後2時

- ・ 夜間巡回時刻 午後5時、午後7時、午後9時、午前6時

さらに、学校園においてプール授業を実施している期間に限り、午前6時の巡回時に、プール内の異常の有無についての確認を行う。

イ 火元取締

警備員は、巡回の際、職員室・校園長室・警備員控室のゴミ入れ、湯沸器の種火の点検等を行う。

ウ 消灯及び空調機の運転停止確認

警備員は、巡回の際、各階不要場所の消灯確認、空調機の運転停止の確認作業を行う。

(3) 緊急時対応業務

警備員は、火災、風水害、その他非常事態の発生を認めたときは、速やかに関係機関への通報、学校園長あるいは受注者に連絡する等、臨機かつ必要な処置をとる。また、(後日)速やかに発注者に顛末等を報告すること。

(4) 学校開放時対応業務

警備員は、学校開放で使用する施設の鍵の受渡し及び小・中学校体育館の開放に伴う施解錠等の業務を行う。また、利用者への対応は親切丁寧に行うとともに、言動には十分注意すること。

(5) 来校者及び電話等対応業務

警備員は、来客の取次ぎ、電話の応対、文書物品の受領等その他必要な作業を行う。また、親切丁寧な対応を行うとともに、言動には十分注意すること。

(6) 立哨業務

警備員は、午前8時から午前8時30分の間、腕章・制服等を着用し、各小学校及び中学校の通用門等において、立哨業務を行う（但し、学校休業日は除く）。

また、来校園者に対し、親切丁寧な対応を行うとともに、言動には十分注意すること。

(7) 警備日誌の作成

警備員は勤務日の業務報告書（日誌）を作成し、勤務を終了する際、学校園長に報告する。

(8) 国旗等の掲揚及び降納

警備員は、平日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び教育委員会の指定する日（土曜日又は日曜日開催の運動会、体育祭、参観日等）の概ね午前8時においては国旗を揚げ、概ね午後5時には国旗を降ろす（但し、雨天時は国旗掲揚しない）。また、立哨業務等に支障のないよう対応すること。

(9) その他

警備員は学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むとともに、感染症の拡大防止対策（マスク、消毒、検温等）に努めること

また、受注者は警備員に対し、喫煙禁止について、指導・教育等必要な措置を講じるとともに、感染症の拡大防止に十分留意すること。

【Cブロック】警備対象学校園及び警備員配置人員

別表1

警備対象校園名	警備員人員	警備対象校園名	警備員人員
吹田第二小学校	1	吹田南小学校	1
千里第二小学校 千里第二幼稚園含む	1	千里第三小学校	1
豊津第一小学校 豊津第一幼稚園含む	1	豊津第二小学校	1
江坂大池小学校 江坂大池幼稚園含む	1	山手小学校	1
片山小学校 片山幼稚園含む	1	第一中学校	1
第六中学校	1	豊津中学校	1
豊津西中学校	1	—	—

合計 13か所 13人

【Cブロック】刻印箇所及びセンサー一覧表

別表2

令和2年3月現在

	学校名	刻印箇所数	防犯センサー設置箇所	ブザー数	防犯センサーの主だった設置箇所
1	吹田第二小学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
2	吹田南小学校	7	2	2	職員室・コンピュータ室
3	千里第二小学校	6	2	2	職員室・コンピュータ室
4	千里第三小学校	7	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
5	豊津第一小学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
6	豊津第二小学校	6	2	2	職員室・コンピュータ室
7	江坂大池小学校	6	2	2	職員室・コンピュータ室
8	山手小学校	6	2	2	職員室・コンピュータ室
9	片山小学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
10	第一中学校	6	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
11	第六中学校	5	2	2	職員室・コンピュータ室
12	豊津中学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
13	豊津西中学校	6	2	2	職員室・コンピュータ室

※防犯センサー 職員室には約2個の熱線センサー

コンピュータ室には1個の熱線センサーと準備室のある所には更に1個

業務等委託契約書  
(長期継続契約)

1 委託業務名	吹田市立学校等警備業務 (Dブロック)
2 場 所	吹田市立小学校 (併設幼稚園を含む) 及び中学校
3 履行期間	令和 2年 6月 1日 から 令和 5年 5月31日 まで
4 契約金額 総額	243,936,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 22,176,000円) 【内訳】 小学校 156,816,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,256,000円) 中学校 87,120,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,920,000円) 1か月あたり 6,776,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 616,000円) 【内訳】 小学校 4,356,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 396,000円) 中学校 2,420,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 220,000円)
5 契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 第3条第1項第5号 (契約保証金等の額は、契約金額の1年当たりの額の100分の5に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免 除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	なし

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 6月 1日

発注者	吹田市		
代表者	吹田市長 後藤 圭二		印
受注者	所在地	東大阪市永和1丁目25番12-401号	
	商号又は名称	日本トラスト株式会社	
	代表者	代表取締役 本谷 隆行	印

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の契約金額（総額）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(契約金額の内訳等)

第1条の2 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和2年度（令和2年6月1日から令和3年3月31日まで）

年度額 金67,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

年度額 金81,312,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

年度額 金81,312,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年5月31日まで）

年度額 金13,552,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約保証金及び違約金を算定する場合の契約金額の1年当たりの額（以下「年額相当額」という。）は、金81,312,000円とする。

（法令上の責任）

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（契約の保証）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、年額相当額の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止及び誓約書の提出）

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を



発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了

することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、年額相当額に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して契約金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第16条の4 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第16条の5 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2、第16条の3及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する契約金額を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立学校等警備業務（Dブロック）仕様書

吹田市立学校等の警備に関する実施要項について、次のとおり定める。

- 1 業務名  
吹田市立学校等警備業務（Dブロック）
- 2 業務期間  
令和2年6月1日から令和5年5月31日まで
- 3 長期継続契約  
この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。
- 4 予算の減額又は削除に伴う解除等  
この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約の予算が減額又は削除された場合には、契約を変更又は解除することとなる。
- 5 基本的事項
  - (1) 警備業務の実施にあたっては、常に細心の注意をもって学校園の施設・設備等教育財産の管理・保全に努め、誠実に履行しなければならない。
  - (2) 警備方法については、人的警備とし、職員室その他特に必要と認められる箇所については受注者の負担において警報装置を設置し、その管理を行う。
  - (3) 業務に使用する機械装置及び車両その他全てのものについては、受注者の負担とする。
  - (4) 警備業務に必要な電気、水道及び警備員控室等は無償にて使用させる。
  - (5) 業務中、過失により施設・設備を滅失しあるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受注者はその責を負わねばならない。
  - (6) 警備員の住所・氏名等必要な事項は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。また、学校園に対しては警備員の氏名等必要な事項を届け出なければならない。
  - (7) 警備員には所定の制服等を着用させるとともに、常に身分証明書を携帯させなければならない。また、勤務時間内は携帯電話を所持させるとともに、学校との連絡に使用することを承認すること。さらに、私物等の持込みについては、当該勤務日に必要な物のみとする。
  - (8) 受注者又は警備員は、業務の履行に際し知り得た秘密を部外者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ定める。

## 6 警備体制等

(1) 警備対象学校園及び警備員配置人員 … 別表1のとおり

(2) 刻印箇所及びセンサー一覧 …… 別表2のとおり

※現在設置している刻印箇所数とセンサー箇所数及び設置場所を示す。

現有数を確保すること。

(3) 警備員

受注者は、責任感旺盛かつ誠実で心身ともに健康な警備員を充てること。

(4) 勤務時間

ア 夜間勤務 午後5時～午前8時30分(年中無休)

イ 昼間勤務 午前8時30分～午後5時

- ・ 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、夏季休業期間の8月13日～8月15日及び、冬季休業期間中の12月28日～1月3日とする。

- ・ 吹田市教育研究大会開催日(時期未定)の午後1時～午後5時(4時間)

## 7 業務内容

(1) 防犯業務

警備員は、夜間勤務を開始する際、校園舎内外の施錠を行い、残留者がいるときは、その退出を確認して施錠を行う。また、解錠については、各学校園で指定された時期及び場所について行う。

侵入者を発見した際には、関係機関への連絡等を行い、臨機かつ必要な対応を行う。また、(後日)速やかに発注者に顛末等を報告すること。

(2) 巡回業務

ア 打刻巡回

警備員は、勤務時間中、おおむね次の時刻から開始するとともに巡回時計を携行してあらかじめ定められた箇所を巡回し、校園内の巡視を行う。

- ・ 昼間巡回時刻 午前10時、午後2時

- ・ 夜間巡回時刻 午後5時、午後7時、午後9時、午前6時

さらに、学校園においてプール授業を実施している期間に限り、午前6時の巡回時に、プール内の異常の有無についての確認を行う。

イ 火元取締

警備員は、巡回の際、職員室・校園長室・警備員控室のゴミ入れ、湯沸器の種火の点検等を行う。

ウ 消灯及び空調機の運転停止確認

警備員は、巡回の際、各階不要場所の消灯確認、空調機の運転停止の確認作業を行う。

(3) 緊急時対応業務

警備員は、火災、風水害、その他非常事態の発生を認めたときは、速やかに関係機関への通報、学校園長あるいは受注者に連絡する等、臨機かつ必要な処置をとる。また、(後日)速やかに発注者に顛末等を報告すること。

(4) 学校開放時対応業務

警備員は、学校開放で使用する施設の鍵の受渡し及び小・中学校体育館の開放に伴う施解錠等の業務を行う。また、利用者への対応は親切丁寧に行うとともに、言動には十分注意すること。



(5) 来校者及び電話等対応業務

警備員は、来客の取次ぎ、電話の対応、文書物品の受領等その他必要な作業を行う。また、親切丁寧な対応を行うとともに、言動には十分注意すること。

(6) 立哨業務

警備員は、午前8時から午前8時30分の間、腕章・制服等を着用し、各小学校及び中学校の通用門等において、立哨業務を行う。ただし、藤白台小学校の春季・夏季・冬季休業期間（第4土曜日は除く）以外の学校休業日は除く。

また、来校園者に対し、親切丁寧な対応を行うとともに、言動には十分注意すること。

(7) 警備日誌の作成

警備員は勤務日の業務報告書（日誌）を作成し、勤務を終了する際、学校園長に報告する。

(8) 国旗等の掲揚及び降納

警備員は、平日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び教育委員会の指定する日（土曜日又は日曜日開催の運動会、体育祭、参観日等）の概ね午前8時においては国旗を揚げ、概ね午後5時には国旗を降ろす（但し、雨天時は国旗掲揚しない）。また、立哨業務等に支障のないよう対応すること。

(9) その他

警備員は学校園内及び周辺道路等での喫煙は厳に慎むとともに、感染症の拡大防止対策（マスク、消毒、検温等）に努めること

また、受注者は警備員に対し、喫煙禁止について、指導・教育等必要な措置を講じるとともに、感染症の拡大防止に十分留意すること。

【Dブロック】警備対象学校園及び警備員配置人員

別表1

警備対象校園名	警備員人員	警備対象校園名	警備員人員
千里新田小学校 千里新田幼稚園含む	1	佐竹台小学校	1
高野台小学校	1	津雲台小学校	1
古江台小学校	1	藤白台小学校	1
青山台小学校	1	桃山台小学校	1
千里たけみ小学校	1	南千里中学校	1
高野台中学校	1	青山台中学校	1
竹見台中学校	1	古江台中学校	1

合計 14か所 14人

【Dブロック】刻印箇所及びセンサー一覧表

別表2

令和2年3月現在

	学校名	刻印箇所数	防犯センサー設置箇所	ブザー数	防犯センサーの主だった設置箇所
1	千里新田小学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
2	佐竹台小学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
3	高野台小学校	7	2	2	職員室・コンピュータ室
4	津雲台小学校	6	4	4	職員室・校長室・コンピュータ室・低学年音楽室
5	古江台小学校	6	3	3	職員室・コンピュータ室
6	藤白台小学校	6	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
7	青山台小学校	6	4	3	職員室・校長室・コンピュータ室・視聴覚室
8	桃山台小学校	6	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
9	千里たけみ小学校	7	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
10	南千里中学校	5	4	3	職員室・校長室・コンピュータ室・技術準備室
11	高野台中学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
12	青山台中学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
13	竹見台中学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室
14	古江台中学校	5	3	3	職員室・校長室・コンピュータ室

※防犯センサー 職員室には約2個の熱線センサー

コンピュータ室には1個の熱線センサーと準備室のある所には更に1個

# 業務委託契約書

22000748

1 委託業務名	吹田市立はぎのきこども園警備業務														
2 場所	吹田市立はぎのきこども園														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	3	0	6	9	0	0
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額									¥	2	7	9	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府大阪市西区阿波座1丁目15番15号  
株式会社 双葉化学商会  
代表取締役 京藤 富彦

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、毎月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者



の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立はぎのきこども園警備業務仕様書

吹田市はぎのきこども園の警備に関する実施要項について、次のとおり定める。

## 1 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 2 基本的事項

- (1) 警備業務の実施にあたっては、常に細心の注意をもって幼稚園の施設・設備等教育財産の管理・保全に努め、誠実に履行しなければならない。
- (2) 警備方法については、機械警備とする。
- (3) 業務に使用する機械装置及び車両その他すべてのものについては、受託者の負担とする。
- (4) 業務中、過失により施設・設備を滅失しあるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受託者はその責を負わねばならない。
- (5) 受託者は、業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ定める。

## 3 機械警備体制

- (1) 警備対象園 … 吹田市立はぎのきこども園（別紙位置図参照。以下、「対象園」という。）
- (2) 実施時間
  - ア 月曜日から土曜日までについては、概ね午後7時以降の機械警備開始信号を受信した時から、解除信号を受信するまでの間とする。
  - イ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）は、終日とする。
- (3) その他  
実施時間については、園行事等により変更することがある。

## 4 業務内容及び機器の設置

- (1) 受託者は、対象園の別紙平面図に示された対象範囲に警備機器（パッシブセンサー等）を設置し、警備時間中、当該警備機器により感知される異常の有無を、警備基地局としての機能の存する部署において確認し得るに必要な機器を設置すること。また、警備基地局としての機能の存する部署の受信装置との間の電話回線には、24時間断線時に対応できる機能を付加すること。
- (2) 受託者は、業務期間の始期までに上記(1)に定める事項の整備ができない場合や故障等の異常が生じ機能しなくなった場合は、速やかに人的警備等を含む代替する警備方法を講じなければならない。
- (3) 機器の使用及び機能等は以下のとおりとすること。
  - ア 園舎内にセキュリティコントロール表示機を設置し、当該機器により手動に

て警戒区域の解除が出来ること。

イ カードリーダーは最終出入口に設置し、園舎内の警戒・開始の機能を有すること。

ウ カードリーダーは防水型で鍵付きのスチールボックスに収納することとする。

エ カードリーダーに使用するカードについては、カードの登録の設定及び既存のカードの抹消の設定ができる機能であること。

- (5) 委託者は本業務の遂行に必要な鍵を受託者に鍵預かり証と引き換えに貸与し、受託者は受託者の責任下において当該鍵を厳重に保管、取扱うものとする。
- (6) 委託者は受託者に対して、連絡優先順位表を明示した緊急時の連絡者名簿を貸与し、委託者は緊急連絡表の内容に変更が生じた時は、遅延なく文書をもって受託者に通知する。
- (7) この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。
- (8) 機器の設置・修繕または撤去等に係る工事により市の物件に損害を与えた場合は、現状に復さなければならない。
- (9) 正門及び施設外構への連絡先表示等を行い、機械警備実施時間中においては、受電した電話に対応するとともに必要に応じて当該園長へ連絡を入れること。

## 5 警備要領

- (1) 最終退出者は、特に定めた退出口を施錠した後、外部に設置したカードリーダーの電源及び回路を確認し、警戒の常態にセットして機械警備を開始すること。
- (2) 受託者は、最終退出者のカードリーダーの操作による機械警備の開始を確認すること。
- (3) 警備時間中、受託者は業務責任者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により契約物件の異常の有無を間断なく監視すること。
- (4) 受託者は、対象園の職員又は委託者の承認を受けた者がカードリーダーを操作し、機械警備を終了したことを確認すること。
- (5) 受託者は、警備装置により対象園の異常を感知したときは遅滞なく緊急要員を当該物件に急行し、異常事態の確認を行い、必要な処置をとるとともに、文書をもって当該園長に報告するものとする。
- (6) 緊急要員は、対象園に異常があれば、受託者にその状況を速やかに通報するとともに、被害の拡大防止にあたること。
- (7) 受託者は、緊急要員の通報を受けた場合は、その緊急要員に適切な指示を行うとともに関係機関への通報の措置を取り、必要に応じて当該園長へ連絡することとする。また、報告書を当該園長及び委託者に提出すること。

## 6 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記5に定める機械設備に関し、正常な機能を維持すること。  
また、機械設備の正常な機能を点検し、万一、警報の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じるものとする。
- (2) 警備業務対象園に設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。
- (3) 警備対象区域の改装・改修等により、既存機械警備設備の変更を生じた場合、

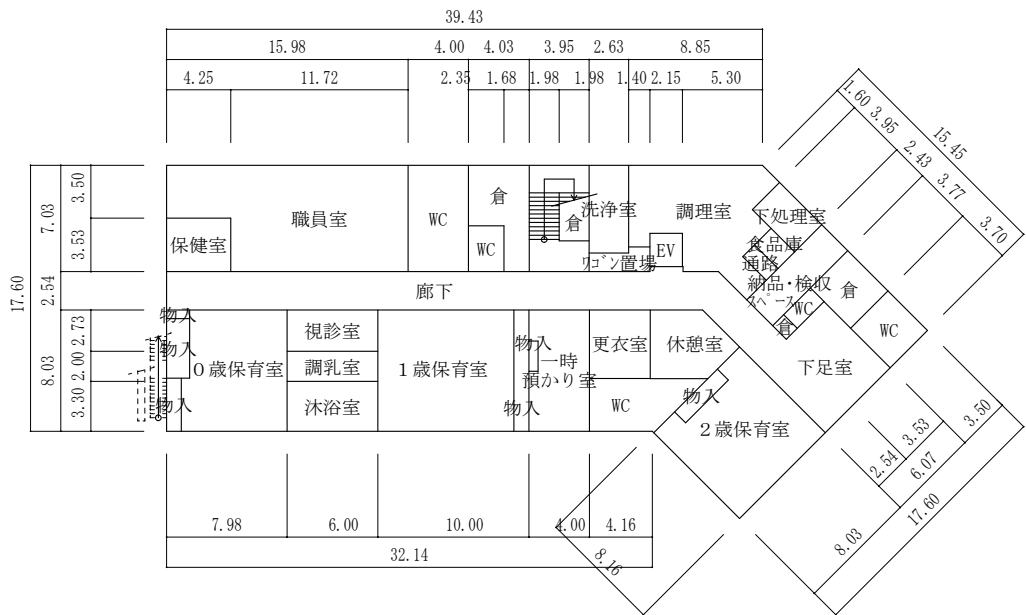
又は事故等臨時で変更・追加が発生した場合の警備負担は委託者及び受託者協議の上決定するものとする。

7 契約の終了、中途解約における機器の撤去

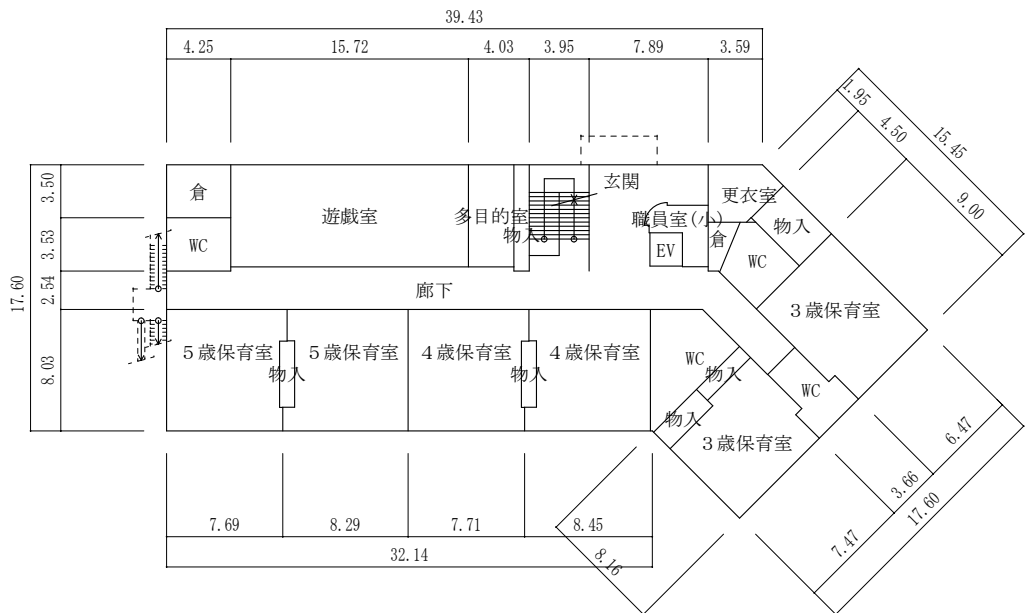
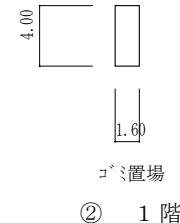
契約終了後、または中途解約時において、対象園に設置された機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。

8 その他

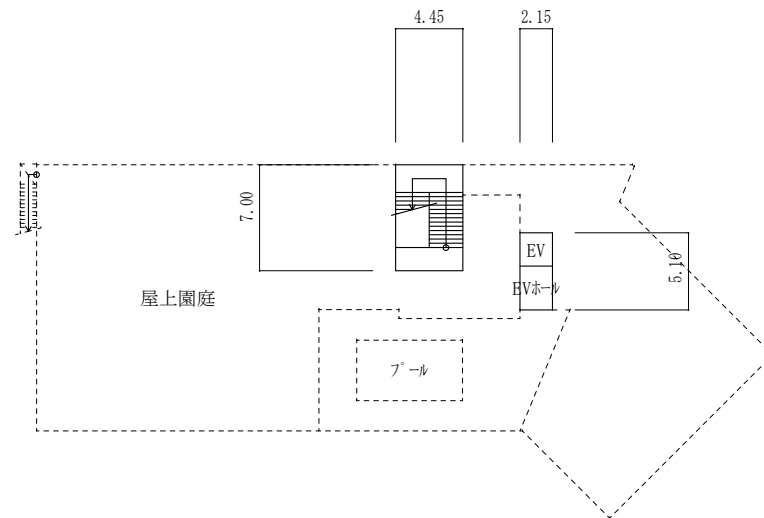
(1) 警備実施に必要なカードは対象園に 10 枚とし、委託者受託者相互に預託し、預託されたカードはそれぞれが厳重な取扱いと保管をすること。



① 1階



① 2階



① 屋上

給食室 114㎡

# 業務委託契約書

22000640

1 委託業務名	吹田市立認定こども園吹田南幼稚園・佐竹台幼稚園警備業務														
2 場所	吹田市立認定こども園吹田南幼稚園・佐竹台幼稚園														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	8	2	2	3	6	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	7	4	7	6	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項															

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 株式会社双葉化学商会  
代表取締役 京藤 富彦



(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約の金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者



と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、**毎月の委託業務を完了したときは**、遅滞なく発注者に対して**受託業務完了報告書類とともに成果品一切**を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了**報告書類**を受領したときは、その日から10日以内に**成果品**について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、**成果品**について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。  
(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。  
(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立認定こども園吹田南幼稚園・佐竹台幼稚園

## 警備業務仕様書

吹田市立認定こども園吹田南幼稚園・佐竹台幼稚園の警備に関する実施要項について、次のとおり定める。

### 1 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 2 基本的事項

- (1) 警備業務の実施にあたっては、常に細心の注意をもって幼稚園の施設・設備等教育財産の管理・保全に努め、誠実に履行しなければならない。
- (2) 警備方法については、機械警備とする。
- (3) 業務に使用する機械装置及び車両その他すべてのものについては、受託者の負担とする。
- (4) 業務中、過失により施設・設備を滅失しあるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受託者はその責を負わねばならない。
- (5) 受託者は、業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ定める。

### 3 機械警備体制

- (1) 警備対象園 … 吹田市立認定こども園吹田南幼稚園  
吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園
- (2) 実施時間
  - ア 月曜日から金曜日までについては、概ね午後5時以降の機械警備開始信号を受信した時から、解除信号を受信するまでの間とする。
  - イ 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始は、終日とする。
- (3) その他  
実施時間については、園休業日及び園行事等により変更することがある。

### 4 業務内容及び機器の設置

- (1) 受託者は、幼稚園の別紙警備対象範囲図に示された対象範囲に警備機器を設置し、警備時間中、当該警備機器により感知される異常の有無を、警備基地局としての機能の存する部署において確認し得るに必要な機器を設置すること。また、警備基地局としての機能の存する部署の受信装置との間の電話回線には、24時間断線時に対応できる機能を付加すること。
- (2) 受託者は、業務期間の始期までに上記(1)に定める事項の整備ができない場合や故障等の異常が生じ機能しなくなった場合は、速やかに人的警備等を含む代替する警備方法を講じなければならない。

- (3) 機械警備実施時間中、次の時間に巡回・巡視を行うこと。
- ア 夜間巡回 午後5時～翌日午前8時の間で1回
  - イ 昼間巡回 午前8時～午後5時の間で1回
- [日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始のみ]
- (4) 機器の使用及び機能等は以下のとおりとすること。
- ア 職員室にセキュリティコントロール表示機を設置し、セキュリティコントロール表示機により手動にて職員室等以外の警戒区域の警戒・解除が出来ること。
  - イ カードリーダーは最終出入口に設置し、職員室等の警戒・開始の機能を有すること。
  - ウ カードリーダーは防水型で鍵付きのスチールボックスに収納することとする。
  - エ カードリーダーに使用するカードについては、カードの登録の設定及び既存のカードの抹消の設定ができる機能であること。
- (5) 受託者が本契約業務遂行に必要な鍵を委託者は受託者に鍵預かり証と引き換えに貸与、受託者の責任下において厳重に保管、取扱うものとする。
- (6) 委託者は受託者に対して、連絡優先順位表を明示した緊急時の連絡者名簿を貸与し、委託者は緊急連絡表の内容に変更が生じた時は、遅延なく文書をもって受託者に通知する。
- (7) この設置された機器及び電話回線等の所有権は受託者に帰属するものとする。
- (8) 機器の設置・修繕または撤去等に係る工事により市の物件に損害を与えた場合は、現状に復さなければならない。
- (9) 正門及び施設外構への連絡先表示等を行い、機械警備実施時間中においては、受電した電話に対応するとともに必要に応じて当該園長へ連絡を入れること。

## 5 警備要領

- (1) 警備員及び最終退出者は、特に定めた退出口を施錠した後、外部に設置したカードリーダーの電源及び回路を確認し、警戒の状態にセットして機械警備を開始すること。
- (2) 受託者は、最終退出者のカードリーダーの操作による機械警備の開始を確認すること。
- (3) 警備時間中、受託者は業務責任者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により契約物件の異常の有無を間断なく監視すること。
- (4) 受託者は、警備業務対象園の職員又は委託者の承認を受けた者がカードリーダーを操作し、機械警備を終了したことを確認すること。
- (5) 受託者は、警備装置により警備業務対象園の異常を感知したときは遅滞なく緊急要員を当該物件に急行し、異常事態の確認を行い、必要な処置をとるとともに、文書をもって当該園長に報告するものとする。
- (6) 緊急要員は、警備業務対象園に異常があれば、受託者にその状況を速やかに通報するとともに、被害の拡大防止にあたること。
- (7) 受託者は、緊急要員の通報を受けた場合は、その隊員に適切な指示を行うとともに関係機関への通報の措置を取り、必要に応じて当該園長へ連絡することとする。

る。また、報告書を当該園長及び委託者に提出すること。

## 6 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記5に定める機械設備に関し、正常な機能を維持すること。  
また、機械設備の正常な機能を点検し、万一、警報の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じるものとする。
- (2) 警備業務対象園に設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。
- (3) 警備対象区域の改装・改修等により、既存機械警備設備の変更を生じた場合、又は事故等臨時で変更・追加が発生した場合の警備負担は委託者及び受託者協議の上決定するものとする。

## 7 契約の終了、中途解約における機器の撤去

契約終了後、または中途解約時において、警備業務対象園に設置された機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。

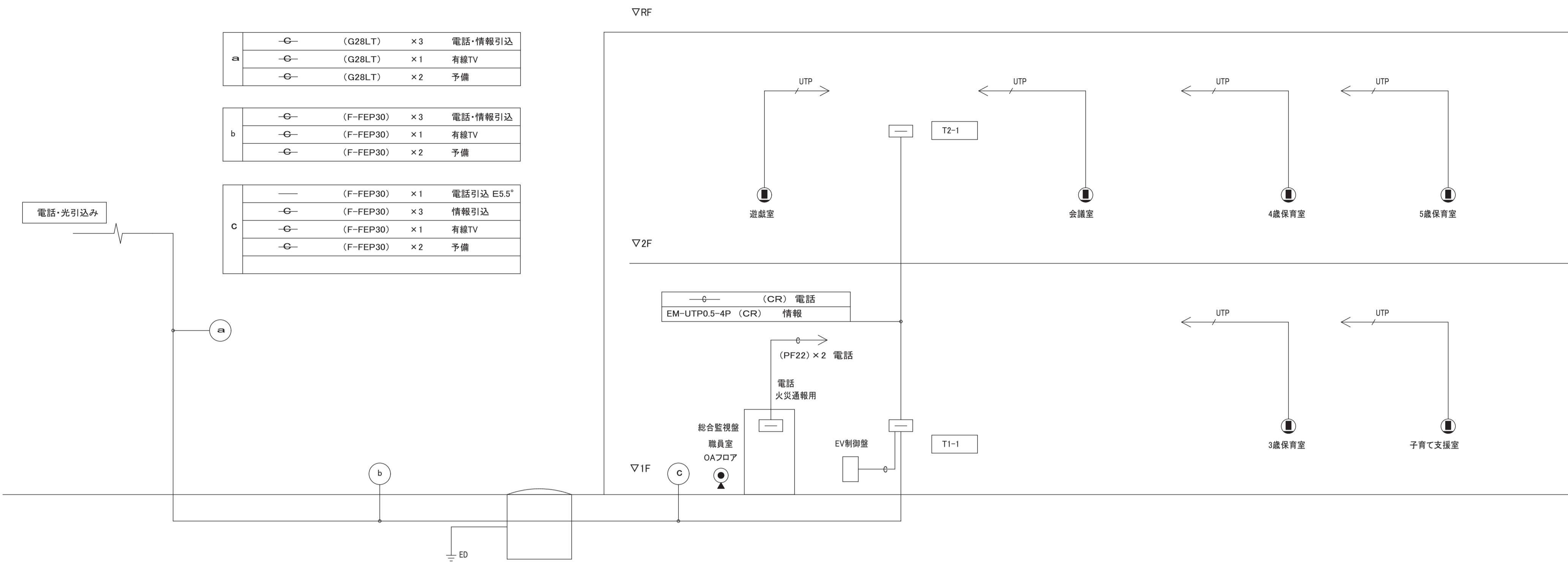
## 8 検査、引渡し及び業務委託料の支払

各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく受託業務完了報告書を提出した後、委託者に対して業務委託料の支払いを請求する。

## 9 その他

警備実施に必要なカードは幼稚園に10枚とし、委託者受託者相互に預託し、預託されたカードはそれぞれが厳重な取扱いと保管をすること。

電話・情報設備 系統図



a	○	(G28LT)	×3	電話・情報引込
	○	(G28LT)	×1	有線TV
	○	(G28LT)	×2	予備
b	○	(F-FEP30)	×3	電話・情報引込
	○	(F-FEP30)	×1	有線TV
	○	(F-FEP30)	×2	予備
c	—	(F-FEP30)	×1	電話引込 E5.5'
	○	(F-FEP30)	×3	情報引込
	○	(F-FEP30)	×1	有線TV
	○	(F-FEP30)	×2	予備
	○	(F-FEP30)	×2	予備

凡例

記号	名称	備考
□	端子盤	
⊕	壁付情報用アウトレット	8極8芯
⊙	壁付電話用アウトレット	ノズルプレート
⊚	床付電話用アウトレット	フロアプレート

注記

1) 特記なき配線・配管は下記とする。

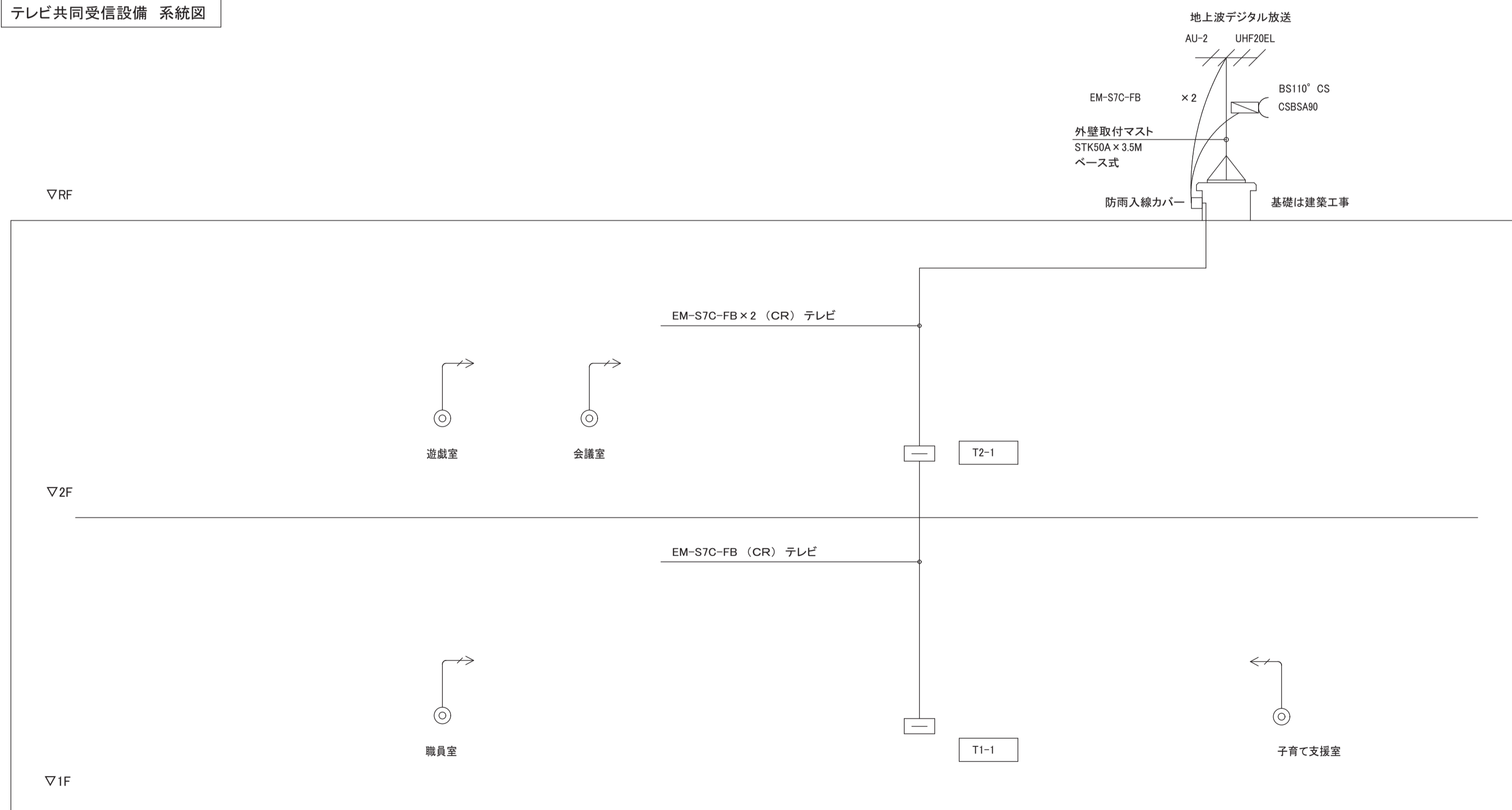
○	空配管	(PF16)
○	空配管	(PF22)
—	UTP	EM-UTP0.5-4P (PF16)

端子盤表

端子盤記号	電話設備	電話設備	光設備	HUB	TV共聴設備	インターホン	電気時計
T1-1	—	保安器スペース	スハース	スハース	系統図参照	10P	10P
T1-2	スハース	スハース	スハース	スハース	—	スハース	—
T2-1	—	—	—	スハース	系統図参照	10P	10P

- (注1) 端子盤は、鋼板製露出壁掛型(25mm木板付)とし、各設備毎に銘板・セパレータを取り付ける。  
 (注2) 端子盤内にAC125V 2P15A-2ELKを設けること。  
 (注3) 端子盤は、有効な放熱孔を設けること。  
 (注4) T1-1、T2-1は扉なし(中板把手付き 取り外し可能)とする。

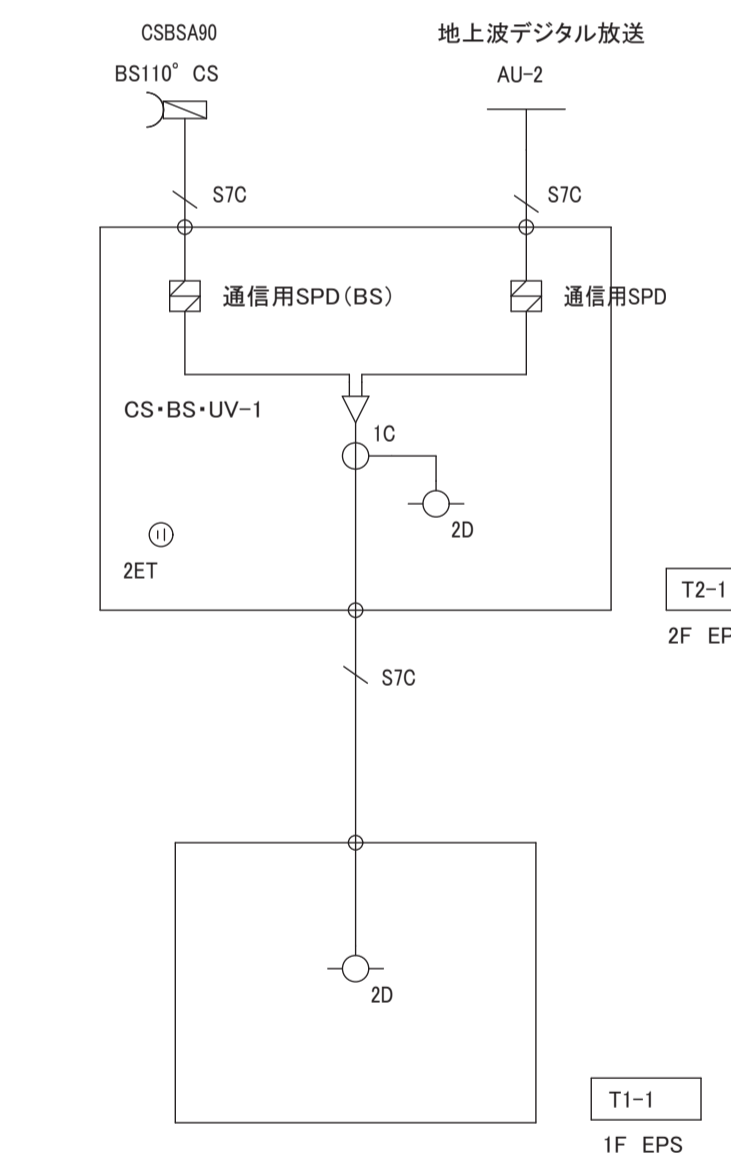
テレビ共同受信設備 系統図



注記

1) 特記なき配線・配管は下記とする。

—	EM-S5C-FB	(PF16)
—	EM-S7C-FB	(PF22)



テレビアンテナ機器表

形式	品名	材料等	数量
U-2	UHF	20素子SUS20製	1
BS-110° CS	CSBSA90	FRP製-骨組み鋼材	1
アンテナマスト	アンテナマスト	SUS40A × 3m	1
自立形ベース	—	鋼材-700 × 700 × 6t-50A × 700	1

- ※鉄部は、全てJIS H 6641F溶融亜鉛メッキに規定する2種又は同等以上の防錆処理とする。  
 ※公共建築工事標準図(電気設備工事編)-テレビ共同受信13 アンテナマストの取付11による。  
 ※コンクリート基礎は、建築工事とする。

凡例

記号	名称	備考
□	端子盤	テレビ機器収納 端子盤表参照
—	UHFアンテナ	地デジ用 AU-2 アンテナマスト共
—	パラボラアンテナ	CSBSA90
⊕ <sub>R</sub>	1端子型テレビ端子	CSTFW 接続付
⊕	混合器	BS/UHF
⊕	増幅器	BS/CS-LV1
⊕	分岐器	2分岐
⊕	分配器	2分配
⊕	分配器	4分配

各設備共通事項

- 1) 各階平面図配管記線記号は、下記による
- |   |          |      |
|---|----------|------|
| — | 隠ぺい配管    | 床下   |
| — | ケーブルころがし | 露出配管 |
| — | 地中埋設     | 空配管  |
- 二重天井内はケーブルころがし配線とする。  
 壁仕上材貫通部分は保護管を用いケーブルの保護を施すこと。
- 2) 保護管は、軽鉄間仕切り壁内ケーブル配線を示す。
- 3) 図中「⊕」記号は、国土交通省大臣認定による防火区画貫通処理を示す。  
 金属管1m突出し(管口耐火バテ)工法によるか下記国土交通省大臣認定工法によること  
 国土交通大臣認定番号 PS060FL-0772 国土交通大臣認定番号 PS060WL-0695  
 国土交通大臣認定番号 PS060FL-0593  
 ※ 図中、---は防火区画(114条区画)を示す。
- 4) 特記なきブルボックスは下記による。
- |    |                          |
|----|--------------------------|
| PB | SS150 × 150 × 100 WP-SUS |
|----|--------------------------|

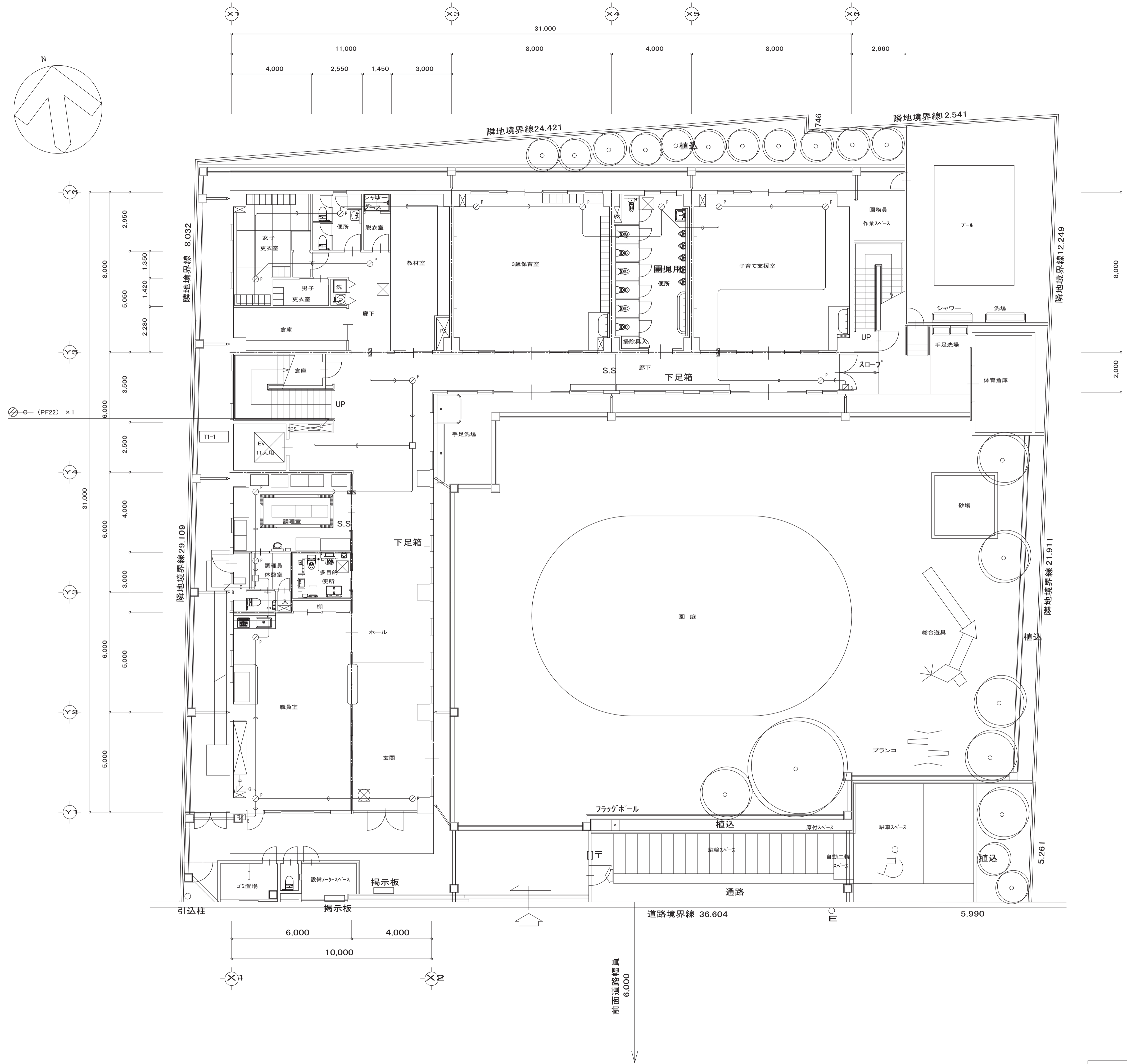
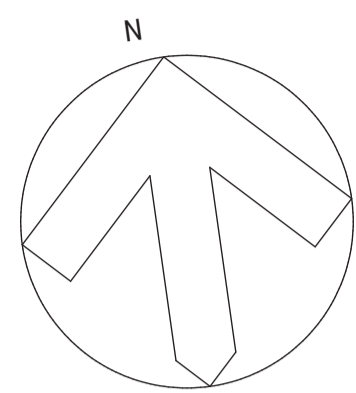
完成図

エリア	局名	MBS	ABC	KTV	YTV	TV大阪	総合
chポジション		4ch	6ch	8ch	10ch	7ch	1ch
生駒山	大阪局	16	15	17	14	18	24

- 注1) 上記の他に、BSANTは CH1→NHK総合 CH2はNHK教育 とし、電界強度を測定する。  
 注2) テレビ端子の要求性能[dB]は、UHF[地上波デジタル](57~81) BS-IF (57~81) CS-IF (57~81) の範囲とし、測定記録書を提出すること。

工事名	吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事 (電気設備工事)		
図面名	電話・情報・テレビ共同受信設備 系統図	縮尺	A1: NS A3: NS
設計	一級建築士 笹川智士 大臣登録 第204571号	図面番号	E-26/50
	株式会社 茜建築設計事務所		
平成 年 月 日			





凡例

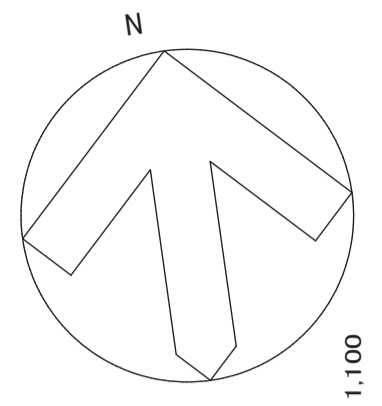
記号	名称	適応	備考
□	端子盤	電話配管設備に含む	端子盤表参照
○P	パッシブセンサー用ボックス	アウトレットボックス四角中深	丸型新金属カバープレート止
□A	主装置用ボックス	アウトレットボックス四角中浅	角型新金属カバープレート止
□B	操作スイッチ用ボックス	アウトレットボックス四角中浅	角型新金属カバープレート止
□	中継用ボックス	アウトレットボックス四角中浅	丸型新金属カバープレート止

注記事項

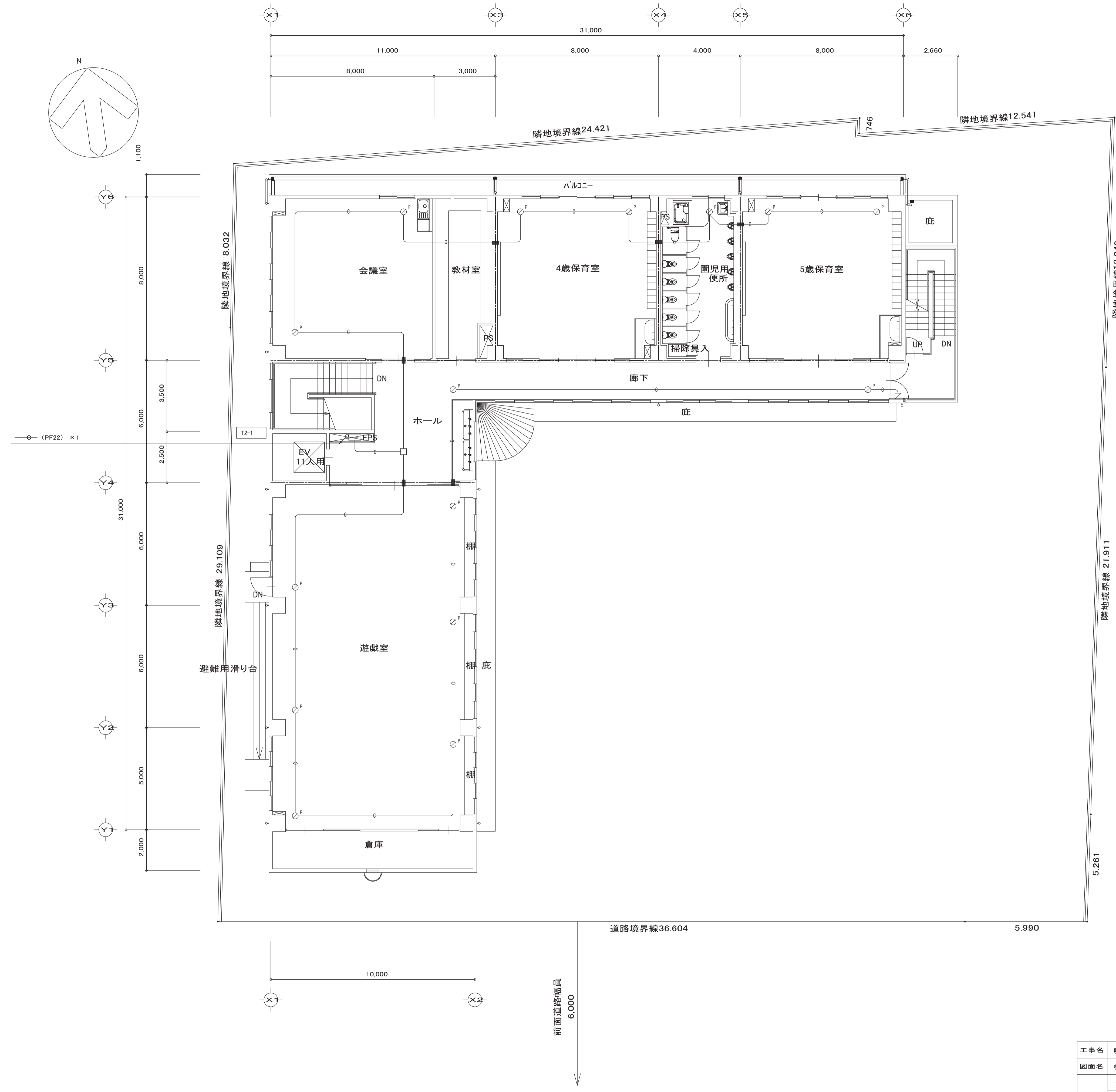
- 園中明記なき配管は、下記による。  
○ (PF22)
- 空配管には、呼び線(被覆鉄線1.2mm)を挿入する。
- 園中「」記号は、国土交通省大臣認定による防火区画貫通処理を示す。  
※園中、 は防火区画(114条区画)を示す。
- 施工に先立ち、機械警備会社と協議を行い施工図を提出すること。

工事名	吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事(電気設備工事)		
図面名	機械警備用空配管設備 1階平面図	縮尺	A1:1/100 A3:1/200
設計	株式会社 西建築設計事務所	図面番号	E-40/50
	平成 年 月 日		

完成図



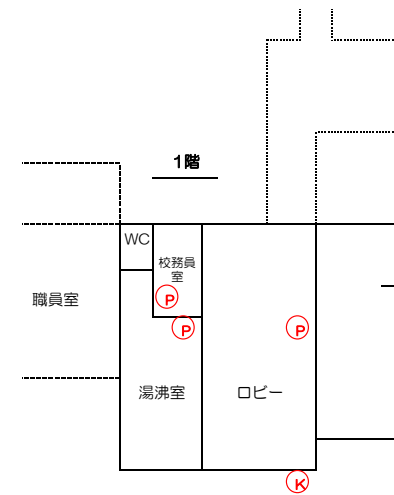
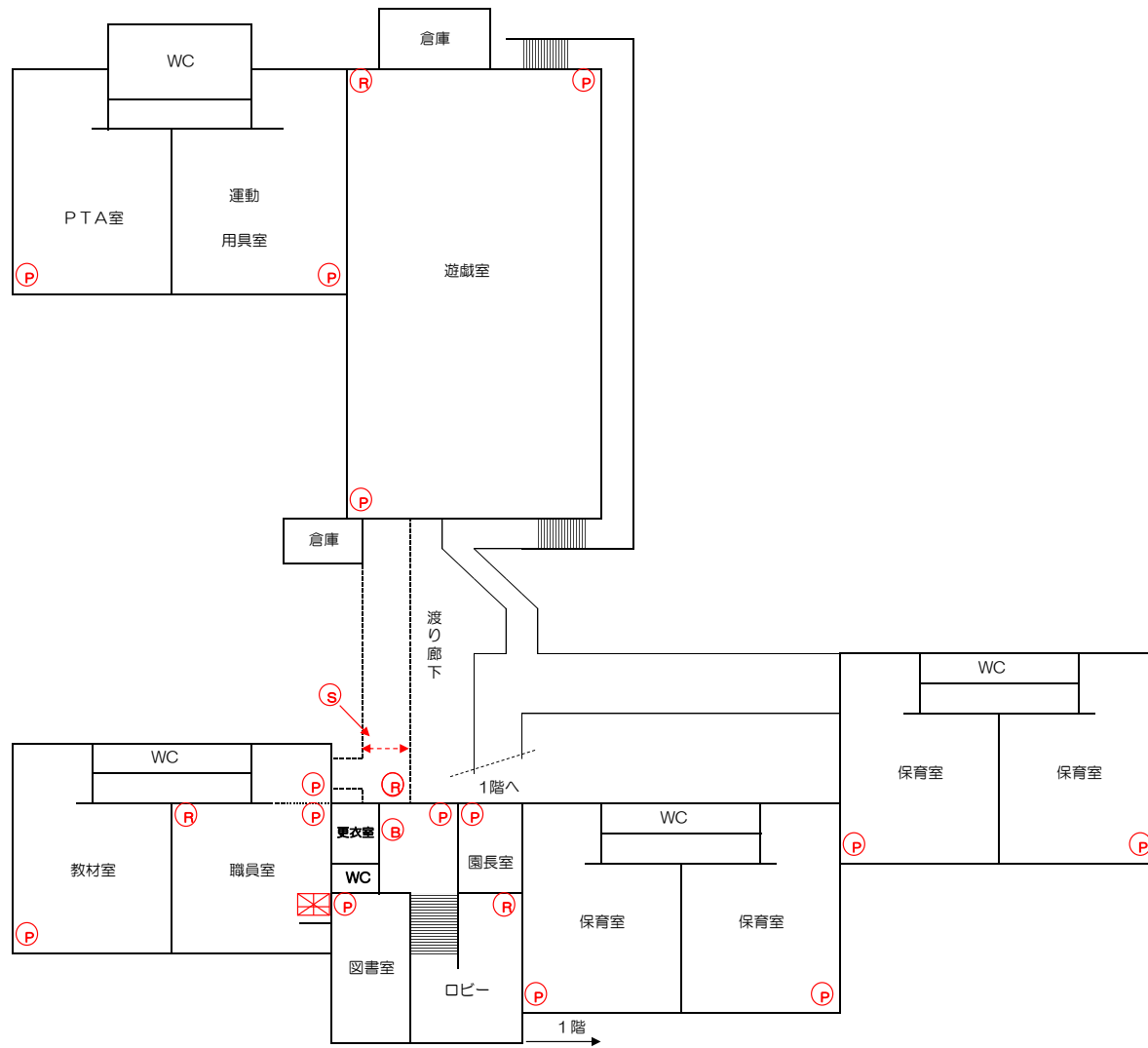
—○— (PF22) × 1



※ 図中、——は防火区画(114条区画)を示す。

完成図

工事名	吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事 (電気設備工事)		
図面名	機械警備用空配管設備 2階平面図	縮尺	A1:1/100
	一級建築士 笹川智士 大臣登録 第204571号		A3:1/200
設計	株式会社 茜建築設計事務所	図面	E-41/50
	平成 年 月 日	番号	



	送信機	(P)	ハットセンサー
	表示器	(M)	マグネットセンサー
(K)	カードリーダー	(SS)	シャッターセンサー
(B)	威嚇ブザー	(R)	威嚇ライト(フラッシュ)
(C)	金庫センサー	(S)	赤外線センサー

業務等委託契約書  
(長期継続契約)

1 委託業務名	吹田市立千里丘北留守家庭児童育成機械警備業務		
2 場所	吹田市千里丘北1番31号 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室		
3 履行期間	令和 4年 2月 14日 から		
	令和 5年 9月 30日 まで		
4 契約金額(総額)	418,000 円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	38,000 円)	
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第 号 (契約保証金等の額は、契約金額の1年当たりの額の100分の  に相当する額 以上とする。)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 免除(第3条は適用除外)		
6 適用除外条項	吹田市財務規則第115条第1項第7号		

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 2月 14日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 所在地 大阪府大阪市西区阿波座1丁目15番15号  
商号又は名称 株式会社双葉化学商会  
代表者 代表取締役 京藤 富彦

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の契約金額（総額）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(契約金額の内訳等)

第1条の2 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和3年度（令和4年2月14日から令和4年3月31日まで）

年度額 金 32,152 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

年度額 金 257,232 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）

年度額 金 128,616 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8

の額)、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市条例第50号)第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年1月13日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場代理人)

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、年額相当額に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届を提出しなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 受注者は、毎月、発注者に対して契約金額を月額に案分した金額（初月のみ半月分）の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表す



る者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第16条の4 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第16条の5 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2、第16条の3及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する契約金額を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者

が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室機械警備業務仕様書

本仕様書は、吹田市（以下、「発注者」と言う。）と受注者が吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室（以下、「育成室」と言う。）の機械警備を遂行するにあたり必要な事項を定めたものである。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随する業務として認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1. 業務名

吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室機械警備業務

### 2. 目的

育成室の施設、設備等の火災、盗難等を防止し、財産の保全を図り、育成室の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### 3. 業務場所

吹田市千里丘北1番31号 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室

### 4. 業務期間

令和4年2月14日から令和5年9月30日まで

### 5. 長期継続契約

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

### 6. 予算の減額又は削除に伴う解除等

この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約の予算が減額又は削除された場合には、契約を変更または解除することとなる。

### 7. 業務概要

発注者が指示するとおりの警報機器を設置し、当該機器によって伝達される「異常」の正常作動を確認しうるに必要な機器をその管制本部に設置し、育成室に係る「異常」の有無を間断無く監視するものとする。

#### ア 機械警備業務

機械警備業務は、育成室に係る盗難及びその他の不良行為の予防及び早期発見並びにその拡大防止のための業務を言い、異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態の内容の確認を行い、必要と認めたときは警察機関

に通報し、その緊急出勤を要請するとともに、緊急要員は事態の拡大防止に必要な処置をとるものとする。

#### イ 火災異常提供業務

警報機器又は自動火災報知設備によって感知される契約対象施設に係る火災異常を受信したときにおける消防機関への通報業務及び緊急対処業務をいう。

### 8. 警備時間

機械警備業務を実施する時間は、原則として警備装置が作動している時間帯とする。

### 9. 警備体制

ア 受注者は、管制本部を「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」（昭和58年1月5日大阪府公安委員会規則第1号）に基づき、25分以内で育成室に警備員を到着させることができる場所に設置しなければならない。

イ 受注者は、施設及び設備等の安全かつ正常な警備を実現するため、機械装置の取り扱いに精通したもので、責任感が強く、誠実で新進強固な警備員を派遣すること。

ウ 受注者は、管制本部に設置された機械装置等により完治された異常発生は、電話回線を用いて自動的に表示される機械設備を設けなければならない。

また、電話回線は専用回線とし、受注者が設置するとともに使用料も負担すること。

エ 受注者は、設置された機械設備及び機械装置等の維持管理又は運用については、計画書を作成するなど、常に良好な状態を保つよう留意し、管制本部にて正常作動を確認することができるようにしなければならない。

### 10. センサー設置箇所

空間センサーの設置箇所は下記のア～カとする。各部屋の配置については別紙1のとおりである。なお、設置個数については、特に指定しない。ただし、下記ア～カの範囲において、正常に作動するようにすること。

ア 保育室 8室

イ 倉庫

ウ 更衣室及び休憩室

### 11. 受注者の責務

ア 警備業務の実施にあたっては、常に細心の注意をもって育成室・設備等財産の管理・保全に努め、誠実に履行しなければならない。

イ 業務に使用する機械装置及び急行する車両その他すべての者については、受託者の負担とする。

ウ 受注者が設置する危機に通常必要とされる電気は、発注者が提供し、その費用は発注

者が負担する。

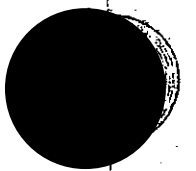
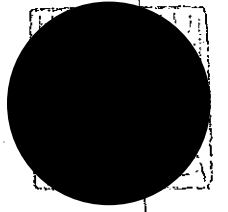
- エ 受注者は、機械警備業務管理者等の名簿及び管理者資格者証の写しを、あらかじめ発注者に提出しなければならない。
- オ 受注者の警備員は、法令に定めるところにより、所定の服装等を着用し、常に身分証明書を持参しなければならない。
- カ 業務中、過失により施設・設備を滅失し、あるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受注者はその責を負わねばならない。損害賠償としては、一事故につき、対人賠償、対物賠償を合わせて10億円以上を限度とする保険に加入すること。
- キ 受注者及び警備員は、業務の履行に際し、知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ク 機械警備は、令和4年2月28日(月)から業務を開始できるように設備等の準備をすること。

## 12. 鍵の預託

- ア 警備実施に必要な鍵は、発注者及び受注者相互に預託し、厳重な取り扱いと保管をすること。
- イ 受注者が預託する鍵は、機械警備用のもので、所要経費は受注者が負担する。
- ウ 発注者が預託する鍵は、発注者が貸与するもので、契約期間終了後、直ちに返却するものとする。
- エ 発注者が貸与した鍵は、絶対に複製してはならない。やむを得ず、複製する場合は、事前に発注者の承諾を得なければならない。また、所要経費は受注者が負担する。

## 13. その他

- ア 受注者は、使用するカードまたはICタグを15枚用意すること。また、使用するカードまたはICタグは、発注者に帰属すること。
- イ 受注者は、業務期間終了後速やかに、育成室運営に支障なきよう、設置したセンサー等の危機を撤去すること。
- ウ この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ定める。



業務等委託契約書  
(長期継続契約)

1 委託業務名	吹田市立小・中学校校務員業務等委託
2 場 所	別紙仕様書のとおり
3 履行期間	令和 4年 6月 1日 から 令和 5年 9月30日 まで
4 契約金額 (総額)	19,360,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,760,000円)
5 契約の保証	<p>■ 第3条第1項第5号 (契約保証金等の額は、契約金額の1年当たりの額の100分の10に相当する額以上とする。)</p> <p><input type="checkbox"/> 免 除 (第3条は適用除外)</p>
6 適用除外条項	なし

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月24日

発注者 吹 田 市  
代 表 者 吹田市長 後 藤 圭 二 印

受注者 所 在 地 吹田市豊津町1番18号  
商号又は名称 鳳産業株式会社 吹田支店  
代 表 者 取締役支店長 鳥 本 直 樹 印



(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の契約金額（総額）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。

(契約金額の内訳等)

第1条の2 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和4年度（令和4年6月1日から令和5年3月31日まで）

年度額 金12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）

年度額 金7,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約保証金及び違約金を算定する場合の契約金額の1年当たりの額（以下「年額相当額」という。）は、金14,520,000円とする。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8

の額)、保証金額又は保険金額は、年額相当額の100分の10以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市条例第50号)第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年1月13日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場代理人)

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、年額相当額に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受領したときは、その日から10日以内に審査を行わなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による審査に合格したときは、発注者に対して契約金額の支払を請求するものとする。なお、月額を1,210,000円(税込)とする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（予算の減額又は削減に伴う解除等）

第16条の4 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第16条の5 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2、第16条の3及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する契約金額を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発

注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立小・中学校校務員業務等委託仕様書

## 1 件名

---

吹田市立小・中学校校務員業務等委託

## 2 履行場所

---

- (1) 吹田市立佐井寺小学校 吹田市佐井寺3丁目3番1号
- (2) 吹田市立東佐井寺小学校 吹田市五月が丘西4番1号
- (3) 吹田市立岸部第二小学校 吹田市岸部北4丁目12番1号
- (4) 吹田市立第二中学校 吹田市岸部北1丁目21番1号

## 3 履行期間

---

令和4年6月1日から令和5年9月30日

なお、契約締結日から令和4年5月31日までは準備期間とし、当該期間に係る経費は受注者の負担とする。

## 4 業務を実施しない日

---

- (1) 土曜日、日曜日  
ただし、学校行事の開催等で変更が生じる場合は、事前に校長と協議の上で決定するものとする。
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
ただし、学校行事等の開催で変更が生じる場合は、事前に校長と協議の上で決定するものとする。
- (3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (4) 学校行事の開催等を上記（1）～（3）の日に行った場合の振替休業日  
ただし、事前に校長と協議の上で決定するものとする。

なお、校長は、緊急時などやむを得ない場合は、上記（1）～（4）の日に業務を実施させることができる。この場合は、校長は速やかにその旨を受注者に通知するものとする。また、発注者は、上記（1）～（4）以外の日に、緊急時などの理由で業務を実施しない日を設けることができるものとする。

## 5 業務を実施する日の時間

---

原則として、午前8時から午後4時30分までとする。ただし、変更が生じる場合は、事前に校長と協議の上で決定する。

## 6 一括再委託の禁止

---

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせないこと。なお、受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の名称、業務内容等について記載された書面を発注者に提出するとともに、その内容を十分に説明した上で発注者の了承を得ること。また、再委託した場合であっても、受注者は発注者との関係において、その業務の最終的責任を負うものとする。



## 7 業務実施体制等

---

### (1) 実施体制

受注者は、この仕様書に規定する業務内容の履行に支障をきたすことのないよう、必要な人員を直接雇用し、配置しなければならない。人員配置については、業務責任者（以下「責任者」という。）1名と、業務従事者（以下「作業員」という。）各校1名の合計5名以上とすること。

なお、責任者及び作業員（以下「作業員等」という。）に支障が生じた場合、直ちに代替員を配置し、代替員配置の理由及び代替者の氏名を速やかに校長へ連絡するとともに、書面にて校長及び発注者へ報告し、業務の遂行に万全を期すること。この臨時的措置が長期に及ぶときは、速やかに校長及び発注者に報告するとともに、作業員等の変更等、管理上所要の措置をとること。

### (2) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたって、本仕様書によるほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うこと。

### (3) 健康管理

受注者は、作業員等に結核健診を含む健康診断を受診させ、その結果を発注者に年度毎に報告すること。

### (4) 研修

受注者は、作業員等の資質の向上のために適切な研修を行うことにより、業務への知識及び能力を保有させること。また、作業員等への的確な指揮監督に努めること。

### (5) 服装、言葉遣い、勤務態度等

- ①作業員等は、受注者の従業員であることを示す名札及び業務にふさわしい制服を着用し、その地位を明確にし、業務の迅速かつ適切な遂行を期すること。
- ②作業員等は、授業等に支障がないよう、十分留意して業務を履行すること。
- ③作業員等は、業務の実施にあたり、学校が教育の場であることを十分考慮の上、服装、言葉遣い、勤務態度等に配慮し、職員・児童・生徒・来校者などに対して、接遇等において適切な対応を行うこと。
- ④校長及び発注者は、作業員等に服装、言葉遣い、勤務態度等について問題がある場合は、受注者に対して、改善を求めることができる。受注者は、この改善要求に対して、速やかに対応すること。
- ⑤作業員等は、学校敷地内への自動車の乗入れをしないこと。ただし、荷物の運搬等でやむを得ない場合は、事前に校長の了解を得ること。

### (6) 損害賠償

受注者の故意または過失により、第三者や建物、備品等に与えた身体上または財産上の損害が生じた場合は、受注者の責任において賠償義務を負うこと。

### (7) 秘密の保持

受注者及び受注者の作業員等は、業務上知り得た情報を第三者に提供してはならない。

また、契約の履行後においても同様とする。

#### (8) 準備期間

受注者は、履行期間の始期から確実に業務が履行できるよう、校長との連絡調整や作業員等の教育などの事前準備を十分に行い、学校運営が円滑に行われるよう対応すること。特に年度当初は学校行事が錯綜する時期でもあり、十分に注意すること。なお、あらかじめ校長の許可を得た上で、学校を活用した作業員等の教育を行うことができる。

また、受注者は、作業員等の氏名について、準備期間中に校長及び発注者に書面で報告すること。

#### (9) 引継ぎ

受注者は、契約期間の満了等に際して、発注者の指示のもと、新規受注者との間で、契約期間中に業務上の引継ぎを完全に行うこと。

### 8 責任者及び作業員の役割

---

受注者は、受託業務の完遂を期するために、責任者と作業員を配置すること。

#### (1) 責任者

①本委託業務全般において、校長及び発注者との事前の協議に基づき、作業員を指揮、管理、監督するとともに、円滑な業務の履行のため、校長及び発注者との連絡調整を行うこと。

②原則毎日1回以上4校を巡回することにより、学校の要望を的確に把握し、仕様書で定められた業務を作業員が最大限かつ効率的に遂行できるよう、作業員に指示及び助言を行うこと。また、校長及び発注者が緊急に責任者と業務内容の協議が必要になった場合は、速やかに対応すること。

③業務内容について疑義や特別な事由が発生した際は、必要に応じて校長と協議を行い、作業員に対し、対応方法を指示すること。

④修繕作業や制作作業の能力及びコミュニケーション能力に長けた者であること。

⑤校長及び発注者と連絡が取れるように携帯電話を携帯すること。携帯電話の番号については、校長及び発注者に文書にて通知すること

⑥責任者と作業員との兼務は不可とする。

#### (2) 作業員

責任者の指揮により、仕様書に定めた業務を行うこと。

### 9 業務内容

---

受注者は、履行期間中において、【別紙1】に掲げる業務について履行するものとする。ただし、学校が教育的見地から児童・生徒により作業を行わせる場合があること、その他学校の実情に応じ、受注者、校長及び発注者と協議の上、業務の履行区域または事項を変更することができる。

### 10 業務遂行にかかる費用負担

---

受注者の業務遂行にかかる費用負担は、【別紙2】のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合や、区分の見直しが必要になった場合は、発注者と受注者が協議

し決定するものとする。

## 1 1 履行

---

### (1) 履行確認

- ①作業員は、毎日の業務履行状況を日報に記入すること。責任者は、発注者と校長に報告し、業務の履行確認を受けること。
- ②責任者は、業務の途中に、校長から作業内容の確認の申し出があった場合には、これを受けること。

### (2) 手直し、やり直し

- ①本仕様書に基づき、手直しまたはやり直しの指摘があった場合は、責任者と校長で対応を協議すること。
- ②手直しまたはやり直しを終えたときは、再度校長に申し出て業務の確認を受けること。
- ③手直しまたはやり直しにより増加した経費や、時間外になった場合の超過勤務手当等は、受注者負担とする。

## 1 2 報告、検査、支払

---

### (1) 報告

受注者は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して書面により委託業務が完了したことを報告すること。

年間業務計画報告書及び年間業務実績報告書を提出すること。

### (2) 検査

発注者は、受注者から報告を受けた時は、速やかに当該月に係る委託業務が完了したことを確認するため、検査を行うものとする。

### (3) 支払

- ①受注者は、検査を合格したときは、発注者に対して委託金額の支払を請求すること。
- ②発注者は、受注者から支払請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

## 1 3 その他

---

業務の履行について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の双方で協議の上、決定するものとする。

大区分	中区分		小区分		頻度
1 清掃 業務	(1)	ごみの収集・分別	①	吹田市の収集方法に従って、各所からごみを収集し、分別すること。	毎日
			②	ごみの収集場所の整理整頓を行い、清潔に保つこと。	
	(2)	学校敷地内及び学校外回りの清掃	①	全体的な見回り点検を行うこと。	毎日
			②	落葉・枝・ごみ等の掃き掃除を行うこと。	
			③	排水桝及びU字溝の中の土砂、ごみ、落ち葉等を除去すること。（日常に行える範囲で）	適時
			④	上記で発生した土砂、ごみ、落ち葉等については、適切に処分すること。	
			⑤	排水桝及びU字溝について、特定業務従事者を追加し集団で清掃を実施すること。	年2回
			⑥	ドレイン及び樋に溜まったごみを取り除き、つまらないようにすること。	適時
			⑦	グラウンドについて、必要に応じて土の補充等を行い、整備を行うこと。	
			⑧	グラウンドの砂の飛散を防止するためにがりの散布を行うこと。	
	(3)	プール施設の清掃	①	腰洗い場、洗面場、シャワー室、更衣室、児童用トイレについて、状況に適した掃除を行うこと。（実施時期については、校長と協議の上、実施すること。）	年2回
	(4)	体育館の清掃等	①	体育館アリーナ、ステージ部分、倉庫、渡り廊下等をほうき等で床のチリ、ごみを取り除き、床等の状況に合わせて清掃を行うこと。（実施時期については、体育館の使用予定等を確認し、校長と協議の上、実施すること。）	月1回以上
			②	清掃と合わせて、体育館にある用具（マット等）の安全点検を行い、児童・生徒が使用する際に危険がある場合には、校長に報告すること。	
	(5)	玄関・昇降口の清掃等	①	床は、状況に適した掃除を行い、汚れの程度に応じて適正な洗剤を使用して汚れを落とし、洗剤を拭き取ること。	随時
			②	マット類は、材質に適した掃除を行い、常に良好な状態を保持すること。	
			③	玄関、昇降口のドア、ガラスや来客用靴箱等は、状況に適した掃除を行い、金属部分は光沢を失わないようにすること。	
			④	下足箱や傘立ては、状況に適した掃除を行うこと。	
			⑤	来客用スリッパ等の管理・整理整頓をすること。	
	(6)	廊下・階段の清掃	①	床は、状況に適した掃除を行い、汚れの程度に応じて適正な洗剤を使用して汚れを落とし、洗剤を拭き取ること。	随時
			②	廊下・階段の手洗い場は、汚れの程度に応じて、適正な洗剤を使用し、汚れを落とすこと。	
			③	児童・生徒の分担する範囲で掃除が不十分な個所は、必要に応じて清掃すること。	

大区分	中区分		小区分		頻度
1 清掃 業務	(7)	管理諸室の清掃 (学校が指定する時間に実施)	①	床は、状況に適した掃除を行い、汚れの程度に応じて適正な洗剤を使用して汚れを落とし、洗剤を拭き取ること。	随時
			②	教職員の分担する範囲で掃除が不十分な個所は、必要に応じて清掃すること。	
	(8)	窓ガラスの清掃	①	窓ガラス両面を適正な洗剤で汚れを落とし、濡れ布または乾布で入念に磨き上げ、窓枠の汚水を乾布で拭き取ること。	随時
	(9)	ワックス塗布	①	ワックス塗布を行う場合、清掃作業や塗布作業について、校長と協議の上、実施すること。	適時
	(10)	トイレの清掃等 (清掃等を実施する場合は、トイレ入口に清掃中であることを明示すること。)	①	全てのトイレを一回点検し、便器に大便が残っている等、汚れや異臭が一時的に発生している場合は、清掃を行うこと。	毎日
			②	くず入れ、汚物入れからごみを集め、分別してごみ袋に入れ、ごみの収集場所に収集すること。	毎日
			③	排水口が詰まった場合等は、速やかに異物等を除去し排水できる状況にすること。	随時
			④	石鹸、トイレットペーパーがなくなっている場合は補充すること。	随時
			⑤	水垢及び尿石除去を行うこと。また、悪臭の除去に努めること。 (実施時期については、校長と協議の上、実施すること。)	年2回
			⑥	床は、学校の状況に適した掃除を行い、汚れの程度に応じて適正な洗剤で汚れを落とし、洗剤を拭き取ること。	適時
⑦			衛生陶器は専用洗剤で洗浄すること。特に小便器の目皿や便座の裏側まで入念に洗浄し、臭いや尿石付着を防ぐために汚れを丁寧に除去すること。また、封水部分も必ず清掃し、封水すること。洗浄弁ハンドルや金属部分は、適正な洗剤等で洗浄し、拭き上げた後から拭きすること。		
⑧			鏡・化粧台等は適切な方法で洗い拭きし、また汚れの程度に応じて適正な洗剤等を使用し、汚れを落とすこと。		
⑨	ドア・間仕切りは、水拭き及びから拭きし、特に金属部分は清潔にしておくこと。				
⑩	マット類がある場合は、材質に適した清掃方法を取り、常に良好な状態を保持すること。				
		⑪	児童・生徒の分担するトイレについて、掃除が不十分の場合は、必要に応じて清掃すること。		

大区分	中区分		小区分		頻度
2 設 備 業 務	(1)	蛍光灯、照明器具等の点検・取替・清掃	①	蛍光灯、照明器具等を点検し、切れた場合は取替えをすること。	随時
			②	埃を取り払い、水拭き仕上げをすること。汚れがひどい場合は、適正な洗剤で汚れを落とすこと。	年1回
	(2)	換気扇、天井扇の清掃	①	カバー等を取り外して付着したごみ、ほこりを除去すること。	年2回
			②	汚れの程度により、適正な洗剤を用いて汚れを落とすこと。	
	(3)	水道メーターの検針及び記録	①	水道メーターを検針し、数値を所定の用紙に記録すること。	毎日
			②	異常値を示している場合は、速やかに校長及び受注者に報告すること。	随時
3 修 繕 ・ 製 作 業 務	(1)	水回りの簡易な修繕	①	蛇口の水漏れがあり、不具合部分が確認できるものについては、適切な方法（コマ、パッキン、シールテープの交換等）で修繕を行うこと。	随時
			②	トイレのフラッシュバルブに不具合がある場合は、対応できる範囲内で修繕を行うこと。	
	(2)	ドア、床、門扉、柵、外内壁、窓ガラス等の補修	①	ドア、ドアノブ、床等の破損時には、簡易な修繕を行うこと。	随時
			②	門扉、柵、外内壁等のペンキ塗装による簡易な補修を行うこと。	
			③	窓ガラス破損時には、周辺ガラス破片の清掃と、修理までの緊急補修を行うこと。	
	(3)	網戸、台車コマ、国旗掲揚ロープ、朝礼台、遊具、カーテンレール、防球ネット、バスケットボールゴール・ハンドボールゴール・サッカーゴールのネット等の補修	①	破損や不具合等があった場合、簡易な補修を行うこと。	随時
	(4)	掲示板、すのこ、看板、清掃用具入れ、給食台等製作物の補修及び製作	①	必要に応じて補修及び製作すること。	随時
	(5)	教材、教具の補修及び製作	①	必要に応じて補修及び製作すること。	随時
(6)	コンクリートひび割れ部分の補修	①	必要に応じて補修を行うこと。ただし補修する時は校長及び受注者に確認すること。	随時	

大区分	中区分		小区分		頻度
4 樹木・草花管理業務	(1)	樹木の剪定及び伐採 (高さ3メートル未満の樹木、及び高さ3メートル以上の樹木のうち3メートル未満に位置する下枝等)	①	1ヶ月に1回以上、学校敷地内を巡回し、樹木の種類にあった適切な時期・方法を考慮し、校長と協議の上、剪定すること。なお、樹形を整備しながら樹木のバランス及び美観を図ること。	随時
			②	倒木の危険がある樹木や、近隣より苦情等がある樹木については、校長と協議の上、適宜伐採を行うこと。	
			③	剪定及び伐採で発生した枝葉等については、周辺の清掃も併せ、速やかに処理すること。	
			④	上記①の通常剪定作業とは別に、樹木について、特定業務従事者を追加し大規模な剪定を実施すること。(実施時期については、校長と協議の上、実施すること。)	年1回
			⑤	剪定・伐採作業を行う時は、安全対策を確実にすること。	随時
	(2)	除草	①	1週間に1回以上、学校敷地内を巡回し、雑草等を除草すること。特に夏季期間や入学式等の式典、運動会等の行事の時期に雑草が繁茂することがないように行うこと。	随時
			②	上記①の日常的な除草とは別に、学校敷地内全体の除草を夏季(7月末まで)及び秋季(12月末まで)の年2回以上、特定業務従事者を追加し大規模な除草作業を行うこと。(実施時期については、校長と協議の上、実施すること。)	年2回以上
			③	除草の際に草刈機を使用する場合には、飛び石を防止する等、安全対策を確実にすること。	随時
			④	除草を行う際には、除草剤を使用しないこと。	
	(3)	樹木の害虫駆除 (高さ3メートル未満の樹木、及び高さ3メートル以上の樹木の場合は安全を配慮して作業が行き届く範囲内)	①	害虫が発生した場合、適切に駆除すること。	随時
	(4)	花壇等の整備及び散水	①	花壇、プランター、畑等について、散水及び草花等の手入れを行うこと。また、必要に応じて整備を行うこと。	随時
			②	教育活動として行う花壇、プランター、畑等については、三季休業期間等長期休業中、散水及び草花等の手入れを行うこと。(実施時期については、校長と協議の上、実施すること。)	
5 庶務的業務	(1)	湯茶の準備	①	必要に応じ、児童・生徒用の湯茶の準備をすること。	随時
	(2)	学校行事等の設営、片付け、清掃等	①	入学式・卒業式・運動会等の設営、片付け、清掃、誘導等を行うこと。(校長と協議の上、実施すること。)	随時
	(3)	動物の餌やり	①	三季休業期間中にニワトリ、ウサギ等の餌やりを行うこと。(実施時期については、校長と協議の上、実施すること。)	随時
	(4)	荷物の運搬	①	受注者と学校や学校間で物品等の引取りや運搬の必要が生じた場合は、業務責任者が行うこと。	随時

大区分	中区分		小区分	頻度
6 安全 対策 ・ 災害 対応	(1)	安全対策	<p>① 学校の安全安心に万全を期すため、以下の内容について、校長または発注者から要請があった場合には、他の業務に優先して実施すること。</p> <p>ア 安全パトロール（校内及び学校周辺）を行うこと。</p> <p>イ 警戒態勢時の校門付近での安全確認を行うこと。</p> <p>ウ 児童・生徒の登下校時の誘導等を行うこと。</p>	随時
	(2)	災害等対応	<p>① 震災、風水害等の災害発生時及び児童・生徒の事故があった場合の対応については、あらかじめ校長と協議し、体制を整えておくこと。なお、その際の学校関係者間の情報連絡体制等についてもあらかじめ協議し、業務責任者を中心とした体制を整えておくこと。</p>	随時
			<p>② 災害発生時は、直ちに施設・設備等の被害状況の調査及び点検を行うこと。また、校長及び発注者に報告し、応急復旧対策に努めること。</p>	
※	その他、校長との協議事項に係る諸業務を行うこと。			適時





## 【経費負担区分一覧】

委託業務の遂行に必要な経費の負担区分は、下記のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合や区分の見直しが必要となった場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

発注者が負担するもの	
1	業務遂行上必要な光熱水費
2	校内に設置する蛍光灯、トイレ・洗面台に設置するトイレトーパー及び石鹸
3	グラウンド補充用土
4	学校行事補助の際に必要なライン引き及び石灰
5	花壇・畑の整備に必要なブロック及び花苗
6	ニワトリ、うさぎ等の餌
受注者が負担するもの	
1	業務責任者・業務従事者の雇用、健康診断受診、作業服及び名札、研修等に係る一切の経費（通勤費用、社会保険・雇用保険等加入に係る経費含む）
2	受注者の故意または過失により、第三者や建物、備品等に与えた身体上または財産上の損害が生じた場合の賠償義務（鍵、備品の貸与分も含む）
3	準備期間及び引継ぎ期間に係る一切の経費
4	災害発生時（業務時間外の発生時）に係る経費
5	業務責任者が巡回を行う経費
6	業務責任者連絡用携帯電話に係る一切の経費
7	受注者と学校や学校間で物品等の引取りや運搬に係る一切の経費
8	業務遂行上必要な一切の資器材一式 清掃等業務で使用するほうき、ブラシ、草刈機、剪定用はさみ、ヘルメット、安全手袋、清掃看板等や、施設維持・修繕及び制作業務で使用する電動ドライバー、ベンチ、金槌、ヘラ、のこぎり 等 ※1
9	業務遂行上必要な消耗品 清掃、除草・剪定等で使用する洗剤、ワックス、草刈機の燃料や、施設維持・修繕及び制作業務で使用する木材、ペンキ、戸車、花の土、南京錠、セメダイン 等の消耗品 ※注2
10	ガラスの取替えに係る一切の経費（ガラス代を含む）※注3
11	害虫駆除用薬剤
12	樹木伐採・剪定時に発生する枝葉等の処分費及び側溝清掃時に発生する泥及び廃棄物処分費

※1 学校にある資器材を使用することは可能である。ただし、使用後の破損、摩耗等による修繕に係る費用は受注者の負担とする。

※2 おおよその年間実績額は4校合計で206,000円である（費用負担の上限を保証するものではない）。

※3 おおよその年間実績額は4校合計で427,000円である。（費用負担の上限を保証するものではない）。

上記※1～3を参考の上、業務実施に必要な資器材、消耗品等の経費について、積算すること。



吹田市長様

受注者

代表者

⑨

## 業務履行体制（変更）報告書

吹田市立小・中学校校務員業務等委託の業務履行体制について、下記のとおり報告します。

記

## 1 営業担当者（変更予定日 月 日）

ふりがな 氏名	電話番号 F A X 番号	携帯電話番号

## 2 業務責任者及び業務従事者（作業員）（変更予定日 月 日）

	ふりがな 氏名	年齢	住所	携帯電話番号
業務責任者				
佐井寺小学校				
東佐井寺小学校				
岸部第二小学校				
第二中学校				

※業務の履行体制に変更が生じた場合は、変更箇所を朱書し、変更予定日を記入してください。

※この報告書は、原本を教育総務室へ、写しを学校へ提出してください。

※記載の個人情報については、当委託業務に係る連絡にのみ使用します。

吹田市長様

受注者

代表者

㊞

## 健康診断結果報告書（令和 年度分）

吹田市立小・中学校校務員業務等委託に係る業務責任者及び業務従事者（作業員）について、結核健診を含む健康診断の結果について、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 業務責任者及び業務従事者（作業員）（変更予定日 年 月 日）

	氏名	年齢	受診年月日	診断結果 (あてはまる方に☑)
業務責任者			令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 異常がなかった。 <input type="checkbox"/> 異常があった。
佐井寺小学校			令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 異常がなかった。 <input type="checkbox"/> 異常があった。
東佐井寺小学校			令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 異常がなかった。 <input type="checkbox"/> 異常があった。
岸部第二小学校			令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 異常がなかった。 <input type="checkbox"/> 異常があった。
第二中学校			令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 異常がなかった。 <input type="checkbox"/> 異常があった。

※報告内容に変更が生じた場合は、変更箇所を朱書して提出してください。

※この報告書は、原本を教育総務室へ提出してください。

吹田市長様

受注者

代表者



### 年間業務計画報告書

吹田市立小・中学校校務員業務等委託の年間業務計画について、以下のとおり報告します。

学校名

	行事予定等	作業予定	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※この報告書は、4月中（令和2年度については6月中）に原本を教育総務室へ、写しを学校へ提出してください。

**業 務 日 報**  
**【令和 年 月分】**

業務名	吹田市立小・中学校校務員業務等委託
学校名	
業務責任者	印
業務従事者 (作業員)	印

特記事項	
------	--

※翌月5日までに提出願います。

---

教育総務室欄

参事	主幹	主査	担当

# 業 務 日 報 【令和 年 月分】

【様式4-2】

仕様書【別紙1】業務内容一覧の業務内容を実施しました

日	項 目										校長	教頭	作業員	
1 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校長	教頭	作業員
	2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)													
	(年1回の業務・学校行事などを記入)													
	備考													
水道検針	前回	( m <sup>3</sup> )	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )	施設 巡回 点 検  <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり：内容							
	前回	( m <sup>3</sup> )	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )								
	前回	( m <sup>3</sup> )	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )								
	プール用	前回	( m <sup>3</sup> )	今回	( m <sup>3</sup> )	水量								( m <sup>3</sup> )
2 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校長	教頭	作業員
	2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)													
	(年1回の業務・学校行事などを記入)													
	備考													
水道検針	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )	施設 巡回 点 検  <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり：内容									
	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )										
	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )										
	プール用	今回	( m <sup>3</sup> )	水量								( m <sup>3</sup> )		
3 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校長	教頭	作業員
	2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)													
	(年1回の業務・学校行事などを記入)													
	備考													
水道検針	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )	施設 巡回 点 検  <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり：内容									
	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )										
	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )										
	プール用	今回	( m <sup>3</sup> )	水量								( m <sup>3</sup> )		
4 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校長	教頭	作業員
	2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)													
	(年1回の業務・学校行事などを記入)													
	備考													
水道検針	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )	施設 巡回 点 検  <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり：内容									
	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )										
	今回	( m <sup>3</sup> )	水量	( m <sup>3</sup> )										
	プール用	今回	( m <sup>3</sup> )	水量								( m <sup>3</sup> )		



日	項 目														
5 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭						
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容			
		前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>					
前回		( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>						
プール用	前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>						
6 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭						
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>									
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>									
7 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭						
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>									
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>									
8 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭						
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>									
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>									

日	項 目														
9 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長		教頭							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	前回	(	m <sup>3</sup> )	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容			
		前回	(	m <sup>3</sup> )	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )					
前回		(	m <sup>3</sup> )	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )						
プール用	前回	(	m <sup>3</sup> )	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )						
10 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長		教頭							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								
今回		(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )									
プール用	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )									
11 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長		教頭							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								
今回		(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )									
プール用	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )									
12 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長		教頭							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								
今回		(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )									
プール用	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )									

日	項 目													
13 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭					
	(年1回の業務・学校行事などを記入)					者	業務責任			作業員				
	水道検針	前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容		
		前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>				
前回		( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>					
プール用	前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>					
14 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭					
	(年1回の業務・学校行事などを記入)					者	業務責任			作業員				
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし					
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>		□異常あり：内容					
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
15 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭					
	(年1回の業務・学校行事などを記入)					者	業務責任			作業員				
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし					
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>		□異常あり：内容					
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
16 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭					
	(年1回の業務・学校行事などを記入)					者	業務責任			作業員				
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし					
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>		□異常あり：内容					
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								

日	項 目															
17 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校長		教頭		
			中区分ごとに、 実施したものに○		2-(1)	2-(3)	3-(1)	3-(2)	3-(3)	3-(4)	3-(5)					
					3-(6)	4-(1)	4-(2)	4-(3)	4-(4)	5-(1)	5-(2)					
					5-(3)	5-(4)	6-(1)	6-(2)								
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員		
	水道検針	前回	(	m)	今回	(	m)	水量	(	m)	施設 巡回 点検	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり：内容				
		前回	(	m)	今回	(	m)	水量	(	m)						
		前回	(	m)	今回	(	m)	水量	(	m)						
	プール用	前回	(	m)	今回	(	m)	水量	(	m)						
18 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校長		教頭		
			中区分ごとに、 実施したものに○		2-(1)	2-(3)	3-(1)	3-(2)	3-(3)	3-(4)	3-(5)					
					3-(6)	4-(1)	4-(2)	4-(3)	4-(4)	5-(1)	5-(2)					
					5-(3)	5-(4)	6-(1)	6-(2)								
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員		
	水道検針	今回	(	m)	水量	(	m)	施設 巡回 点検	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり：内容							
		今回	(	m)	水量	(	m)									
		今回	(	m)	水量	(	m)									
	プール用	今回	(	m)	水量	(	m)									
19 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校長		教頭		
			中区分ごとに、 実施したものに○		2-(1)	2-(3)	3-(1)	3-(2)	3-(3)	3-(4)	3-(5)					
					3-(6)	4-(1)	4-(2)	4-(3)	4-(4)	5-(1)	5-(2)					
					5-(3)	5-(4)	6-(1)	6-(2)								
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員		
	水道検針	今回	(	m)	水量	(	m)	施設 巡回 点検	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり：内容							
		今回	(	m)	水量	(	m)									
		今回	(	m)	水量	(	m)									
	プール用	今回	(	m)	水量	(	m)									
20 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校長		教頭		
			中区分ごとに、 実施したものに○		2-(1)	2-(3)	3-(1)	3-(2)	3-(3)	3-(4)	3-(5)					
					3-(6)	4-(1)	4-(2)	4-(3)	4-(4)	5-(1)	5-(2)					
					5-(3)	5-(4)	6-(1)	6-(2)								
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員		
	水道検針	今回	(	m)	水量	(	m)	施設 巡回 点検	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり：内容							
		今回	(	m)	水量	(	m)									
		今回	(	m)	水量	(	m)									
	プール用	今回	(	m)	水量	(	m)									

日	項 目													
21 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭					
	(年1回の業務・学校行事などを記入)					者	業務責任			作業員				
	水道検針	前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容		
		前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>				
前回		( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>					
プール用	前回	( )	m <sup>3</sup>	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>					
22 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭					
	(年1回の業務・学校行事などを記入)					者	業務責任			作業員				
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし					
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>		□異常あり：内容					
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
23 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭					
	(年1回の業務・学校行事などを記入)					者	業務責任			作業員				
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし					
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>		□異常あり：内容					
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
24 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長			教頭					
	(年1回の業務・学校行事などを記入)					者	業務責任			作業員				
	水道検針	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>	施設 巡 回 点 検	□異常なし					
		今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>		□異常あり：内容					
今回		( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								
プール用	今回	( )	m <sup>3</sup>	水量	( )	m <sup>3</sup>								

日	項 目														
25 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長		教頭							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	前回	(	m)	今回	(	m)	水量	(	m)	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容			
		前回	(	m)	今回	(	m)	水量	(	m)					
前回		(	m)	今回	(	m)	水量	(	m)						
プール用	前回	(	m)	今回	(	m)	水量	(	m)						
26 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長		教頭							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	(	m)	水量	(	m)	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	(	m)	水量	(	m)								
今回		(	m)	水量	(	m)									
プール用	今回	(	m)	水量	(	m)									
27 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長		教頭							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	(	m)	水量	(	m)	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	(	m)	水量	(	m)								
今回		(	m)	水量	(	m)									
プール用	今回	(	m)	水量	(	m)									
28 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務 中区分ごとに、 実施したものに○	<input type="checkbox"/>	1-(2) 1-(5) 1-(6) 1-(7) 1-(8) 1-(9) 1-(10) 2-(1) 2-(3) 3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3) 4-(4) 5-(1) 5-(2) 5-(3) 5-(4) 6-(1) 6-(2)	校長		教頭							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業務責任		作業員	
	水道検針	今回	(	m)	水量	(	m)	施設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	(	m)	水量	(	m)								
今回		(	m)	水量	(	m)									
プール用	今回	(	m)	水量	(	m)									

日	項 目														
29 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校 長		教 頭	
			中区分ごとに、 実施したものに○		2-(1)	2-(3)	3-(1)	3-(2)	3-(3)	3-(4)	3-(5)				
					3-(6)	4-(1)	4-(2)	4-(3)	4-(4)	5-(1)	5-(2)				
					5-(3)	5-(4)	6-(1)	6-(2)							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業 務 責 任		作 業 員	
	水道検針	前回	(	m <sup>3</sup> )	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )	施 設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容			
		前回	(	m <sup>3</sup> )	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )					
		前回	(	m <sup>3</sup> )	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )					
	プール用	前回	(	m <sup>3</sup> )	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )					
30 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校 長		教 頭	
			中区分ごとに、 実施したものに○		2-(1)	2-(3)	3-(1)	3-(2)	3-(3)	3-(4)	3-(5)				
					3-(6)	4-(1)	4-(2)	4-(3)	4-(4)	5-(1)	5-(2)				
					5-(3)	5-(4)	6-(1)	6-(2)							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業 務 責 任		作 業 員	
	水道検針	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )	施 設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								
		今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								
	プール用	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								
31 ( )	毎日の業務	<input type="checkbox"/>	随時の業務	<input type="checkbox"/>	1-(2)	1-(5)	1-(6)	1-(7)	1-(8)	1-(9)	1-(10)	校 長		教 頭	
			中区分ごとに、 実施したものに○		2-(1)	2-(3)	3-(1)	3-(2)	3-(3)	3-(4)	3-(5)				
					3-(6)	4-(1)	4-(2)	4-(3)	4-(4)	5-(1)	5-(2)				
					5-(3)	5-(4)	6-(1)	6-(2)							
	(年1回の業務・学校行事などを記入)										者	業 務 責 任		作 業 員	
	水道検針	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )	施 設 巡 回 点 検	□異常なし □異常あり：内容						
		今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								
		今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								
	プール用	今回	(	m <sup>3</sup> )	水量	(	m <sup>3</sup> )								

特記事項等

令和 年 月 日

吹田市市長様

受注者

代表者

㊟

## 鍵借用証書

吹田市立小・中学校校務員業務等委託を履行するにあたり、下記事項を遵守し、以下のとおり鍵を借用します。

## 記

- 1 借用した鍵は、業務責任者及び各学校の業務従事者（作業員）が細心の注意を払い管理を行います。
- 2 故意または過失により、借用した鍵を紛失または破損した場合は、速やかに教育総務室及び校長に報告したうえで、賠償義務を負います。
- 3 学校から入室を禁じられている部屋には立ち入りません。
- 4 鍵を使用しなくなった時は、学校または教育総務室に直ちに返却します。

	学校名	鍵の種類	鍵の銘柄	鍵の番号	本数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

※この証書は、速やかに、原本を教育総務室へ、写しを学校へ提出してください。



令和 年 月 日

吹田市長様

受注者

代表者

㊞

## 備品等借用証書

吹田市立小・中学校校務員業務等委託を履行するにあたり、下記事項を遵守し、学校の備品等を借用します。

### 記

- 1 借用した備品等は、業務責任者及び各学校の業務従事者（作業員）が細心の注意を払い管理を行います。
- 2 故意または過失により、借用した備品等を紛失または破損した場合は、速やかに教育総務室及び校長に報告したうえで、賠償義務を負います。

※この証書は、速やかに、原本を教育総務室へ、写しを学校へ提出してください。

【様式6】

令和 年 月 日

業務責任者 様

吹田市立 学校

校長	教頭

### 修繕・製作依頼書

吹田市立小・中学校校務員業務等委託仕様書に規定する修繕・製作業務について、以下のとおり対応願います。

場所	依頼内容	期限

(以下、業務責任者記入欄)

上記、御依頼のことについて、以下のとおり報告します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日に完了しました。

完了していません。理由：

業務責任者

令和 年 月 日

吹田市長様

受注者

代表者

⑩

## 受託業務完了報告書 (令和 年 月分)

吹田市立小・中学校校務員業務等委託について、以下のとおり完了しましたので、報告します。

業務名	吹田市立小・中学校校務員業務等委託
場所	佐井寺小学校、東佐井寺小学校、岸部第二小学校、第二中学校
履行期間	令和2年6月1日から令和4年5月31日まで
契約金額（総額）	29,145,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

当月分委託金額	1,214,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
当月分完了年月日	令和 年 月 日

業務等委託契約書

1 委託業務名	吹田市立小学校安全対策受付員業務		
2 場 所	吹田市立小学校 36校		
3 履行期間	令和4年4月 1日	か ら	
	令和5年3月31日	ま で	
4 業務委託料 (単価契約)	一日当たり 7,576円 (税別)		
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号 (契約保証金等の額は、業務委託料の1年当たりの額の100分の5に相当する額以上とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 免除		
6 適用除外条項	第7条		

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 吹 田 市  
代 表 者 吹田市長 後 藤 圭 二 印

受注者 所 在 地 吹田市千里山松が丘26番23号  
商号又は名称 公益社団法人吹田市シルバー人材センター  
代 表 者 理 事 長 加 藤 剛 義 印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）、その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して公益社団法人吹田市シルバー人材センター以外の第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を公益社団法人吹田市シルバー人材センター以外の第三者に委任

し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関



係を有していると認められるとき。

- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従事者研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従事者に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立小学校安全対策受付員業務仕様書

## 1 目的

長期休業期間中の小学校の安全を維持するために、受付員を配置する。

## 2 基本的事項

- (1) 業務中、過失により施設・設備を滅失しあるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受注者はその責を負わねばならない。
- (2) 受付員の住所・氏名等必要な事項は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。また、学校に対しても同様とする。
- (3) 受注者又は受付員は、業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ定める。

## 3 業務内容

- (1) 指定する校門（正門）周辺に、受付員を常駐し、立哨及び校門（正門）の開閉を行う。
- (2) 校門（正門）周辺での来校者の受付を行うとともに、来校者については、来校者受付簿に名前など必要事項を記入させ、入校させる。ただし、教職員及び吹田市職員並びに発注者が必要と認めた者は、名札や許可証等を確認し、受付で来校の用件を確認した上で入校させる。
- (3) 受付・用件の確認において、気付いた事柄については、速やかに学校関係者に連絡すること。
- (4) 業務時間中に担当学校内を離れてはならない。ただし、止むを得ず学校を離れる場合は事前に校長に連絡すること。
- (5) 校門付近の緊急車両等の進入スペースの確保に努めること。
- (6) 吹田市立千里丘北小学校のみ、業務開始時に国旗等の掲揚を、業務終了時に国旗等の降納を行うこと。

## 4 方法

- (1) 業務にあたり、受注者は、各小学校にそれぞれ1名の従事員を配置するものとする。
- (2) 前項の従事員は、仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、腕章を着用させるものとする。

## 5 業務日時

(1) 業務日時は次のとおりとする。

### ア 業務日

春季・夏季及び冬季休業中の月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月28日から翌年の1月4日までの日、8月13日から8月15日までの日は除く。

### イ 業務時間

午前8時30分から午後5時まで（午前11時から午後1時30分までの間で休憩1時間）

(2) 前項にかかわらず学校行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合がある。

## 6 業務対象学校（36校）

吹田第一小学校	吹田第二小学校	吹田第三小学校
吹田東小学校	吹田南小学校	吹田第六小学校
千里第一小学校	千里第二小学校	千里第三小学校
千里新田小学校	佐井寺小学校	東佐井寺小学校
岸部第一小学校	岸部第二小学校	豊津第一小学校
豊津第二小学校	江坂大池小学校	山手小学校
片山小学校	山田第一小学校	山田第二小学校
山田第三小学校	山田第五小学校	東山田小学校
南山田小学校	西山田小学校	北山田小学校
千里丘北小学校	佐竹台小学校	高野台小学校
津雲台小学校	古江台小学校	藤白台小学校
青山台小学校	桃山台小学校	千里たけみ小学校

# 業務委託単価契約書

業 務 名 吹田市立保育所等安全対策業務

契 約 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

上記の吹田市立保育所等安全対策業務について、委託者 吹田市 を甲とし、受託者 公益社団法人 吹田市シルバー人材センター を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、上記業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、仕様書に基づき業務を誠実に履行しなければならない。

(契約単価)

第2条 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの業務実施に対する契約単価（以下「契約単価」という。）については、次のとおりとする。

(1)保育所 分

月曜日から土曜日まで 1日につき62,233円（消費税及び地方消費税額を含む）

(2) 幼保連携型認定こども園 分

月曜日から土曜日まで 1日につき19,148円（消費税及び地方消費税額を含む）

(3)幼稚園 分

(ア)通常日 1日につき24,997円（消費税及び地方消費税額を含む）

(イ)午前日 1日につき19,443円（消費税及び地方消費税額を含む）

(4)幼稚園型認定こども園 分

(ア)通常日 1日につき51,241円（消費税及び地方消費税額を含む）

(イ)午前日 1日につき44,576円（消費税及び地方消費税額を含む）

(ウ)休業日 1日につき25,743円（消費税及び地方消費税額を含む）

(5)こども発達支援センター 分

(ア)月曜日から金曜日まで 1日につき5,277円（消費税及び地方消費税額を含む）

(イ)土曜日 1日につき2,778円（消費税及び地方消費税額を含む）

(履行場所)

第3条 仕様書の5 実施場所一覧のとおりとする。

(法令上の責任)

第4条 乙は、委託業務の処理にあたり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第5条 この契約に係る契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(一括委任等の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は大部分を一括して公益社団法人吹田市シルバー人材センター会員以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を公益社団法人吹田市シルバー人材センター会員以外の第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知して甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙が委託業務の一部を入札参加除外（吹田市建設工事等暴力団対策措置要領（平成22年1月1日制定）第3条に規定する入札参加除外をいう。）の措置を受けている者に委任し、又は請負させたとき、及び第2項の受任者又は請負人が第20条の2の各号に該当するときは、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 4 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(臨機の措置等)

第8条 乙は、委託業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容について、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、甲がこれを負担するものとする。

(経費負担)

第9条 乙は、この契約に基づく業務を履行するため、必要とするすべての経費を負担する。

(損害負担)

第10条 乙がこの契約条項に違反し、その他故意又は過失により甲及び第三者に対し、損害を与えた場合には、乙において賠償の責めを負うものとする。

(従事者に対する補償)

第11条 乙の従事者が、業務履行のため事故等により負傷し、又は死亡することがあっても、甲は、これに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

ただし、その損害が甲の責に帰する理由により生じたときは、この限りでない。

(業務指示)

第12条 甲は、乙に対し、この契約に基づく業務の執行について必要な指示を与えることができ、乙はこれを遵守しなければならない。

(従事者に対する指示)

第13条 甲は、乙の従事者で契約の履行又は管理につき不相当と認められる者があるときは、理由を明示して他の者と替えることを乙に求めることができる。

(便宜供与)

第14条 乙は、この契約金額に著しい増加をきたさない範囲内において、業務に付帯する便宜を甲に与えなければならない。

(従事者に対する配慮)

第15条 乙は、業務の円滑な遂行をはかるため、従事者に対し十分な配慮をはらわなければならない。

(秘密を守る義務)

第16条 乙又は乙の従事者は、業務の履行に際し知り得た秘密をもらしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

(意見の相違)

第17条 この契約書及び仕様書に関し意見を異にするときは、乙は特に定めるものを除くほか、甲の意見に従うものとする。

(契約の変更)

第18条 甲は、契約締結後において、この契約について内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等の必要が生じたときは、乙と協議のうえ契約を変更することができる。

(委託料の支払い)

第19条 乙は、甲の指示する手続きに従い、速やかに当月分の委託料を甲に請求する。甲は、その請求書の適否を審査して、適当であるときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

2 前項の委託料は、契約単価に業務実施日数を乗じて得た額の合計額とする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。

- (2) 乙の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第7条の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第21条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

第20条の2 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第7条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第20条の3 甲は、委託業務が完了するまでの間は、第20条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、乙が既に委託業務を完了した部分があるときは、甲は、その部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

第20条の4 第20条から第20条の3までの規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

（乙の解除権）

第21条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 委託業務内容の変更により見込まれる年間委託料が3分の2以上減少するとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（契約外の事項）

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、吹田市財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議の上、決定する。



この契約の締結を証するため本証書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和4年4月1日

委託者（甲） 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後 藤 圭 二

受託者（乙） 吹田市千里山松が丘26番23号  
公益社団法人 吹田市シルバー人材センター  
代表者 理事長 加 藤 剛 義

## 吹田市立保育所等安全対策業務仕様書

業務名称 吹田市立保育所等安全対策業務  
履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
履行場所 実施場所一覧のとおり

### 業務概要

#### 1 目的

吹田市立保育所等（以下「園」という。）の安全管理と円滑な運営を目的とし、来訪者に対する対応、園児の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な対応を任務とする。

#### 2 業務内容

- （1）指定する園門周辺の立哨。こども発達支援センターにおいては主にエントランス前の立哨。
- （2）園門周辺の見守り、来園者の受付。
- （3）保育所・はぎのきこども園・認定こども園吹田南幼稚園及び認定こども園佐竹台幼稚園について、国旗の掲揚及び管理。国旗は、午前の業務時間中に掲揚し、午後の業務時間中に降納し、保管のうえ翌業務日に備える。
- （4）受付・用件の確認において気付いた事柄については、速やかに園の職員に連絡すること。
- （5）業務時間中に担当園を離れてはならない。  
ただし、やむを得ず園を離れる場合は、事前に園長等に報告すること。

#### 3 方法

- （1）業務にあたり、受託者は、千里新田こども園に2名、その他の各園にそれぞれ1名の安全管理員を配置するものとする。
- （2）前号の安全管理員は、仕様書に定める業務を遂行可能な者とし、本人確認証を必携の上、市の指定する服装を着用させるものとする。

#### 4 業務日及び業務時間

- （1）各園の業務日及び業務時間は、施設種別ごとに次のとおりとする。

[保育所・幼保連携型認定こども園]

##### ①業務日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

##### ②業務時間

午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後7時まで（1日4時間）

[幼稚園]

① 業務日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、夏季休業日（7 月 21 日から 8 月 31 日まで）、冬季休業日（12 月 23 日から翌年の 1 月 8 日まで）及び春季休業日（3 月 23 日から 4 月 9 日まで）は除く。

② 業務時間

**通常日** 午前 8 時 45 分から午後 2 時 15 分まで

（1 日 4 時間 30 分、午前 11 時から午後 1 時 30 分の間で 1 時間休憩）

**午前日** 午前 8 時 45 分から午後 0 時 15 分まで（1 日 3 時間 30 分）

期間	業務時間
4 月 10 日から 4 月 16 日まで	<b>午前日</b>
4 月 17 日から 7 月 19 日まで	[月・火・水・木・金曜日] <b>通常日</b>
7 月 20 日（終業式）	<b>午前日</b>
9 月 1 日から 9 月 5 日まで	<b>午前日</b>
9 月 6 日から 3 月 21 日まで	[月・火・水・木・金曜日] <b>通常日</b>
7 月 21 日から 8 月 31 日まで	期間中 5 日間（プール授業日）は <b>午前日</b>
12 月 22 日（終業式） 1 月 9 日（始業式） 3 月 22 日（修了式）	<b>午前日</b>

[幼稚園型認定こども園]

① 業務日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は除く。

② 業務時間

**通常日** 午前 7 時 45 分から午後 2 時 15 分まで及び午後 5 時から午後 6 時まで

（1 日 6 時間 30 分、午前 11 時から午後 1 時 30 分の間で 1 時間休憩）

※ただし、認定こども園吹田南幼稚園及び認定こども園佐竹台幼稚園のみ

午前 7 時 45 分から午前 8 時 45 分まで及び午後 5 時から午後 6 時まで（1 日 2 時間）

**午前日** 午前 7 時 45 分から午後 0 時 15 分まで及び午後 5 時から午後 6 時まで（1 日 5 時間 30 分）

※ただし、認定こども園吹田南幼稚園及び認定こども園佐竹台幼稚園のみ

午前 7 時 45 分から午前 8 時 45 分まで及び午後 5 時から午後 6 時まで（1 日 2 時間）

**休業日** 午前 7 時 45 分から午前 9 時 15 分まで及び午後 5 時から午後 6 時まで（1 日 2 時間 30 分）

※ただし、認定こども園吹田南幼稚園及び認定こども園佐竹台幼稚園のみ

午前 7 時 45 分から午前 8 時 45 分まで及び午後 5 時から午後 6 時まで（1 日 2 時間）

期間	業務時間
4月10日から4月16日まで	午前日
4月17日から7月19日まで	[月・火・水・木・金曜日]通常日
7月20日(終業式)	午前日
9月1日から9月5日まで	午前日
9月6日から3月21日まで	[月・火・水・木・金曜日]通常日
7月21日から8月31日まで	休業日※期間中5日間(プール授業日)は午前日
上記以外の期間	休業日
12月22日(終業式) 1月9日(始業式) 3月22日(修了式)	午前日

[こども発達支援センター]

①業務日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

②業務時間

(ア)月曜日から金曜日まで

午前9時30分から午後3時15分まで(1日4時間45分)

(正午から午後1時までの間、1時間休憩)

(イ)土曜日

午前9時30分から正午まで(1日2時間30分)

(2) 前号にかかわらず園行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合がある。

5 実施場所一覧

対象施設	所在地	電話番号	施設種別
山田保育園	吹田市山田市場 19-9	06-6878-0223	保育所
いずみ保育園	吹田市泉町 2 丁目 11-43	06-6388-6088	保育所
南千里保育園	吹田市桃山台 1 丁目 4-1	06-6871-0767	保育所
ことぶき保育園	吹田市岸部中 2 丁目 2-1	06-6388-4411	保育所
岸部保育園	吹田市岸部北 2 丁目 2-2	06-6389-2838	保育所
千里山保育園	吹田市千里山東 2 丁目 19-22	06-6389-2200	保育所
東保育園	吹田市南朱雀 4 丁目 1-1	06-6382-7010	保育所
垂水保育園	吹田市垂水町 1 丁目 6-9	06-6386-2974	保育所
吹一保育園	吹田市内本町 1 丁目 23-28	06-6382-7782	保育所
吹六保育園	吹田市南清和園町 40-31	06-6319-0237	保育所
片山保育園	吹田市出口町 32-1	06-6380-9558	保育所
千三保育園	吹田市千里山西 1 丁目 12-1	06-6386-9178	保育所
山三保育園	吹田市山田西 1 丁目 27-15	06-6876-4602	保育所
はぎのきこども園	吹田市古江台 2 丁目 11-4	06-6872-1012	幼保連携型認定こども園
千里新田こども園	吹田市春日 4-10-1	06-6386-9262	幼保連携型認定こども園
江坂大池こども園	吹田市江坂町 3-13-1	06-6386-9226	幼保連携型認定こども園
吹田第三幼稚園	吹田市高城町 18-39	06-6381-5463	幼稚園
東佐井寺幼稚園	吹田市五月が丘西 4-1	06-6387-1227	幼稚園
片山幼稚園	吹田市朝日が丘町 16-1	06-6387-8155	幼稚園
東山田幼稚園	吹田市青葉丘南 15-10	06-6876-8407	幼稚園
南山田幼稚園	吹田市千里丘西 9-1	06-6876-2401	幼稚園
認定こども園吹田第一幼稚園	吹田市元町 30-44	06-6381-0049	幼稚園型認定こども園
認定こども園吹田南幼稚園	吹田市南金田 1 丁目 4-16	06-6386-2677	幼稚園型認定こども園
認定こども園千里第二幼稚園	吹田市千里山松が丘 25-1	06-6380-7451	幼稚園型認定こども園
認定こども園岸部第一幼稚園	吹田市岸部中 2-19-1	06-6389-2623	幼稚園型認定こども園
認定こども園豊津第一幼稚園	吹田市江坂町 1-15-42	06-6384-8301	幼稚園型認定こども園
認定こども園山田第一幼稚園	吹田市山田東 2-33-3	06-6877-5858	幼稚園型認定こども園
認定こども園山田第三幼稚園	吹田市山田西 1-4-1	06-6877-4571	幼稚園型認定こども園
認定こども園佐竹台幼稚園	吹田市佐竹台 5-12-1	06-6871-2234	幼稚園型認定こども園
こども発達支援センター	吹田市片山町 2 丁目 11-40	06-6387-5667	こども発達支援センター

業務等委託単価契約書

1 委託業務名	吹田市留守家庭児童育成室の安全対策業務
所	吹田市留守家庭児童育成室35育成室
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで
4 業務委託料	1室1時間あたり 単価 1,010 円 (税抜)
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第 号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の に相当する額以上とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)
6 適用除外条項	吹田市財務規則第115条第1項第7号による

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 所在地 吹田市千里山松が丘26番23号  
商号又は名称 公益社団法人吹田市シルバー人材  
代表者 理事長 加藤 剛義



者に通知  
4 受注者  
50号)  
れぞれか  
において、  
5 受注者  
る者、吹  
制定)に  
請負人と  
6 受注者  
人として  
7 前項の  
(特許権  
第6条 受  
法を使用  
(現場代  
第7条 受  
2 受注者  
ない。  
3 発注者  
ときは、  
(委託業  
第8条 発  
告を求め  
(業務内  
第9条 発  
できる。  
が協議し  
(履行期  
第10条  
ことがで  
行期間の

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）、その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注

者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。



(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(報告及び業務委託料の請求)

第13条 受注者は、当該月の業務が完了したときは、あらかじめ発注者が指定した様式に基づく報告書を作成し、遅滞なく発注者に報告するとともに、発注者に対して頭書の単価に対し当該月分の業務時間を乗じた業務委託料の支払を請求するものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 発注者は、前条の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正  
る法  
った場

(4) 受注  
45号

第16条の  
とができ

(1) 役員  
はその  
う。)

(2) 役員  
は第三  
(平成

用する

(3) 役員  
力団員

(4) 役員  
有して

(5) 第5  
契約の

締結し

第16条の  
よるほか

2 前項の  
分がある

(受注者

第17条

ができる

(1) 第5

き。

(2) 発注

き。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従事員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従事員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

き  
1  
号  
  
い  
  
相  
  
に  
  
)  
  
5  
  
2  
  
さ  
社  
  
場  
な  
  
者

1.

2.

(

(

(

(

3. ㄉ

(

(

4.

(

## 吹田市留守家庭児童育成室安全対策業務委託仕様書

### 1. 目的

小学校内の放課後子ども育成室長が指定する校門及び育成室周辺近くの校内において、受付員を常駐させる。

放課後子ども育成室長や教職員及び市役所職員、並びに教育委員会が必要と認めたものは、放課後子ども育成室指定の「吹田市留守家庭児童育成室延長利用者証」や名札等を確認し、受付で来訪の用件を確認した上で入校させる。その他の来訪者については、「留守家庭児童育成室来室者受付簿」等に名前など必要事項を記入させ、入校させる。

また、校門付近の緊急車両等の進入スペースの確保に努める。

### 2. 業務内容

- (1) 放課後子ども育成室長が指定する校門及び育成室周辺の立哨及び校門（正門）の開閉。
- (2) 放課後子ども育成室長が指定する校門及び育成室周辺での来校者の受付。
- (3) 受付・用件の確認において、気付いた事柄については、速やかに放課後子ども育成室関係者に連絡すること。
- (4) 業務時間中に担当小学校内を離れてはならない。ただし、止むを得ず小学校を離れる場合は事前に留守家庭児童育成室指導員に連絡すること。

### 3. 方法

- (1) 業務にあたり、受託者は、各小学校にそれぞれ1名の従事員を配置するものとする。
- (2) 前項の従事員は、仕様書に定める業務を遂行可能な人とし、腕章を着用させるものとする。

### 4. 日時

#### (1) 業務日時

##### ① 業務日

春季・夏季及び冬季休業中の月曜日から金曜日まで。また、7月・8月・12月・翌年3月の第4土曜日にも業務が発生する場合がある。詳細については別紙1勤務カレンダーのとおり。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、また3月31日については除く。

②業務時間

午後5時から午後6時30分

(吹六・佐井寺・東佐井寺・山手・山三・西山田・北山田・藤白台・青山台・桃山台・千里たけみ育成室については、午後5時から午後7時まで)

ただし、8月13日から8月15日までの間で、①の業務日に該当する日については午前8時30分から午後6時30分まで(吹六・佐井寺・東佐井寺・山手・山三・西山田・北山田・藤白台・青山台・桃山台・千里たけみ育成室については、午前8時30分から午後7時まで)。

また、7月・8月・12月・翌年3月の第4土曜日については、午前8時30分から午後5時まで。

(2) 前項にかかわらず学校行事等の都合により、業務日及び業務時間を変更する場合があります。

(3) 午後5時から午後6時30分(吹六・佐井寺・東佐井寺・山手・山三・西山田・北山田・藤白台・青山台・桃山台・千里たけみ育成室については午後7時)の業務に関して、この時間帯の留守家庭児童育成室の児童利用状況によっては、この業務を委託しないことがある。

5. 業務対象学校

吹田第一小学校	吹田第二小学校	吹田第三小学校
吹田東小学校	吹田南小学校	吹田第六小学校
千里第一小学校	千里第二小学校	千里第三小学校
千里新田小学校	佐井寺小学校	東佐井寺小学校
岸部第一小学校	岸部第二小学校	豊津第一小学校
豊津第二小学校	江坂大池小学校	山手小学校
片山小学校	山田第一小学校	山田第二小学校
山田第三小学校	山田第五小学校	東山田小学校
南山田小学校	西山田小学校	北山田小学校
佐竹台小学校	高野台小学校	津雲台小学校
古江台小学校	藤白台小学校	青山台小学校
桃山台小学校	千里たけみ小学校	

7月
月
4
11
18
25
7月
月
4
11
18
25
10月
月
3
10
17
24
31
1月
月
2
9
16
23
30

令和4年度(2022年度)安全対策受付員業務 勤務日

41日

4月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

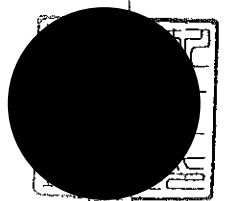
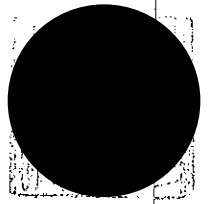
3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※春分の日を3/23, 秋分の日を9/23と仮定

日  
井  
育  
寺  
る  
山  
:7  
よ





# 業務委託契約書

21005032

1 委託業務名	吹田市立小学校便所清掃業務														
2 場所	吹田市立小学校及び小学校併設幼稚園														
3 履行期間	令和 3年10月 1日 から 令和 4年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	2	7	3	9	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	2	4	9	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月 1日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市末広町11番10号  
大阪環境整備株式会社  
代表取締役 井田 茂

印

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。



# 吹田市立小学校便所清掃業務 仕様書

## 1 業務名

吹田市立小学校便所清掃業務

## 2 業務内容

対象施設の便所及び便所と接する洗面所の水垢、尿石などの蓄積した汚れの除去及び悪臭の除去を行う。

## 3 業務期間及び業務実施回数

作業は令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に2回行うこと。

ただし、下記の期間で1回ずつ行うこと。

① 令和3年10月1日～令和4年1月31日の期間 平日午前9時から午後5時までの間

② 令和4年2月 1日～令和4年3月31日の期間 平日午前9時から午後5時までの間

※①の期間の間には学校園内のプール用トイレ清掃とトイレ内の壁清掃も加えて行うこと。

※上記の期間内で学校(園)長と調整し、作業を行うこと。

## 4 実施場所

吹田市立小学校 33校、併設幼稚園13園(別紙1参照)

※各学校園のトイレ設備設置状況については、別紙2参照。ただし、現地と相違がある場合には、現地を優先し、作業すること。

## 5 作業日の日程

各学校園における作業日程については、事前に学校(園)長と調整のうえ決定すること。また、作業日程等の必要な事項を記載した作業計画書を作成し、速やかに市に提出すること。

※学校(園)の行事等で、作業日程の変更が生じた場合、受託者は、可能な範囲で日程調整すること。

学校において工事が行われている場合があるため、工事日程等確認し、作業を行うこと。(別紙3参照)

## 6 作業箇所・作業内容等

	作業箇所	作業内容	留意事項
(1)	床面	汚れ、水垢及び尿石除去	薬品で洗浄すること
(2)	ノンスリップ磁器質タイルの床面	薬品による床面洗浄。敷物がある場合には、敷物も清掃	床面の荒れに配慮すること
(3)	換気扇	換気扇を取り出し、薬品洗浄と内部の洗浄	特になし
(4)	大便器	水垢(ウォーターライン等)及び尿石除去	特になし
(5)	小便器	水垢及び尿石除去	特になし

(6)	洗面器	水垢除去	特になし
(7)	壁面	タイルの場合、水垢除去	10月1日～1月31日までの 期間で1回清掃すること

【注意事項】

- ① 清掃する際には、悪臭の除去に努めること。
- ② 洗剤等の使用材料は品質良好なものを使用すること。
- ③ (1)、(2)の床面の清掃後は、十分に水分を除去し、転倒防止等の措置を講じること。また、桃山台小学校(男女1ヶ所)及び千里丘北小学校の床面については、乾式シート用の清掃を行うこと。トイレリニューアル工事实施箇所は、乾式シート用の清掃を行うこと。

## 7 業務完了報告書

業務完了後は、以下の(1)～(3)に基づき報告書を作成し、速やかに提出すること。

- (1)作業終了後、完了証明書に学校(園)長の確認を受け、学校(園)ごとの作業前及び作業後の写真・設備チェックシート(様式1)・作業完了届(様式2)とともに、学校教育部学校管理課に提出すること。
- (2)写真については、学校及び併設幼稚園ごとに、床面、換気扇、大便器、小便器、及び洗面器、それぞれ汚れのひどい箇所について、作業前後の写真を提出すること。
- (3)市が提供する学校配置図に、便所等の設置場所を記載し、設備チェックシートの番号と一致するようにすること。

## 8 その他

- (1)作業に必要な機械設備、道具等はすべて受託者で用意すること。
- (2)学校敷地内外を問わず、施設、設備等を破損させた場合には、受託者において補修し、原状回復すること。
- (3)受託者は、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。
- (4)実施に当たっては、市及び学校(園)長の指示に従うこと。
- (5)この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、双方が協議のうえ定める。

## 対象施設一覧

NO.	小学校名
1	吹田第一小学校
2	吹田第二小学校
3	吹田第三小学校
4	吹田東小学校
5	吹田南小学校
6	吹田第六小学校
7	千里第一小学校
8	千里第二小学校
9	千里第三小学校
10	千里新田小学校
11	岸部第一小学校
12	豊津第一小学校
13	豊津第二小学校
14	江坂大池小学校
15	山手小学校
16	片山小学校
17	山田第一小学校
18	山田第二小学校
19	山田第三小学校
20	山田第五小学校
21	東山田小学校
22	南山田小学校
23	西山田小学校
24	北山田小学校
25	千里丘北小学校
26	佐竹台小学校
27	高野台小学校
28	津雲台小学校
29	古江台小学校
30	藤白台小学校
31	青山台小学校
32	桃山台小学校
33	千里たけみ小学校

NO.	併設幼稚園名
1	吹田第一幼稚園
2	吹田第三幼稚園
3	千里第二幼稚園
4	千里新田幼稚園
5	東佐井寺幼稚園
6	岸部第一幼稚園
7	豊津第一幼稚園
8	江坂大池幼稚園
9	片山幼稚園
10	山田第一幼稚園
11	山田第三幼稚園
12	東山田幼稚園
13	南山田幼稚園

## トイレ設備設置状況

## 1 小学校

(単位：個, 台)

No	学校名	総数 ※ <sup>1</sup>	総数 上段：男子 下段：女子	内訳				その他 ※ <sup>2</sup>	内訳			
				大便器	小便器	洗面器	換気扇		大便器	小便器	洗面器	換気扇
1	吹田第一小学校	18	8	17	39	17	7	2	2	/	2	2
			8	36	/	21	7					
2	吹田第二小学校	28	13	28	52	28	6	2	2	/	2	2
			13	52	/	32	8					
3	吹田第三小学校	31	15	28	61	42	14	1	1	/	1	1
			15	51	/	42	15					
4	吹田東小学校	28	13	21	48	32	12	2	2	/	2	2
			13	47	/	33	12					
5	吹田南小学校	25	12	17	47	14	11	1	1	/	2	1
			12	45	/	21	11					
6	吹田第六小学校	22	10	22	42	22	4	2	2	/	2	2
			10	34	/	35	4					
7	千里第一小学校	33	16	32	63	42	15	2	2	/	2	2
			15	57	/	42	14					
8	千里第二小学校	29	14	30	57	23	13	1	1	/	1	1
			14	55	/	23	13					
9	千里第三小学校	20	9	21	39	10	11	1	1	/	1	1
			10	43	/	11	9					
10	千里新田小学校	29	14	27	51	33	14	1	1	/	1	1
			14	59	/	33	14					
11	岸部第一小学校	27	13	30	73	44	12	1	1	/	1	1
			13	63	/	31	12					
12	豊津第一小学校	31	15	26	58	46	14	1	1	/	1	1
			15	53	/	55	14					
13	豊津第二小学校	29	14	20	46	26	12	1	1	/	1	1
			14	52	/	27	12					
14	江坂大池小学校	27	13	24	45	33	12	1	1	/	1	1
			13	46	/	42	12					
15	山手小学校	24	12	24	49	24	8	1	2	/	1	1
			11	48	/	26	9					
16	片山小学校	27	13	24	42	25	12	1	1	/	1	1
			13	34	/	29	12					
17	山田第一小学校	23	11	21	43	22	10	1	1	/	1	1
			11	44	/	32	10					
18	山田第二小学校	23	10	25	39	15	9	2	2	/	2	2
			11	42	/	16	10					
19	山田第三小学校	39	19	38	69	40	18	1	1	/	1	1
			19	71	/	40	18					
20	山田第五小学校	29	14	24	50	37	13	1	1	/	2	1
			14	47	/	37	13					
21	東山田小学校	27	13	35	56	39	12	1	1	/	2	1
			13	53	/	43	12					
22	南山田小学校	35	17	28	62	35	15	1	1	/	1	1
			17	61	/	35	15					
23	西山田小学校	27	13	28	45	29	12	1	1	/	1	1
			13	51	/	29	12					
24	北山田小学校	27	13	29	49	29	12	1	1	/	1	1
			13	56	/	27	12					

(単位：個,台)

No	学校名	総数 ※ <sup>1</sup>	総数 上段：男子 下段：女子	内訳				その他 ※ <sup>2</sup>	内訳			
				大便器	小便器	洗面器	換気扇		大便器	小便器	洗面器	換気扇
25	千里丘北小学校	24	10	29	31	25	10	4	6		4	4
			10	42		25	10					
26	佐竹台小学校	20	9	24	45	17	8	2	2		2	2
			9	52		18	8					
27	高野台小学校	25	12	22	36	22	11	1	1		1	1
			12	41		22	11					
28	津雲台小学校	26	12	22	44	18	11	2	2		2	2
			12	40		17	12					
29	古江台小学校	30	14	25	41	32	13	2	2		2	2
			14	48		32	13					
30	藤白台小学校	28	13	26	51	25	9	2	2		2	2
			13	54		33	12					
31	青山台小学校	28	13	20	36	35	12	3	3	1	3	3
			12	39		38	12					
32	桃山台小学校	21	10	21	48	20	9	1	1		1	1
			10	42		21	9					
33	千里たけみ小学校	32	15	26	50	28	14	2	2		1	1
			15	59		28	14					
合計		892	843	2,434	1,568	1,908	749	49	52	1	51	48

※1 職員用トイレを含む

※2 主に男女の区別がない多目的便所

## 2 併設幼稚園

(単位：個,台)

No	併設幼稚園名	総数	内訳			
			大便器	小便器	洗面器	換気扇
1	吹田第一幼稚園	4	14	10	10	4
2	吹田第三幼稚園	2	8	7	8	2
3	千里第二幼稚園	2	8	7	13	2
4	千里新田幼稚園	2	7	7	13	2
5	東佐井寺幼稚園	2	7	8	7	2
6	岸部第一幼稚園	5	11	9	10	4
7	豊津第一幼稚園	2	8	7	10	2
8	江坂大池幼稚園	2	7	7	12	2
9	片山幼稚園	2	6	6	12	2
10	山田第一幼稚園	2	9	7	7	2
11	山田第三幼稚園	3	10	10	10	3
12	東山田幼稚園	2	7	7	13	2
13	南山田幼稚園	2	7	7	11	2
合計		32	109	99	136	33

小・中学校屋内運動場大規模改造工事、トイレリニューアル工事 一覧表

別紙3

1. 令和3年度(2021年度) 屋内運動場大規模改造工事 実施校

学校名	
小学校	吹田第一小
	山田第五小
中学校	南千里中
	豊津中

2. 平成28年度(2016年度)～令和3年度(2021年度)トイレリニューアル工事 実施校

	学校名						
	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
小学校	吹田第二小	吹田東小	吹田第三小	吹田第一小	山田第一小	実施校なし	
	吹田南小	千里第二小	吹田第六小	千里第三小	山田第五小		
	千里第一小	江坂大池小	千里新田小	山田第二小	高野台小		
	岸部第一小	山田第三小	山手小	南山田小	古江台小		
	岸部第二小	東山田小	千里たけみ小	北山田小			
	豊津第一小	西山田小		津雲台小			
	豊津第二小	佐竹台小		藤白台小			
	片山小			桃山台小			
中学校	豊津中	第六中	第五中	第一中	第二中	実施校なし	
	西山田中	南千里中	片山中	青山台中	第三中		
		古江台中	豊津西中	千里丘中	佐井寺中		
			山田中		山田東中		
			高野台中		竹見台中		

令和3年度(1回目)

\_\_\_\_\_学校便所清掃業務 設備チェックシート

作業日  
 作業者

	男・女・多目的 の別	大便器								小便器						洗面				換気扇		壁	床	特記				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	/	/					
No.1																												
No.2																												
No.3																												
No.4																												
No.5																												
No.6																												
No.7																												
No.8																												
No.9																												
No.10																												
No.11																												
No.12																												
No.13																												
No.14																												
No.15																												
No.16																												
No.17																												
No.18																												
No.19																												
No.20																												
No.21																												
No.22																												
No.23																												
No.24																												
No.25																												

※特記欄には、連絡事項等があれば記載してください。

※便器、洗面、換気扇が破損・故障等で清掃できなかった場合にも、理由と台数を特記欄に記載してください。

令和3年度(1回目)

\_\_\_\_\_学校便所清掃業務 設備チェックシート

作業日  
 作業者

	男・女・多目的 の別	大便器								小便器						洗面				換気扇		壁	床	特記				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	/	/					
No.26																												
No.27																												
No.28																												
No.29																												
No.30																												
No.31																												
No.32																												
No.33																												
No.34																												
No.35																												
No.36																												
No.37																												
No.38																												
No.39																												
No.40																												
No.41																												
No.42																												
No.43																												
No.44																												
No.45																												
No.46																												
No.47																												
No.48																												
No.49																												
No.50																												

※特記欄には、連絡事項等があればご記入ください。

※便器、洗面、換気扇が破損・故障等で清掃できなかった場合にも、理由と台数を特記欄に記載してください。



令和3年度(2回目)

\_\_\_\_\_学校便所清掃業務 設備チェックシート

作業日  
 作業者

	男・女・多目的 の別	大便器								小便器						洗面				換気扇		壁	床	特記				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2							
No.1																												
No.2																												
No.3																												
No.4																												
No.5																												
No.6																												
No.7																												
No.8																												
No.9																												
No.10																												
No.11																												
No.12																												
No.13																												
No.14																												
No.15																												
No.16																												
No.17																												
No.18																												
No.19																												
No.20																												
No.21																												
No.22																												
No.23																												
No.24																												
No.25																												

※特記欄には、連絡事項等があれば記載してください。

※便器、洗面、換気扇が破損・故障等で清掃できなかった場合にも、理由と台数を特記欄に記載してください。

令和3年度(2回目)

\_\_\_\_\_学校便所清掃業務 設備チェックシート

作業日  
作業者

	男・女・多目的 の別	大便器								小便器						洗面				換気扇		壁	床	特記				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	/	/					
No.26																												
No.27																												
No.28																												
No.29																												
No.30																												
No.31																												
No.32																												
No.33																												
No.34																												
No.35																												
No.36																												
No.37																												
No.38																												
No.39																												
No.40																												
No.41																												
No.42																												
No.43																												
No.44																												
No.45																												
No.46																												
No.47																												
No.48																												
No.49																												
No.50																												

※特記欄には、連絡事項等があればご記入ください。

※便器、洗面、換気扇が破損・故障等で清掃できなかった場合にも、理由と台数を特記欄に記載してください。

## 完了証明書

業務名 吹田市立小学校便所清掃業務

作業日 令和 年 月 日～令和 年 月 日

学校名

上記業務が完了したことを証明します。

令和 年 月 日

校長印

受託業者名

# 業務委託契約書

21005034

1 委託業務名	吹田市立中学校便所清掃業務														
2 場所	吹田市立中学校														
3 履行期間	令和 3年10月 1日 から 令和 4年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	2	5	6	2	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	1	4	2	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3年10月 1日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市末広町11番10号  
大阪環境整備株式会社  
代表取締役 井田 茂

印

(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は



暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立中学校便所清掃業務 仕様書

## 1 業務名

吹田市立中学校便所清掃業務

## 2 業務内容

対象施設の便所及び便所と接する洗面所の水垢、尿石などの蓄積した汚れの除去及び悪臭の除去を行う。

## 3 業務期間及び業務実施回数

作業は令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に2回行うこと。

ただし、下記の期間で1回ずつ行うこと。

① 令和3年10月1日～令和4年1月31日の期間 平日午前9時から午後5時までの間

② 令和4年2月 1日～令和4年3月31日の期間 平日午前9時から午後5時までの間

※①の期間の間には学校内のプール用トイレ清掃とトイレ内の壁清掃も加えて行うこと。

※上記の期間内で学校長と調整し、作業を行うこと。

## 4 実施場所

吹田市立中学校 17校(別紙1参照)

※各校のトイレ設備設置状況については、別紙2参照。ただし、現地と相違がある場合には、現地を優先し、作業すること。

## 5 作業日の日程

各学校における作業日程については、事前に学校長と調整のうえ決定すること。また、作業実施日等の必要な事項を記載した作業計画書を作成し、速やかに市に提出すること。

※学校(園)の行事等で、作業日程の変更が生じた場合、受託者は、可能な範囲で日程調整すること。

学校において工事が行われている場合があるため、工事日程等確認し、作業を行うこと。(別紙3参照)

## 6 作業箇所・作業内容等

	作業箇所	作業内容	留意事項
(1)	床面	汚れ、水垢及び尿石除去	薬品で洗浄すること
(2)	ノンスリップ磁器質タイルの床面	薬品による床面洗浄。敷物がある場合には、敷物も清掃	床面の荒れに配慮すること
(3)	換気扇	換気扇を取り出し、薬品洗浄と内部の洗浄	特になし
(4)	大便器	水垢(ウォーターライン等)及び尿石除去	特になし
(5)	小便器	水垢及び尿石除去	特になし

(6)	洗面器	水垢除去	特になし
(7)	壁面	タイルの場合、水垢除去	10月1日～1月31日までの 期間で1回清掃すること

【注意事項】

- ① 清掃する際には、悪臭の除去に努めること。
- ② 洗剤等の使用材料は品質良好なものを使用すること。
- ③ (1)、(2)の床面の清掃後は、十分に水分を除去し、転倒防止等の措置を講じること。

## 7 業務完了報告書

業務完了後は、以下の(1)～(3)に基づき報告書を作成し、速やかに提出すること。

- (1)作業終了後、完了証明書に学校長の確認を受け、学校(園)ごとの作業前及び作業後の写真・設備チェックシート(様式1)・作業完了届(様式2)とともに、学校教育部学校管理課に提出すること。
- (2)写真については、学校ごとに、床面、換気扇、大便器、小便器、及び洗面器、それぞれ汚れのひどい箇所について、作業前後の写真を提出すること。
- (3)市が提供する学校配置図に、便所等の設置場所を記載し、設備チェックシートの番号と一致するようにすること。

## 8 その他

- (1)作業に必要な機械設備、道具等はすべて受託者で用意すること。
- (2)学校敷地内外を問わず、施設、設備等を破損させた場合には、受託者において補修し、原状回復すること。
- (3)受託者は、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。
- (4)実施に当たっては、市及び学校長の指示に従うこと。
- (5)この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、双方が協議のうえ定める。

対象施設一覧

別紙1

NO.	中学校名
1	第一中学校
2	第三中学校
3	第五中学校
4	第六中学校
5	片山中学校
6	佐井寺中学校
7	南千里中学校
8	豊津中学校
9	豊津西中学校
10	山田中学校
11	西山田中学校
12	山田東中学校
13	千里丘中学校
14	高野台中学校
15	青山台中学校
16	竹見台中学校
17	古江台中学校

トイレ設備設置状況

1 中学校

(単位：個、台)

No	学校名	総数 ※ <sup>1</sup>	総数 上段：男子 下段：女子	内訳				その他 ※ <sup>2</sup>	内訳			
				大便器	小便器	洗面器	換気扇		大便器	小便器	洗面器	換気扇
1	第一中学校	24	11	27	45	23	10	2	2		2	2
			11	53		30	11					
2	第三中学校	23	11	24	56	24	10	1	1		1	1
			11	49		24	10					
3	第五中学校	20	9	25	48	20	9	2	2		2	2
			9	54		21	9					
4	第六中学校	25	12	25	36	20	12	1	1		1	1
			12	43		22	12					
5	片山中学校	39	19	17	47	14	11	1	1		1	1
			19	45		21	11					
6	佐井寺中学校	35	17	37	60	33	16	1	1		1	1
			17	65		33	16					
7	南千里中学校	30	15	29	55	28	14					
			15	56		28	14					
8	豊津中学校	20	10	17	33	19	9	1	1		1	1
			9	36		19	8					
9	豊津西中学校	25	12	24	51	22	11	2	2		2	2
			11	48		21	10					
10	山田中学校	22	10	30	49	20	9	2	2		2	2
			10	59		20	9					
11	西山田中学校	23	11	22	38	24	10	1	1		1	1
			11	46		24	10					
12	山田東中学校	34	16	27	58	28	14	1	1		1	1
			17	55		30	15					
13	千里丘中学校	15	7	17	31	12	6	1	1		1	1
			7	36		12	6					
14	高野台中学校	23	11	31	43	44	9	1	1		1	1
			11	39		42	9					
15	青山台中学校	30	14	34	66	45	12	2	2		2	2
			14	69		52	12					
16	竹見台中学校	19	9	28	47	36	6	1	1		1	1
			9	47		36	6					
17	古江台中学校	21	10	30	52	28	9	1	1		1	1
			10	60		30	9					
合計		428	407	1,277	770	882	344	21	21		21	21

※1 職員用トイレを含む

※2 主に男女の区別がない多目的便所

小・中学校屋内運動場大規模改造工事、トイレリニューアル工事 一覧表

別紙3

1. 令和3年度(2021年度) 屋内運動場大規模改造工事 実施校

学校名	
小学校	吹田第一小
	山田第五小
中学校	南千里中
	豊津中

2. 平成28年度(2016年度)～令和3年度(2021年度)トイレリニューアル工事 実施校

		学校名					
		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
小学校	吹田第二小	吹田東小	吹田第三小	吹田第一小	山田第一小	実施校なし	
	吹田南小	千里第二小	吹田第六小	千里第三小	山田第五小		
	千里第一小	江坂大池小	千里新田小	山田第二小	高野台小		
	岸部第一小	山田第三小	山手小	南山田小	古江台小		
	岸部第二小	東山田小	千里たけみ小	北山田小			
	豊津第一小	西山田小		津雲台小			
	豊津第二小	佐竹台小		藤白台小			
	片山小			桃山台小			
中学校	豊津中	第六中	第五中	第一中	第二中	実施校なし	
	西山田中	南千里中	片山中	青山台中	第三中		
		古江台中	豊津西中	千里丘中	佐井寺中		
			山田中		山田東中		
			高野台中		竹見台中		

令和3年度(1回目)

\_\_\_\_\_学校便所清掃業務 設備チェックシート

作業日  
 作業者

	男・女・多目的 の別	大便器								小便器						洗面				換気扇		壁	床	特記				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2							
No.1																												
No.2																												
No.3																												
No.4																												
No.5																												
No.6																												
No.7																												
No.8																												
No.9																												
No.10																												
No.11																												
No.12																												
No.13																												
No.14																												
No.15																												
No.16																												
No.17																												
No.18																												
No.19																												
No.20																												
No.21																												
No.22																												
No.23																												
No.24																												
No.25																												

※特記欄には、連絡事項等があれば記載してください。

※便器、洗面、換気扇が破損・故障等で清掃できなかった場合にも、理由と台数を特記欄に記載してください。



令和3年度(1回目)

\_\_\_\_\_学校便所清掃業務 設備チェックシート

作業日  
 作業者

	男・女・多目的 の別	大便器								小便器						洗面				換気扇		壁	床	特記				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	/	/					
No.26																												
No.27																												
No.28																												
No.29																												
No.30																												
No.31																												
No.32																												
No.33																												
No.34																												
No.35																												
No.36																												
No.37																												
No.38																												
No.39																												
No.40																												
No.41																												
No.42																												
No.43																												
No.44																												
No.45																												
No.46																												
No.47																												
No.48																												
No.49																												
No.50																												

※特記欄には、連絡事項等があればご記入ください。

※便器、洗面、換気扇が破損・故障等で清掃できなかった場合にも、理由と台数を特記欄に記載してください。

令和3年度(2回目)

\_\_\_\_\_学校便所清掃業務 設備チェックシート

作業日  
 作業者

	男・女・多目的 の別	大便器								小便器						洗面				換気扇		壁	床	特記				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2							
No.1																												
No.2																												
No.3																												
No.4																												
No.5																												
No.6																												
No.7																												
No.8																												
No.9																												
No.10																												
No.11																												
No.12																												
No.13																												
No.14																												
No.15																												
No.16																												
No.17																												
No.18																												
No.19																												
No.20																												
No.21																												
No.22																												
No.23																												
No.24																												
No.25																												

※特記欄には、連絡事項等があれば記載してください。

※便器、洗面、換気扇が破損・故障等で清掃できなかった場合にも、理由と台数を特記欄に記載してください。

令和3年度(2回目)

\_\_\_\_\_学校便所清掃業務 設備チェックシート

作業日  
 作業者

	男・女・多目的 の別	大便器								小便器						洗面				換気扇		壁	床	特記				
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	/	/					
No.26																												
No.27																												
No.28																												
No.29																												
No.30																												
No.31																												
No.32																												
No.33																												
No.34																												
No.35																												
No.36																												
No.37																												
No.38																												
No.39																												
No.40																												
No.41																												
No.42																												
No.43																												
No.44																												
No.45																												
No.46																												
No.47																												
No.48																												
No.49																												
No.50																												

※特記欄には、連絡事項等があればご記入ください。

※便器、洗面、換気扇が破損・故障等で清掃できなかった場合にも、理由と台数を特記欄に記載してください。

## 完了証明書

業務名 吹田市立中学校便所清掃業務

作業日 令和 年 月 日～令和 年 月 日

学校名

上記業務が完了したことを証明します。

令和 年 月 日

校長印

受託業者名

## 業務等委託契約書

1 委託業務名	吹田市立幼稚園（単独幼稚園）便所清掃業務
2 場 所	吹田市立認定こども園吹田南幼稚園及び佐竹台幼稚園
3 履行期間	令和4年4月19日 から 令和5年3月31日 まで
4 業務委託料	275,154円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 25,014円)
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号 (契約保証金等の額は、契約金額の1年当たりの額の100分の5に相当する額以上とする。) <input checked="" type="checkbox"/> 免除
6 適用除外条項	第7条

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月18日

発注者 吹 田 市  
代 表 者 吹田市長 後 藤 圭 二 印

受注者 所 在 地 吹田市末広町11番10号  
商号又は名称 大阪環境整備株式会社  
代 表 者 代表取締役 井 田 茂 印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」と

いう。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値(有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額)、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を

発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了

することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

3 8月分を除く1か月当たり支払額は、別表のとおりとする。

(権利の帰属)



第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又

は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別表

実施月別 吹田市立幼稚園（単独幼稚園）便所清掃業務委託料支払額明細

（消費税及び地方消費税の額を含む）

実施月	業務委託料支払額
4	25,014 円
5	25,014 円
6	25,014 円
7	25,014 円
8	- 円
9	25,014 円
10	25,014 円
11	25,014 円
12	25,014 円
1	25,014 円
2	25,014 円
3	25,014 円

# 吹田市立幼稚園（単独幼稚園）便所清掃業務

## 仕 様 書

吹田市立幼稚園（単独幼稚園）の便所清掃業務に関する実施要項について次のとおり定める。

### 1 履行期間

令和4年4月19日から令和5年3月31日まで

### 2 実施場所

吹田市立認定こども園南幼稚園及び佐竹台幼稚園の便所及び便所と接する洗面所

<所在地>

吹田市立認定こども園吹田南幼稚園 吹田市南金田1丁目4番16号

吹田市立認定こども園佐竹台幼稚園 吹田市佐竹台5丁目12番1号

### 3 実施回数及び日時

1施設につき月3回（8月は対象外）の巡回清掃を行うものとし、実施の間隔は、概ね10日に1回とする。

作業時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、幼稚園の休業日以外で教職員の勤務時間内とする。

### 4 作業内容等

- (1) 受注者は、清掃業務を行うにあたり特に便器、洗面器及び汚染箇所を念頭に清掃し、臭気や汚れのない清潔な状態になるよう清掃を行うものとする。
- (2) 薬洗いとする。
- (3) 床面の清掃後については、十分に水分を除去し、転倒防止等の措置を講じること。
- (4) 洗剤等の使用材料は品質良好なものを使用すること。

## 5 経費の負担

- (1) 作業に必要な経費（物品を含む。）は、全て受託者の負担とする。
- (2) 作業に必要な電気、水道については、無償にて使用させる。

## 6 作業計画書及び作業完了届

受注者は、あらかじめ作業計画書を発注者へ提出し、作業終了後、施設管理者の確認を受け、作業完了届を発注者に提出する。

## 7 その他

- (1) 作業にあたっては、幼稚園の円滑な管理運営に支障を生じさせることのないよう作業時間を設定するとともに清掃作業後の便所の使用に支障を生じさせないように十分に注意すること。
- (2) 過失により施設・設備を滅失しあるいは損傷するなど市に損害を与えたと認められる場合は、受注者はその責を負わねばならない。
- (3) 受注者及び作業員は、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ定める。

## 業務等委託契約書

1 委託業務名	吹田市立小・中学校落ち葉清掃等業務
2 場 所	吹田市立小学校及び中学校（計9校）
3 履行期間	令和3年11月15日 から 令和4年 3月18日 まで
4 業務委託料（単価契約）	午前半日当たり 3,930円（税別）
5 契約の保証	<input type="checkbox"/> 第3条第1項第1号 （契約保証金等の額は、業務委託料の1年当たりの額の100分の5に相当する額 以上とする。） <input checked="" type="checkbox"/> 免除
6 適用除外条項	第7条（現場代理人）

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年11月15日

発注者 吹 田 市  
代 表 者 吹田市長 後 藤 圭 二 印

受注者 所 在 地 吹田市千里山松が丘26番23号  
商号又は名称 公益社団法人吹田市シルバー人材センター  
代 表 者 理 事 長 加 藤 剛 義 印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、高年齢者等の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）、その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して公益社団法人吹田市シルバー人材センター以外の第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を公益社団法人吹田市シルバー人材センター以外の第三者に委任



し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了報告書類とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了報告書類を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従事者研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従事者に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立小・中学校落ち葉清掃等業務 仕様書

### 1 業務内容

小・中学校の施設における教育環境を整備し、維持することを目的として、下記の業務を行うこと

①落ち葉清掃業務

②玄関、校門内外、通路、校庭、側溝、敷地周囲及び校舎内等の清掃とごみの処理（ごみ庫までの運搬を含む）

### 2 実施期間

令和3年11月15日（月）から令和4年3月18日（金）まで

### 3 実施場所及び実施時間

#### （1）実施場所

高野台小学校、津雲台小学校、古江台小学校、藤白台小学校、青山台小学校、桃山台小学校、千里たけみ小学校、第一中学校、片山中学校の9校

#### （2）実施時間

午前8時から正午までの4時間（休憩時間なし）

#### （3）実施日

下表のとおり。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12/29～1/3）は除く。また、天候や学校諸行事等の関係で業務実施日等を変更することがある。

実施場所	業務開始日	実施曜日	実施日数（予定）
高野台小学校	11月15日（月）	月・水・金	50日
津雲台小学校	11月15日（月）	月・水・金	50日
古江台小学校	11月15日（月）	月・水・金	50日
藤白台小学校	11月15日（月）	月・木	34日
青山台小学校	11月15日（月）	月・水・金	50日
桃山台小学校	11月15日（月）	月・木	34日
千里たけみ小学校	11月15日（月）	月	17日
第一中学校	11月16日（火）	火・木	35日
片山中学校	11月15日（月）	月・木	34日

### 4 業務従事者数

各校に2名ずつを配置すること

### 5 その他

（1）受託者は、業務実施期間までに従事員一覧表を作成し、学校長及び市に1部ずつ提出すること

（2）業務従事者は、業務終了後、速やかにあらかじめ指定された様式に基づく報告書を作成し、当該校長に提出すること

（3）この仕様書に定めのないことで、業務の遂行にあたっての必要な事項については、市、学校長及び受託者が協議して定めるものとする

# 業務委託契約書

22003042

1 委託業務名	学校給食調理室換気扇清掃業務														
2 場所	吹田第二小学校他3校														
3 履行期間	令和4年5月30日 から 令和4年8月5日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	2	2	5	5	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	2	0	5	0	0	
5 契約の保証	免除														

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月30日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭

受注者 所在地 吹田市朝日町3番311号  
商号又は名称 総合建物管理株式会社  
代表者 代表取締役 森 智也



(総則)

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 この契約にかかる契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号の規定により免除とする。

3 同条第1項に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第15条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。



7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場代理人)

第6条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

（検査及び引渡し）

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

（業務委託料の支払）

第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（権利の帰属）

第14条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。

(2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) この契約に違反したとき。

第15条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。



- (2) 第16条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第15条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第4条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第15条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第15条、第15条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第17条 受注者が、この契約に関して、第15条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第15条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第15条、第15条の2又は第15条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(違約金等の控除)

第19条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)



第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第21条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補則）

第22条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 学校給食調理室換気扇清掃業務仕様書

### 1 履行期間

契約締結日から令和4年8月5日まで

### 2 業務内容

高所に設置している給食調理室及び配膳室の有圧換気扇及びガラリ等周辺箇所の清掃業務を行う。

### 3 対象

- ・吹田市立吹田第二小学校 給食調理室 有圧換気扇 9箇所（ガラリ含む）
- ・吹田市立山田第一小学校 給食調理室 有圧換気扇 4箇所
- ・吹田市立津雲台小学校 給食調理室 有圧換気扇 4箇所
- ・吹田市立藤白台小学校 給食調理室 有圧換気扇 2箇所

### 4 その他

- ・清掃業務は令和4年7月22日から同年8月5日までの間に実施すること。
- ・清掃に要する器具及び消耗品は規格にあった品質のものを使用すること。
- ・清掃作業に必要な電気・水道等は無償使用とする。
- ・実施日は、事前に本市職員と打ち合せし、学校運営に支障がないよう配慮する。
- ・清掃作業実施中に発生した事故については請負者の責任とする。
- ・清掃作業のやり直しの必要が生じたときは速やかに無償で実施すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度双方が協議のうえ、決定するものとする。

# 業務委託契約書

22000265

1 委託業務名	吹田市立各小学校貯水槽清掃業務														
2 場所	吹田市高城町18番39号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 4年 9月15日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	5	4	9	4	5	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	4	9	9	5	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市南金田 2 丁目 1 2 番 3 1 号  
協栄クリーンサービス株式会社  
代表取締役 坂本 数馬

⑨

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。



- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立各小学校貯水槽清掃業務仕様書

1. 業務委託内容は、受水槽、高置水槽内の清掃である。

構造 受水槽 FRP製

高置水槽 FRP製

2. 受水槽、高置水槽内部の天、底、側壁、補強棒、タラップ、パイプ、電極棒等全面の水あか洗浄、沈澱物の完全除去等を実施する。除去物等については場外業者処分とする。またマンホールふた、枠等のタッチアップ塗装も含む。
3. 施工方法については、事前に消毒等を行い衛生管理に充分留意すること。
4. 各水槽の作業終了後、マンホールの施錠を確認し写真撮影を行い報告すること。
5. 施工前後の写真をカラーにて撮影のこと。（外観写真を撮影のこと）  
学校名、受水槽、高置水槽、施工月日など明記のこと。
6. 清掃後、水質検査を行いその結果を報告すること。

検査は各受水槽、高置水槽の末端部にて行うこと。

水質検査項目 飲料水水質検査を目的とし  
pH、色度、濁度、臭気、味、残留塩素

水質検査機関 厚生労働大臣登録機関（環境計量士有資格会社）

7. 期間 令和4年4月1日から  
令和4年9月15日まで  
実際の清掃は原則として学校の夏休み中とする。  
（他工事とのすり合わせを充分行うこと。）  
（槽内水排出時に排水柵が詰まることがあるため、余裕のある工程で作業を行うこと。）

8. 提出書類 施工写真 1部（不良箇所：写真含む）  
完了報告書 2部（本市及び各学校）

なお、施設上不良箇所があれば不良箇所一覧表にて報告のこと。

対象施設 小学校12校

番号	学校名	所在地	電話	貯水槽の容量 (m3)			貯水槽の数量	
				受水槽	高置水槽	計	受水槽	高置水槽
1	吹田第三小学校	吹田市高城町18番39号	6381-0413	38	12	50	1	1
2	吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	6386-0821	25	6 / 8	39	1	2
3	千里第二小学校	吹田市千里山松が丘25番1号	6387-5781	35	6 / 12.5	53.5	1	2
4	千里新田小学校	吹田市春日4丁目10番1号	6386-9214	34	12	46	1	1
5	佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号	6330-1601	35	12	47	1	1
6	東佐井寺小学校	吹田市五月が丘西4番1号	6387-1278	37	11	48	1	1
7	岸部第一小学校	吹田市岸部中2丁目19番1号	6387-5701	21	6 / 6	33	1	2
8	片山小学校	吹田市朝日が丘町16番1号	6387-8531	40	10	50	1	1
9	山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号	6876-7701	31	8	39	1	1
10	東山田小学校	吹田市青葉丘南15番10号	6876-8405	37	11	48	1	1
11	西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	6877-4631	35	10	45	1	1
12	北山田小学校	吹田市山田北1番1号	6876-7333	40	12	52	1	1

(注) 1. 容量の誤差によって生じる委託料の増減は行わない。

(水槽はすべてFRP製)

# 業務委託契約書

22000274

1 委託業務名	吹田市立各中学校貯水槽清掃業務														
2 場所	吹田市千里山西2丁目2番1号ほか														
3 履行期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 4年 9月15日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	5	7	4	2	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	5	2	2	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第 3 条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4年 4月 1日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市南金田 2 丁目 1 2 番 3 1 号  
協栄クリーンサービス株式会社  
代表取締役 坂本 数馬

①



(総則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあつては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者

と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

い。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立各中学校貯水槽清掃業務仕様書

1. 業務委託内容は、受水槽、高置水槽内の清掃である。

構造 受水槽 鉄板製又はFRP製

高置水槽 FRP製

2. 受水槽、高置水槽内部の天、底、側壁、補強棒、タラップ、パイプ、電極棒

等全面の水あか洗浄、沈澱物の完全除去等を実施する。除去物等については場

外業者処分とする。またマンホールふた、枠等のタッチアップ塗装も含む。

3. 施工方法については、事前に消毒等を行い衛生管理に充分留意すること。

4. 各水槽の作業終了後、マンホールの施錠を確認し写真撮影を行い報告すること。

5. 施工前後の写真をカラーにて撮影のこと。（外観写真を撮影のこと）

学校名、受水槽、高置水槽、施工月日など明記のこと。

6. 清掃後、水質検査を行いその結果を報告すること。

検査は各受水槽、高置水槽の末端部にて行うこと。

水質検査項目 飲料水水質検査を目的とし  
pH、色度、濁度、臭気、味、残留塩素

水質検査機関 厚生労働大臣登録機関（環境計量士有資格会社）

7. 期間 令和4年 4月 1日から

令和4年 9月 15日まで

実際の清掃は原則として学校の夏休み中とする。

（他工事とのすり合わせを充分行うこと。）

（槽内水排出時に排水柵が詰まることのあるため、余裕のある工程で作業を行うこと。）

8. 提出書類 施工写真 1部（不良箇所写真含む）

完了報告書 2部（本市及び各学校）

なお、施設上不良箇所があれば不良箇所一覧表にて報告のこと。

対象施設 中学校12校

番号	学校名	所在地	電話	貯水槽の容量 (m3)			貯水槽の数量	
				受水槽	高置水槽	計	受水槽	高置水槽
1	第一中学校	吹田市千里山西2丁目2番1号	6384-0886	27	10	37	1	1
2	第二中学校	吹田市岸部北1丁目21番1号	6388-2031	S 12	15	27	1	1
3	第三中学校	吹田市中の島町3番51号	6381-1512	22	8	30	1	1
4	第五中学校	吹田市幸町21番1号	6381-6038	*18 / 30	5 / 7	60*	2	2
5	第六中学校	吹田市穂波町16番1号	6386-0812	14	10	24	1	1
6	佐井寺中学校	吹田市五月が丘南5番1号	6330-1524	35	12	47	1	1
7	南千里中学校	吹田市桃山台4丁目2番1号	6834-3611	35	12	47	1	1
8	豊津中学校	吹田市垂水町3丁目32番50号	6384-3275	40	12	52	1	1
9	豊津西中学校	吹田市豊津町6番1号	6386-2666	30	8	38	1	1
10	西山田中学校	吹田市山田西2丁目11番1号	6877-4633	30	9	39	1	1
11	山田東中学校	吹田市山田東4丁目33番1号	6876-6002	37	9	46	1	1
12	千里丘中学校	吹田市青葉丘南15番1号	6876-2402	20	8	28	1	1

(注)1. 容量の誤差によって生じる委託料の増減は行わない。

(S:鋼板製、無印:FRP製)

2. \*印のうち 18m<sup>3</sup> についてはプール専用の受水槽です。



# 業務委託単価契約書

22002821

1 委 託 業 務 名	学校給食施設における下水管及び分離槽浚渫清掃委託業務
2 場 所	吹田市立小学校
3 履 行 期 間	令和 4年 5月23日 から 令和 5年 3月31日 まで
4 契 約 単 価	別途記載のとおり。 ただし、この単価には消費税及び地方消費税相当額は含まない。
5 契 約 の 保 証	免 除

上記の業務委託について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 5月23日

発 注 者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受 注 者 所 在 地 大阪府吹田市金田町16番9号  
商号又は名称 藤澤産業株式会社  
代 表 者 代表取締役 藤澤 栄治

Ⓜ

(総則)

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づき、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 受注者は、発注者が指定する日時に、各小学校給食施設における下水管及び分離槽浚渫清掃業務を児童等の安全に留意し行うものとする。

3 契約単価については、下水管浚渫清掃、1m当たり1,250円とし、分離槽浚渫清掃は、1校当たり39,500円（単価には消費税及び地方消費税の額は含まない。）とする。

4 この契約にかかる契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号の規定により免除とする。

5 同条第1項に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万未満の場合は、この限りでない。

5 受注者は、吹田市指名停止措置要綱（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要綱（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第13条の3各号に該当する者を

受任者又は下請負人としてはならない。

6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第13条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場代理人)

第6条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。



(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(業務委託料の支払)

第12条 受注者は1か月単位で、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。なお、請求額は契約単価に件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。発注者は、提出された請求書が正当であると認めたときは、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第13条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第14条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第13条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第4条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第13条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第13条、第13条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第15条 受注者が、この契約に関して、第13条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したと



きは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第13条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものでない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第13条、第13条の2又は第13条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(違約金等の控除)

第17条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第18条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第19条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、

地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補則)

第20条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 学校給食施設における下水管及び分離槽浚渫清掃委託業務仕様書

### 1 業務名

学校給食施設における下水管及び分離槽浚渫清掃委託業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3 作業内容

学校給食調理室の下水管及び分離槽の浚渫清掃、汚泥の収集・運搬、処理業務を行う。

### 4 対象施設及び対象

施設名 吹田市立36小学校（別紙「小学校一覧表」のとおり）

対象 給食調理室下水管・分離槽及び関連箇所

### 5 その他

- ①作業中は関係法令や環境側面に配慮し、業務に要する車両、器具及び消耗品等は適切なものを使用すること。
- ②作業完了後、業務報告書を提出すること。
- ③マニフェストの購入費用は受託者負担とし、事業場ごと（各小学校ごと）に用意すること。
- ④清掃作業に必要な電気・水道等は無償使用とする。
- ⑤実施日は、事前に本市職員と打ち合せし、学校運営に支障がないよう配慮すること。
- ⑥清掃作業実施中に発生した事故については一切、受託者の責任とする。
- ⑦清掃作業の遣り直しの必要が生じたときは速やかに無償で実施すること。
- ⑧産業廃棄物収集運搬業許可証（写）、産業廃棄物処分業許可証（写）を入札日の前日までに提出すること。（ファックスでも可）
- ⑨仕様書等に明記されていない事項については、協議して定めること。

### 6 発注予定数量

下水管延べ108m

分離槽延べ39校（吹田市立36小学校をひとつおり清掃した後、吹田市が指定する3校を後日、再清掃するものとする。なお、上記の一斉清掃は、令和4年7月21日から同年8月4日までに行うこと。）

※実際の発注数量は上下する場合があります。

### 7 入札書記載内容について

入札書に記載の金額は本市発注予定数量に基づく総額とする。また、入札書裏面には、下水管1m当りの単価、分離槽1校当りの単価、にそれぞれの予定数を掛け合わせた金額及び合計金額を記載すること。

### 8 支払い条件

業務終了後、請求書を提出するものとする。提出された請求書が正当であると認めるときは、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。



## 小学校一覧表

学校名	所在地	分離槽設置数 (単位:箇所)
吹田第一小学校	吹田市元町30番35号	2
吹田第二小学校	吹田市泉町3丁目15番18号	1
吹田第三小学校	吹田市高城町18番39号	2
吹田東小学校	吹田市幸町20番1号	2
吹田南小学校	吹田市南吹田5丁目12番1号	3
吹田第六小学校	吹田市南清和園町43番1号	2
千里第一小学校	吹田市片山町4丁目32番10号	2
千里第二小学校	吹田市千里山松が丘25番1号	1
千里第三小学校	吹田市千里山西2丁目13番1号	2
千里新田小学校	吹田市春日4丁目10番1号	2
佐井寺小学校	吹田市佐井寺3丁目3番1号	2
東佐井寺小学校	吹田市五月が丘西4番1号	2
岸部第一小学校	吹田市岸部中2丁目19番1号	2
岸部第二小学校	吹田市岸部北4丁目12番1号	1
豊津第一小学校	吹田市江坂町1丁目15番42号	2
豊津第二小学校	吹田市江坂町2丁目5番1号	2
江坂大池小学校	吹田市江坂町3丁目13番1号	2
山手小学校	吹田市山手町2丁目15番43号	2
片山小学校	吹田市朝日が丘町16番1号	2
山田第一小学校	吹田市山田東2丁目33番2号	3
山田第二小学校	吹田市千里丘下19番1号	2
山田第三小学校	吹田市山田西1丁目4番1号	2
山田第五小学校	吹田市山田西1丁目6番1号	2
東山田小学校	吹田市青葉丘南15番10号	1
南山田小学校	吹田市千里丘西9番1号	2
西山田小学校	吹田市山田西2丁目10番1号	2
北山田小学校	吹田市山田北1番1号	2
千里丘北小学校	吹田市千里丘北1番30号	1
佐竹台小学校	吹田市佐竹台4丁目12番1号	1
高野台小学校	吹田市高野台2丁目16番1号	2
津雲台小学校	吹田市津雲台4丁目7番1号	2
古江台小学校	吹田市古江台5丁目6番1号	1
藤白台小学校	吹田市藤白台3丁目3番1号	2
青山台小学校	吹田市青山台2丁目5番1号	3
桃山台小学校	吹田市桃山台1丁目5番1号	2
千里たけみ小学校	吹田市竹見台3丁目3番1号	3

# 業務委託契約書

22002028

1 委託業務名	吹田市立保育所等給食室ダクト等清掃業務														
2 場所	吹田市立各保育所等														
3 履行期間	令和 4年 5月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	5	7	3	0	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	4	3	0	0	0	0
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条、第7条、第13条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月25日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市垂水町1丁目40番2号  
株式会社日本保健衛生協会  
代表取締役 宮里 唯子

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、年2回の清掃業務の1回完了ごとに、発注者の指示する手続に従って業務委託料の2分の1を請求することができるものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる

とき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- (違約金等の控除)
- 第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。
- (秘密の保持)
- 第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- (従業員研修)
- 第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。
- (補 則)
- 第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。



## 吹田市立保育所等給食室ダクト等清掃業務仕様書

### 1 業務内容

保育所等給食室のダクト等について、年2回【上期（5月～7月）、下期（11月～1月）】の清掃を実施する。給食室の清掃にあたっては、清潔な作業着を身に付け、調理用具・調理台・その他備品類などを汚染しないように十分な養生をして実施する。清掃場所について、上期の清掃は以下の（1）から（5）まで、下期の清掃は（2）から（4）までの項目を実施するものとする。

#### （1）照明器具

蛍光管を脱着し、清掃を行う。

蛍光管上部及び外観清掃を行う。

#### （2）吸排気ダクト

ダクト上部及び外観について洗剤拭きを行い、除塵を行う。

#### （3）クーラー及び送風管

フィルターを外し洗浄清掃し、クーラー本体も外観清掃を行う。

送風管については、損傷しないように気を付けて除塵を行い、適宜洗剤を使用して拭き清掃を行う。

#### （4）フード及びグリスフィルター

グリスフィルターは脱着し洗浄清掃を行う。

フードは外観及び内面について油汚れの無いように洗剤拭きを行う。

フード内上部ダクトの手の届く範囲は十分拭き上げる。

#### （5）その他

殺菌灯を設置している給食室は、殺菌灯も清掃を行うと共に上部のほか、配管類・チェーン類についても除塵を行い、拭き上げを行う。

## 2 実施場所

	保 育 園 名	電 話 番 号	所 在 地
1	山 田 保 育 園	6 8 7 8 - 0 2 2 3	吹田市山田市場 19 番 9 号
2	い ず み 保 育 園	6 3 8 8 - 6 0 8 8	吹田市泉町 2 丁目 11 番 43 号
3	南 千 里 保 育 園	6 8 7 1 - 0 7 6 7	吹田市桃山台 1 丁目 4 番 1 号
4	こ と ぶ き 保 育 園	6 3 8 8 - 4 4 1 1	吹田市岸部中 2 丁目 2 番 1 号
5	岸 部 保 育 園	6 3 8 9 - 2 8 3 8	吹田市岸部北 2 丁目 2 番 2 号
6	千 里 山 保 育 園	6 3 8 9 - 2 2 0 0	吹田市千里山東 2 丁目 19 番 22 号
7	東 保 育 園	6 3 8 2 - 7 0 1 0	吹田市南正雀 4 丁目 1 番 1 号
8	垂 水 保 育 園	6 3 8 6 - 2 9 7 4	吹田市垂水町 1 丁目 6 番 9 号
9	吹 一 保 育 園	6 3 8 2 - 7 7 8 2	吹田市内本町 1 丁目 23 番 28 号
10	吹 六 保 育 園	6 3 1 9 - 0 2 3 7	吹田市南清和園町 40 番 31 号
11	片 山 保 育 園	6 3 8 0 - 9 5 5 8	吹田市出口町 32 番 1 号
12	千 三 保 育 園	6 3 8 6 - 9 1 7 8	吹田市千里山西 1 丁目 12 番 1 号
13	山 三 保 育 園	6 8 7 6 - 4 6 0 2	吹田市山田西 1 丁目 27 番 15 号
14	い ず み 小 規 模 園	7 6 7 0 - 6 3 8 8	吹田市泉町 2 丁目 11 番 43 号
15	は ぎ の き こ ど も 園	6 8 7 2 - 1 0 1 2	吹田市古江台 2 丁目 11 番 4 号

## 3 その他

- (1) 本業務に要する器具及び消耗品は受託者の負担とする。
- (2) 施設及び付帯設備の保全に留意し破損・故障等を発見したときは速やかに報告すること。
- (3) 清掃実施にあたっては各給食室と十分な打合せを行い、日時の調整をして調理作業等に支障のないように努めること。

参考

各施設の給食室ダクト設備数量等

施設名	レンジフード	エアコン	ホース	給食室面積
山田保育園	1	2	5	27.00㎡
いずみ保育園	5	2	5	40.00㎡
南千里保育園	2	2	6	52.60㎡
ことぶき保育園	2	2	4	46.20㎡
岸部保育園	3	2	4	32.50㎡
千里山保育園	3	2	4	41.23㎡
東保育園	3	2	4	40.80㎡
垂水保育園	3	2	4	40.12㎡
吹一保育園	2	2	5	47.40㎡
吹六保育園	2	2	4	47.43㎡
片山保育園	2	2	4	46.00㎡
千三保育園	3	2	4	59.24㎡
山三保育園	3	2	4	41.64㎡
いずみ小規模園	1	1	2	32.25㎡
はぎのきこども園	5	4	7	108.50㎡
計	40	31	66	702.91㎡

# 業務委託契約書

22002838

1 委託業務名	吹田市立保育所エアコン清掃業務														
2 場所	南千里保育園他3園														
3 履行期間	令和4年5月30日から令和4年9月30日まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									¥	6	2	2	6	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									¥	5	6	6	0	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条、第7条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月30日

発注者 吹田市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 大阪府吹田市江坂町2丁目11番30号  
株式会社 グリーン空調サービス  
代表取締役 河邊 紀博

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる



とき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- (違約金等の控除)
- 第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。
- (秘密の保持)
- 第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- (従業員研修)
- 第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。
- (補 則)
- 第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

# 吹田市立保育所エアコン清掃業務仕様書

## 1 業務名

吹田市立保育所エアコン清掃業務

## 2 業務の場所

吹田市桃山台1丁目4番1号 南千里保育園

吹田市岸部北2丁目2番2号 岸部保育園

吹田市垂水町1丁目6番9号 垂水保育園

吹田市内本町1丁目23番28号 吹一保育園

## 3 業務の内容

対象施設に設置してあるエアコンを衛生的かつ安全に使用できるよう清掃を行うもの

## 4 履行期間

契約締結日から令和4年9月30日まで

## 5 対象機器

別紙「対象機器一覧表」のとおり

## 6 作業内容

(1) 室内機パネル・フィルター・ファン・ドレンパン等を取り外し、洗浄すること。

また、洗浄については、外で行うこと。

(2) 熱交換フィン洗浄の洗浄

熱交換フィンをアルミフィンクリーナー（同等以上のもので可）で噴射後、高圧水で洗浄すること。

なお、清掃にあたっては保育室等が汚れないよう該当機器の周辺を養生すること。

※ 業務に必要な機材及び洗剤等の費用は全て受注者と負担とする。また、業務の実施において、エアコン等に損害を与えた場合は、受注者の負担により修繕するものとする。なお、清掃に係る光熱水費については、園の負担とする。

(1) と (2) の作業終了後、園担当者立会いのもと、動作確認を行うこと。

## 7 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法等関係法令を順守し、安全面には十分配慮すること。また、園運営に支障が生じないように配慮すること。

- (2) 業務が完了した後は、業務実施写真（作業前・作業中・作業後）を速やかに提出すること。
- (3) 清掃後、動作確認の際に不備があった場合は、受注者の負担で対応すること。
- (4) 本業務完了後、1か月以内に清掃が原因でエアコン等の動作に不具合が生じた場合は、その復旧について受注者の負担で対応すること。
- (5) この仕様書に記載のない事項で必要な事項は、保育幼稚園室担当者、園担当者との協議の上業務を遂行するものとする。

## 8 その他

エアコンの清掃日時については、対象各園と協議を行い、日時を調整すること。

## 9 仕様書等についての質問先

吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当 (06-6834-1541)

別紙 機器一覽表

ID	園名	設置場所	室内機型式
1	南千里保育園	0才児室 北	YZHP71M
2	南千里保育園	0才児 北	YZHP71M
3	南千里保育園	0才児 南	YZHP71M
4	南千里保育園	0才児 南	YZHP71M
5	南千里保育園	1才児 南	YZHP71M
6	南千里保育園	1才児 南	YZHP71M
7	南千里保育園	2才児	YZHP71M
8	南千里保育園	2才児	YZHP71M
9	南千里保育園	2才児	YZHP71M
10	南千里保育園	2才児	YZHP71M
11	南千里保育園	事務室	YZHP71M
12	岸部保育園	0才児	YZHP71M
13	岸部保育園	0才児	YZHP71M
14	岸部保育園	1才児	YZHP71M
15	岸部保育園	1才児	YZHP71M
16	岸部保育園	2才児	YZHP71M
17	岸部保育園	2才児	YZHP71M
18	岸部保育園	3才児	YZHP56M
19	岸部保育園	3才児	YZHP56M
20	岸部保育園	4才児	YZHP56M

ID	園名	設置か所	室内機型式
21	岸部保育園	4才児	YZHP56M
22	岸部保育園	5才児	YZHP71M
23	岸部保育園	5才児	YZHP71M
24	岸部保育園	事務室	YZHP140M
25	垂水保育園	0才児	YZHP71M
26	垂水保育園	0才児	YZHP71M
27	垂水保育園	1才児	YZHP71M
28	垂水保育園	1才児	YZHP71M
29	垂水保育園	2才児	YZHP71M
30	垂水保育園	2才児	YZHP71M
31	垂水保育園	3才児	YZHP71M
32	垂水保育園	3才児	YZHP71M
33	垂水保育園	4才児	YZHP71M
34	垂水保育園	4才児	YZHP71M
35	垂水保育園	5才児	YZHP71M
36	垂水保育園	5才児	YZHP71M
37	垂水保育園	事務室	YZHP140M
38	吹一保育園	0才児	YZHP71M
39	吹一保育園	0才児	YZHP71M

※ ただし、一覧表と現地が相違する場合は、現地を優先すること。

収 入  
印 紙

# 業務委託請書

令和 3年 1月 8日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 大阪府吹田市南吹田3丁目12-15

商号又は名称 株式会社ビルマスター

代表者氏名 代表取締役 三浦 建二

印

20007104

1 委 託 業 務 名	吹田市立山三保育園ホール高所清掃業務														
2 場 所	吹田市立山三保育園														
3 履 行 期 間	令和 3年 1月 8日 から 令和 3年 1月29日 まで														
4 業 務 委 託 料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
										¥	9	2	4	0	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額										¥	8	4	0	0	

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

# 吹田市立山三保育園ホール内高所清掃業務仕様書

## 1 業務内容

吹田市立山三保育園ホールについて、高所作業用機材を使用し上部照明器具・梁類・備品類等の除塵および清掃を実施する。高所清掃後は床面の全面清掃および換気を行う。なお、遊戯室の天井は小屋組みであり、最高所（頂点）は約 9.1m である。

## 2 実施場所

吹田市立山三保育園 ホール上部

吹田市山田西 1 丁目 27 番 15 号（電話番号:06-6876-4602）

## 3 その他

- (1) 本業務に要する器具及び消耗品は受託者の負担とする。
- (2) 施設及び付帯設備の保全に留意し破損・故障等を発見したときは速やかに報告すること。
- (3) 清掃実施にあたっては保育園と事前に日程を調整し、園運営に支障のないよう配慮すること。



# 業務委託契約書

22002027

1 委託業務名	吹田市立保育所等給食室グリストラップ清掃業務														
2 場所	吹田市立保育所等														
3 履行期間	令和 4年 5月 1日 から 令和 5年 3月31日 まで														
4 業務委託料				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
								¥	1	7	9	0	2	5	0
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額								¥	1	6	2	7	5	0	
5 契約の保証	免除														
6 適用除外条項	第3条、第7条、第13条														

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月25日

発注者 吹 田 市  
代表者 吹田市長 後藤 圭二

受注者 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番16号  
(株)ダイキョウクリーン  
代表取締役 津田 政房

①

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書を提出しなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、清掃業務1回完了ごとに、次の金額に完了時点の消費税及び地方消費税額を加算して請求することができるものとする。

(1) 吹田市立各保育所、いずみ小規模園及び各こども園分(年6回)

1回につき 262,500円(税抜)

(2) こども発達支援センター分(年3回)

1回につき 17,500円(税抜)

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その

期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 吹田市立保育所等グリストラップ清掃業務仕様書

### 1 業務内容

各対象施設設置のグリストラップ内の沈殿物を取除き、内を清掃するものとする。  
また、設備の破損及び劣化具合について、必要に応じて報告をするもの。

### 2 対象施設

別紙「対象施設一覧」のとおり

### 3 業務委託期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで。

### 4 実施時期

吹田市立各保育所・いずみ小規模園・こども園（計15か所） … 年6回  
（原則、5月・7月・9月・11月・1月・3月）

こども発達支援センター … 年3回  
（原則、7月・11月・3月）

### 5 その他

業務の実施にあたっては、事前に各施設長と打合せを行い、施設運営に支障のないように配慮すること。

### 6 各施設の汚泥の排出予定数量

前年の廃棄汚泥数量（一回当たり）は一施設当たり 0.12 m<sup>3</sup>

### 7 注意事項

- (1) 作業実施前に施設の作業開始予定時間等を記した作業計画書を保育幼稚園室へ提出すること。
- (2) 作業開始前及び終了時は、給食室職員に必ず声を掛けること。（給食室へ無断で入らないこと）
- (3) 作業車の駐車場所等は、できる限り近隣の迷惑にならないよう配慮すること。
- (4) 作業中は、各対象施設の業務に支障の生じないように注意すること。
- (5) 作業終了後は、各対象施設の職員の確認・報告書類への押印を受けること。
- (6) 作業で発生した廃棄物等については、法律・規則に定められたとおり適正に処理をすること。



対象施設一覧

	施設名	電話番号	所在地
1	山田 保育園	6 8 7 8 - 0 2 2 3	吹田市山田市場 19 番 9 号
2	いずみ 保育園	6 3 8 8 - 6 0 8 8	吹田市泉町 2 丁目 11 番 43 号
3	南千里 保育園	6 8 7 1 - 0 7 6 7	吹田市桃山台 1 丁目 4 番 1 号
4	ことぶき保育園	6 3 8 8 - 4 4 1 1	吹田市岸部中 2 丁目 2 番 1 号
5	岸 部 保育園	6 3 8 9 - 2 8 3 8	吹田市岸部北 2 丁目 2 番 2 号
6	千里山 保育園	6 3 8 9 - 2 2 0 0	吹田市千里山東 2 丁目 19 番 22 号
7	垂 水 保育園	6 3 8 6 - 2 9 7 4	吹田市垂水町 1 丁目 6 番 9 号
8	吹 一 保育園	6 3 8 2 - 7 7 8 2	吹田市内本町 1 丁目 23 番 28 号
9	吹 六 保育園	6 3 1 9 - 0 2 3 7	吹田市南清和園町 40 番 31 号
10	片 山 保育園	6 3 8 0 - 9 5 5 8	吹田市出口町 32 番 1 号
11	千 三 保育園	6 3 8 6 - 9 1 7 8	吹田市千里山西 1 丁目 12 番 1 号
12	山 三 保育園	6 8 7 6 - 4 6 0 2	吹田市山田西 1 丁目 27 番 15 号
13	いずみ小規模園	7 6 7 0 - 6 3 8 8	吹田市泉町 2 丁目 11 番 43 号
14	はぎのきこども園	6 8 7 2 - 1 0 1 2	吹田市古江台 2 丁目 11 番 4 号
15	認定こども園吹田南幼稚園	6 3 8 6 - 2 6 7 7	吹田市南金田 1 丁目 4-16
16	こども発達支援センター	6 3 3 9 - 6 1 0 3	吹田市片山町 2 丁目 11 番 40 号